赤　磐　市

一般廃棄物処理基本計画

（素案）

令和９年３月 改定予定

岡山県　赤磐市

＜目 次＞

第１編　計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第２編　ごみ処理基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第３編　生活排水処理基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96

第１編　計画の概要

第１章 計画策定の趣旨・目的と位置づけ..... 1
第２章 計画目標年次..... 2
第３章 計画の進行管理..... 3
第４章 地域の概要..... 4

第１章　計画策定の趣旨･目的と位置づけ

１-１ 計画策定の趣旨

「赤磐市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。)」に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、赤磐市（以下「本市」という。）が定める計画（以下この編において「本計画」という。）です。

本計画は、長期的かつ総合的視点に立って計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

なお、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことを言い、廃棄物の体系は図 1-1-1 に示すとおりで、図中の網掛け部分が本計画の対象とする廃棄物です。

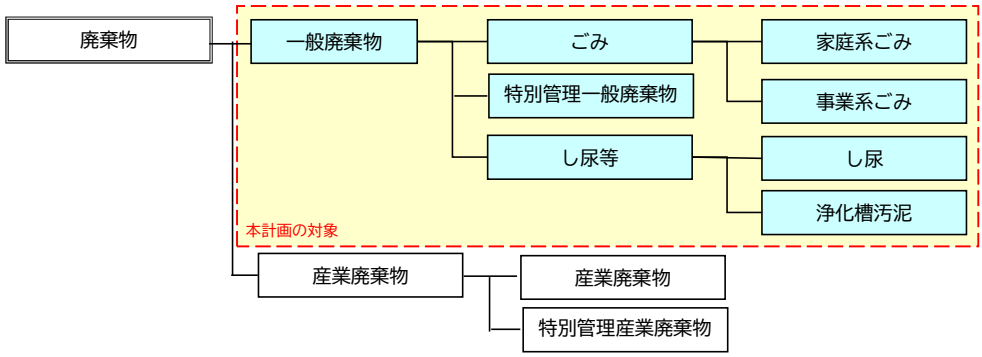

図 1-1-1　廃棄物の体系

１-２　基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第６条第１項の規定に基づき、長期的・総合的な視点に立ち廃棄物処理の基本的事項を定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されます。一般廃棄物処理計画の構成は図 1-2-1 に示すとおりです。

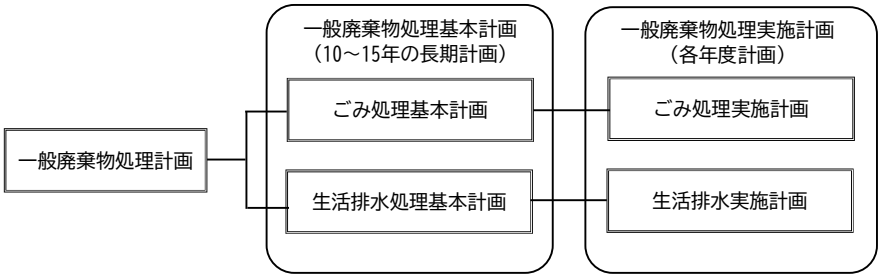

図 1-2-1　一般廃棄物処理計画の構成

第２章　計画目標年次

計画期間は、長期的な視点からの計画を考慮し、令和３年度から令和17年度の15年間とします。また、計画目標年次と中間的な目標を設定し、段階的な計画の目標達成を目指します。

計画目標年は15年後の令和17年度（2035年）とし、中間的な目標として、短期目標年と中期目標年を設定し、それぞれ令和７年度（2025年）及び令和12年度（2030年）としています。

本計画は、短期目標年度（令和７年度（2025年度））における中間見直しであり、計画策定以降の本市の取組を確認し、今後10年間の活動につなげていくことを目標としています。

◆短期目標年：令和７年度（2025年度）
◆中期目標年：令和12年度（2030年度）
◆計画目標年：令和17年度（2035年度）

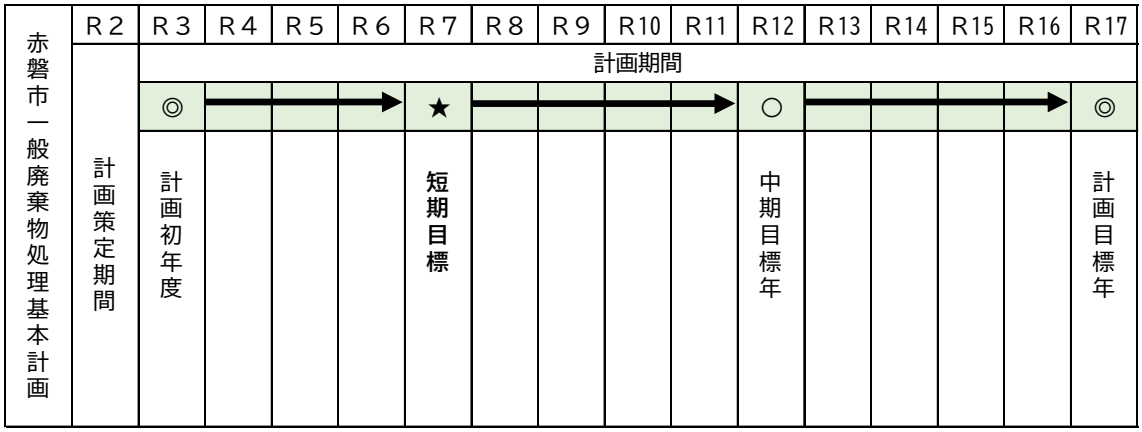

図 2-1-1　計画目標年次

第３章　計画の進行管理

本計画に示す各種施策を継続的かつ効果的に推進していくために、図 3-1-1 に示す Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の PDCA サイクルを基本とした進行管理を行います。

進行管理のプロセスでは、目標達成状況や各種取組施策の実施状況を把握し、必要に応じて目標設定や施策内容について見直していきます。



図 3-1-1　PDCA サイクルを基本とした進行管理

第４章 地域の概要

４-１ 自然環境

(1) 地理的、地形的特性

本市は、岡山県の南東部に位置（図 4-1-1）し、総面積は 209.36km^{2}を有し、県全体面積の 2.9%を占めています。市内東部には吉井川が流れており、中央から南部の平野には市街地と田園地帯が広がる一方で、山陽地域では大型店の進出もあり、都市的な集積もみられます。北部から南部にかけては丘陵地となっており、緑の豊かな地域でもあります。



図 4-1-1　位置図

４-２ 気候的特性

本市の気候の概要は、表 4-2-1 と図 4-2-1 に示すとおりです。

本市は、北を中国山地、南を四国山地に挟まれた瀬戸内式気候で、年間を通じて温暖で、比較的晴天が多く、積雪も少ない自然条件に恵まれた地域です。

年間降水量は平均約 1,200mm です。

表 4-2-1　気候の概要

要素	降水量（mm）	平均気温（℃）	最高気温（℃）	最低気温（℃）	平均風速（m/S）	日照時間（時間）
統計期間	1991～2020					
統計年数	30					
１月	37.9	2.9	9.0	-2.4	1.2	142.2
２月	45.4	3.7	10.1	-2.0	1.3	142.3
３月	86.9	7.0	13.8	0.6	1.4	179.6
４月	96.1	12.4	19.6	5.4	1.5	201.5
５月	122.5	17.5	24.3	10.9	1.5	211.1
６月	162.6	21.6	27.1	16.8	1.3	154.5
７月	189.5	25.6	30.6	21.6	1.3	169.8
８月	112.2	26.5	32.1	22.2	1.3	212.9
９月	156.8	22.4	28.3	17.7	1.1	161.3
10月	98.6	16.1	22.9	10.7	1.0	175.0
11月	55.9	10.1	17.0	4.3	1.0	152.9
12月	46.6	4.9	11.4	-0.4	1.1	148.3
年	1,208.1	14.2	20.5	8.8	1.3	2,051.5

出典：気象庁（観測地点：和気）

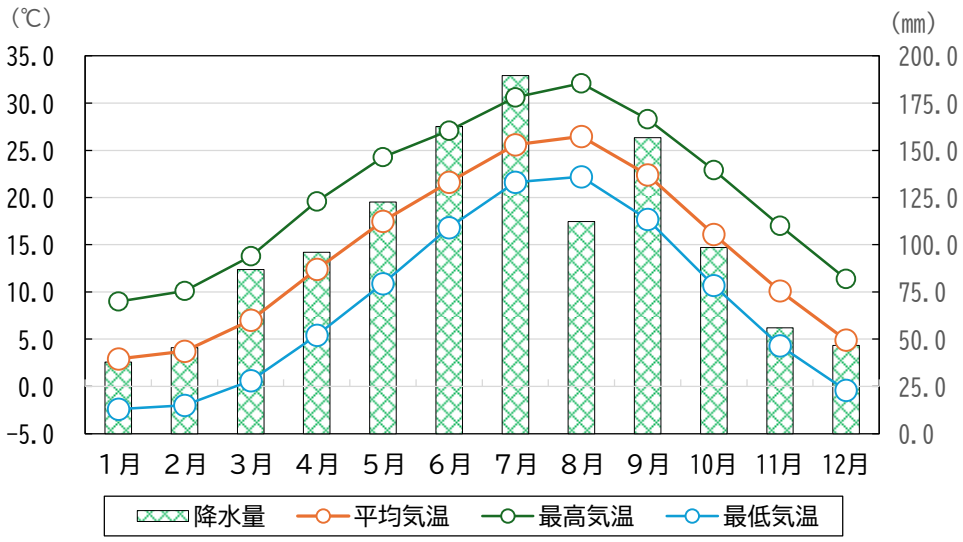

図 4-2-1　気候の概要

４-３ 社会環境

(1) 人口動態

本市の人口推移は、表 4-3-1 及び図 4-3-1 に示すとおりであり、ほぼ横ばい状態となっています。

表 4-3-1　人口の推移

項目	R3	R4	R5	R6	R7
人口（人）	43,559	43,244	42,753	42,283	41,922

出典：住民基本台帳人口（各年度３月末現在）

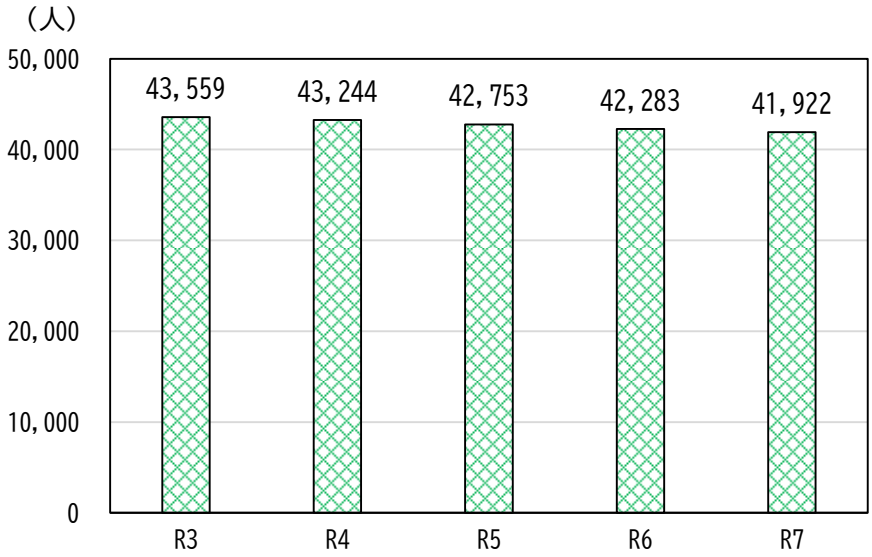

図 4-3-1　人口の推移

出典：赤磐市ホームページ

(2) 産業の動向

産業別就業人口の推移は、表 4-3-2 及び図 4-3-2 に示すとおりです。

就業分類の割合は、各就業人口より、第３次産業が最も多く約６割、次いで第２次産業が約３割、第１次産業が約１割となっています。

令和２年度における第３次産業の割合は全体の約６割と、平成 27 年度から微増しています。

表 4-3-2　産業別就業人口の推移

分類	年度							
	H17		H22		H27		R2	
第一次産業	2,620	12.0%	1,912	9.3%	1,978	9.5%	1,623	7.9%
第二次産業	6,668	30.5%	5,828	28.4%	5,954	28.6%	5,895	28.7%
第三次産業	12,474	57.1%	12,356	60.2%	12,512	60.1%	12,503	60.8%
分類不能	98	0.4%	424	2.1%	382	1.8%	531	2.6%
合計	21,860	100.0%	20,520	100.0%	20,826	100.0%	20,552	100.0%

出典：国勢調査

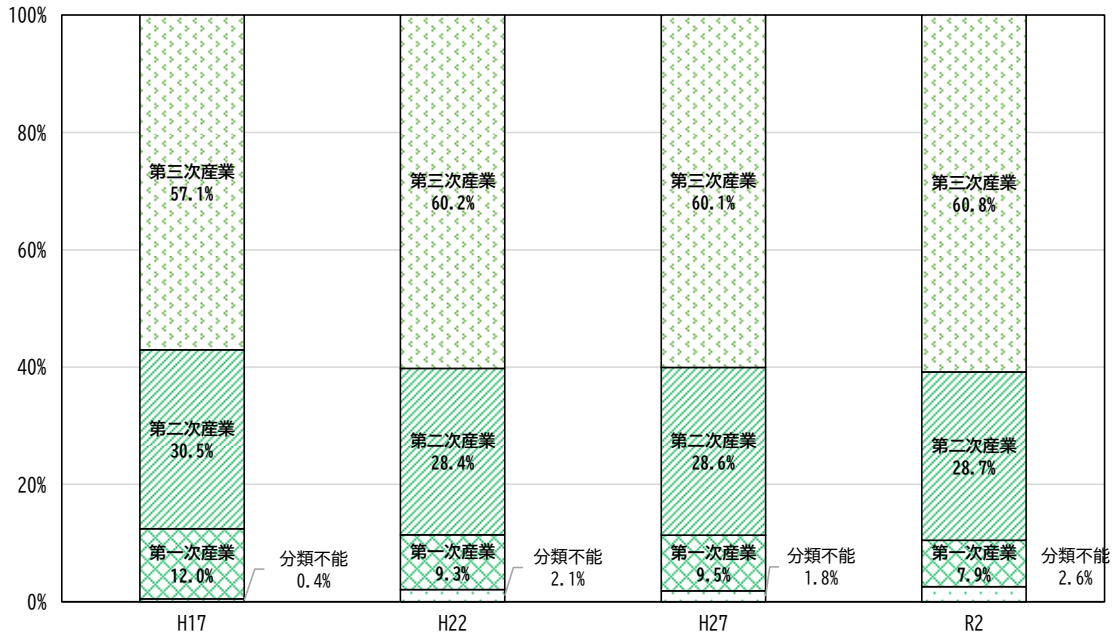

図 4-3-2　産業別就業人口の推移

出典：国勢調査

(3) 歴史･文化

本市の文化財遺跡等の位置は、図 4-3-3 に示すとおりです。

本市には、両宮山古墳、備前国分寺跡、熊山遺跡などの多彩な史跡や岩神神社、石上布都魂神社などの伝統ある寺社があります。

さらに、山陽郷土資料館、桜が丘いきいき交流センター、お笑い赤坂亭、赤坂適塾、くまやまふれあいセンター、永瀬清子展示室、竜天天文台公園、吉井竜天オートキャンプ場など文化・交流施設も多彩にあり、市民グループや生涯学習グループによる文化活動も盛んな地域です。

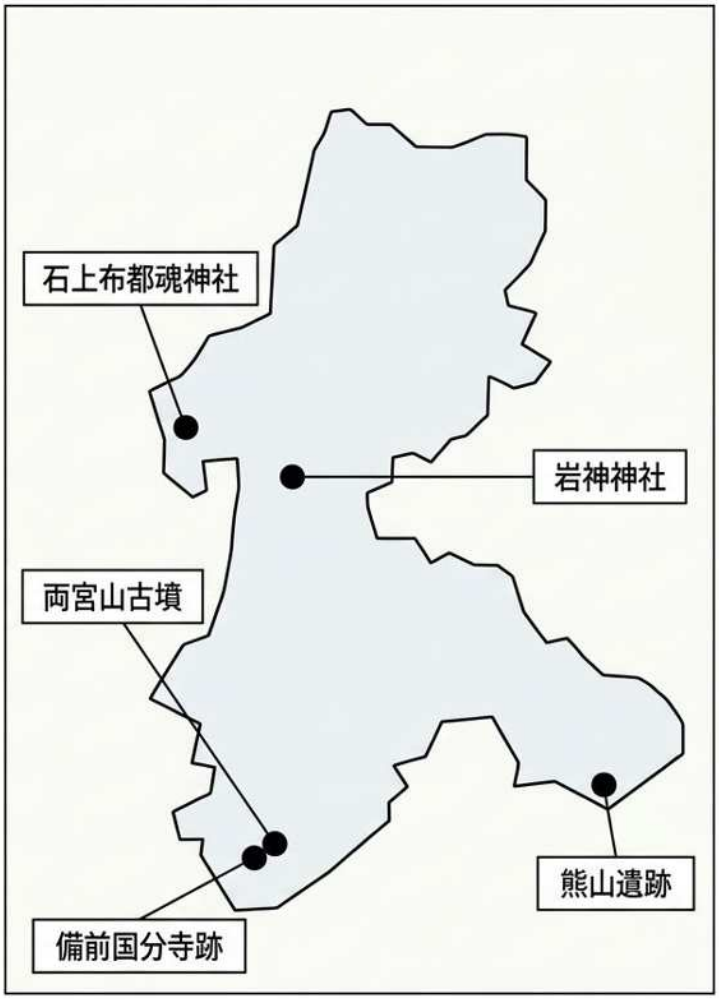

図 4-3-3　文化財遺跡等の位置

４-４ 都市環境

(1) 土地利用状況

本市の民有地の土地利用状況は、表 4-4-1 及び図 4-4-1 に示すとおりです。

本市の土地利用の特徴は、山林面積が多く、全体の約 38%を占めています。田畑は約 15%、宅地は約５％になっています。

表 4-4-1　土地利用状況（令和６年２月１日現在）

項目	単位	総面積	宅地	田	畑	山林	原野	その他	合計
面積	ha	20,936	1,134	2,521	785	7,977	441	8,079	20,936
割合	%	-	5.4%	12.0%	3.7%	38.1%	2.1%	38.6%	100.0%

※総面積：令和5年10月1日現在　　出典：国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
※その他：令和6年2月1日現在　　出典：県市町村課

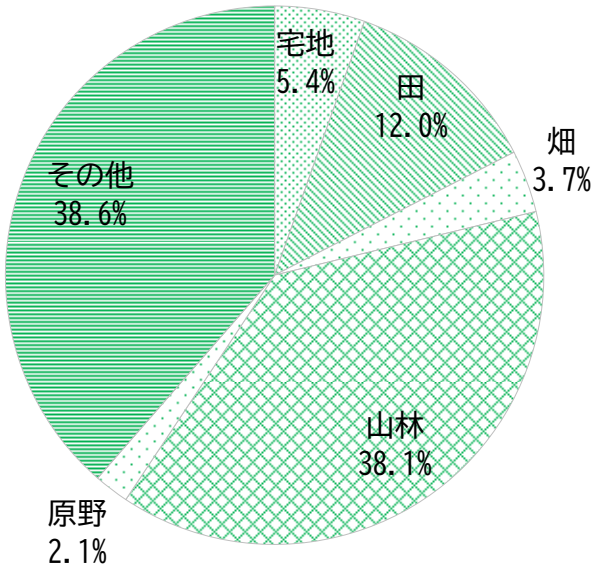

図 4-4-1　土地利用状況（令和６年２月１日現在）

(2) 将来の都市構造

本市の将来都市構造を図 4-4-2 に示します。将来都市構造は、都市的な機能の集積を目指す「拠点」、道路を中心として、各拠点を結び、人や物、情報など都市活動に必要な機能を誘導する「連携軸」、「拠点」と「連携軸」を中心に構成される面的な広がりをもつ地域として区分し、土地利用の方向性を示す「ゾーン」の３つの要素で構成されます。



図 4-4-2　将来の都市構造図

出典：赤磐市都市計画マスタープラン（令和元年６月改訂）

(3) 地域別構想の概要

本市の地域別の将来構想の概要を表 4-4-2 に示します。

表 4-4-2　主な将来構想の概要

地域区分	地域のまちづくりテーマ	地域の都市づくり方針
山陽地域	中心拠点の形成と豊かな自然環境を活かした都市居住環境のまちづくり	○赤磐市役所や商業施設などの都市機能の集積を活かすとともに、交通結節点の整備などにより、公共交通の利便性を高めた新たな都市拠点づくりを進めます。 ○居住環境に配慮しながら、計画的に適正な土地利用を進めます。 ○大規模住宅団地における居住環境の維持・向上に努めます。 ○豊かな緑と文化財の保全に努めます。
赤坂地域	商工業の充実と住みよい農村環境のまちづくり	○日常生活の利便性を高め、住みよい居住環境づくりを進めます。 ○幹線道路沿道や産業拠点周辺では、農村環境と調和した開発の誘導に努めます。 ○農村環境の維持・保全を図ります。
熊山地域	交通結節性の向上と農業生産環境の保全のまちづくり	○熊山駅周辺の整備とともに、公共交通を中心とした交通利便性の向上を図ります。 ○複合型介護福祉施設を中核として、地域における介護・福祉の拠点とします。 ○豊かな自然環境の保全とともに、農業生産環境や田園景観の保全に努めます。 ○住宅団地において、快適で安全な環境づくりを図ります。
吉井地域	歴史的・文化的資源の保存と活用、自然環境の保全のまちづくり	○日常生活の利便性を高め、住みよい居住環境づくりを進めます。 ○豊かな自然環境の保全とそれを利用したレクリエーションの振興を図ります。 ○歴史的・文化的資源の保存と活用を図ります。 ○美作岡山道路の整備により企業誘致を図り、地域の雇用の場の確保に努めます。

第４章　地域の概要



図 4-4-3　地域区分図

出典：赤磐市都市計画マスタープラン（令和元年６月改訂）

４-５　河川水質の状況

赤磐市内にある吉井川の環境基準点の BOD75%値の推移を表 4-5-1、図 4-5-1 に示します。吉井川の水質は環境基準(3.0mg/L)を満足している状況です。

表 4-5-1　吉井川の環境基準点での BOD75%値の経年変化

単位：mg/L

環境基準点	R2	R3	R4	R5	R6
周匝橋	1.6	1.5	1.0	1.2	1.2
熊山橋	0.7	0.8	0.9	0.9	0.7

出典：岡山県環境白書　令和７年版（岡山県）
注）環境基準点：図 4-5-3 参照

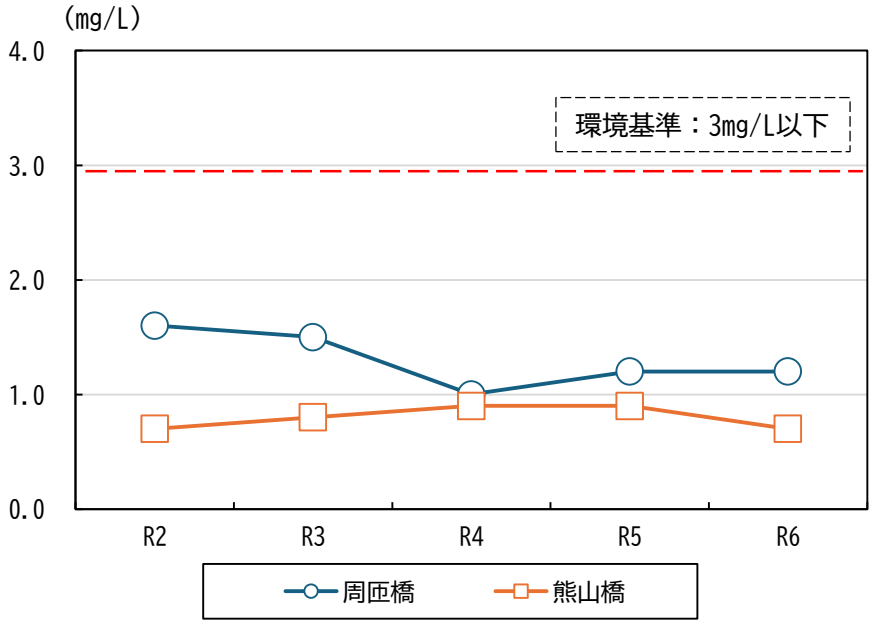

図 4-5-1　吉井川の環境基準点での BOD75%値の経年変化

赤磐市内の水質観測点での年平均 BOD 値の推移を表 4-5-2 に示します。

地点長尾では、令和６年度のみ環境基準（BOD3.0mg/L）を超過していましたが、令和７年度では満足しています。

第４章　地域の概要

表 4-5-2　赤磐市水質調査地点での年平均 BOD 値の推移

単位：mg/L

採水地点	地点名		R3	R4	R5	R6	R7
S-0	砂川	（仁堀東）	0.5	0.7	0.5	0.5	0.6
S-1	砂川	（仁堀中）	0.6	0.6	0.5	0.5	0.7
S-2	砂川	（西窪田）	1.3	0.8	0.6	1.6	1.4
S-2-1	砂川	（坂辺）	0.6	0.6	0.5	1.3	1.1
S-3	砂川	（下市）	1.2	0.8	1.7	1.2	1.0
S-4-2	貫通川	（立川）	1.4	1.0	0.9	0.7	1.2
S-4-4	両宮川	（長尾）	2.6	1.9	1.4	3.1	1.8
S-5-1	小野田川	（沢原）	0.6	0.7	0.6	0.9	0.9
S-5-2	小野田川	（徳富）	1.0	0.8	0.8	1.5	1.0
S-6-1	可真川	（可真下）	0.9	1.0	1.1	1.1	1.7
S-7-1	髙田川	（福田）	0.5	0.5	0.6	1.0	0.5
S-8-1	滝山川	（周匝）	0.8	0.8	0.6	0.9	0.6

注）採水地点：図 4-5-3 参照

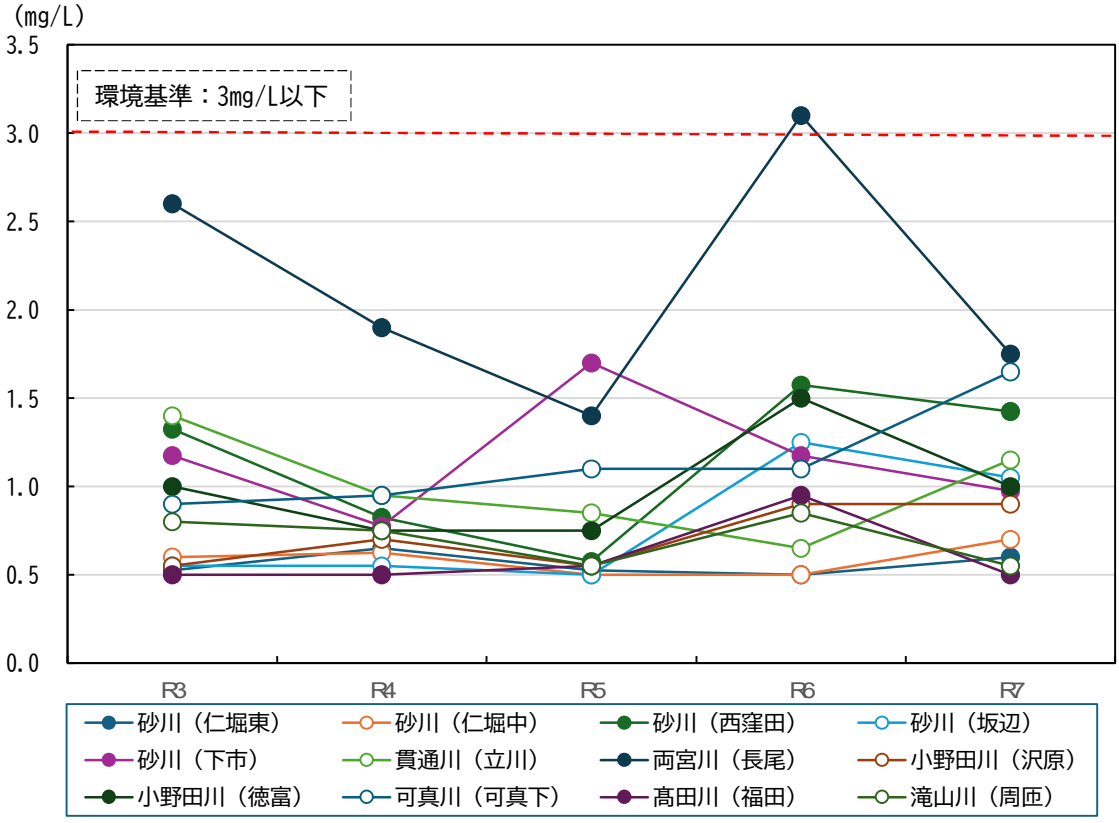

図 4-5-2　市内河川の年平均 BOD 値の推移

注）ＢＯＤ値について

環境基準点では年１２回の水質分析をしており、評価をＢＯＤ75%値で行っていますが、その他の地点は年２～４回しか調査しておらず、低水流量に相当する時期に水質分析を実施しているとは限らないため、年平均ＢＯＤ値で評価をしています。

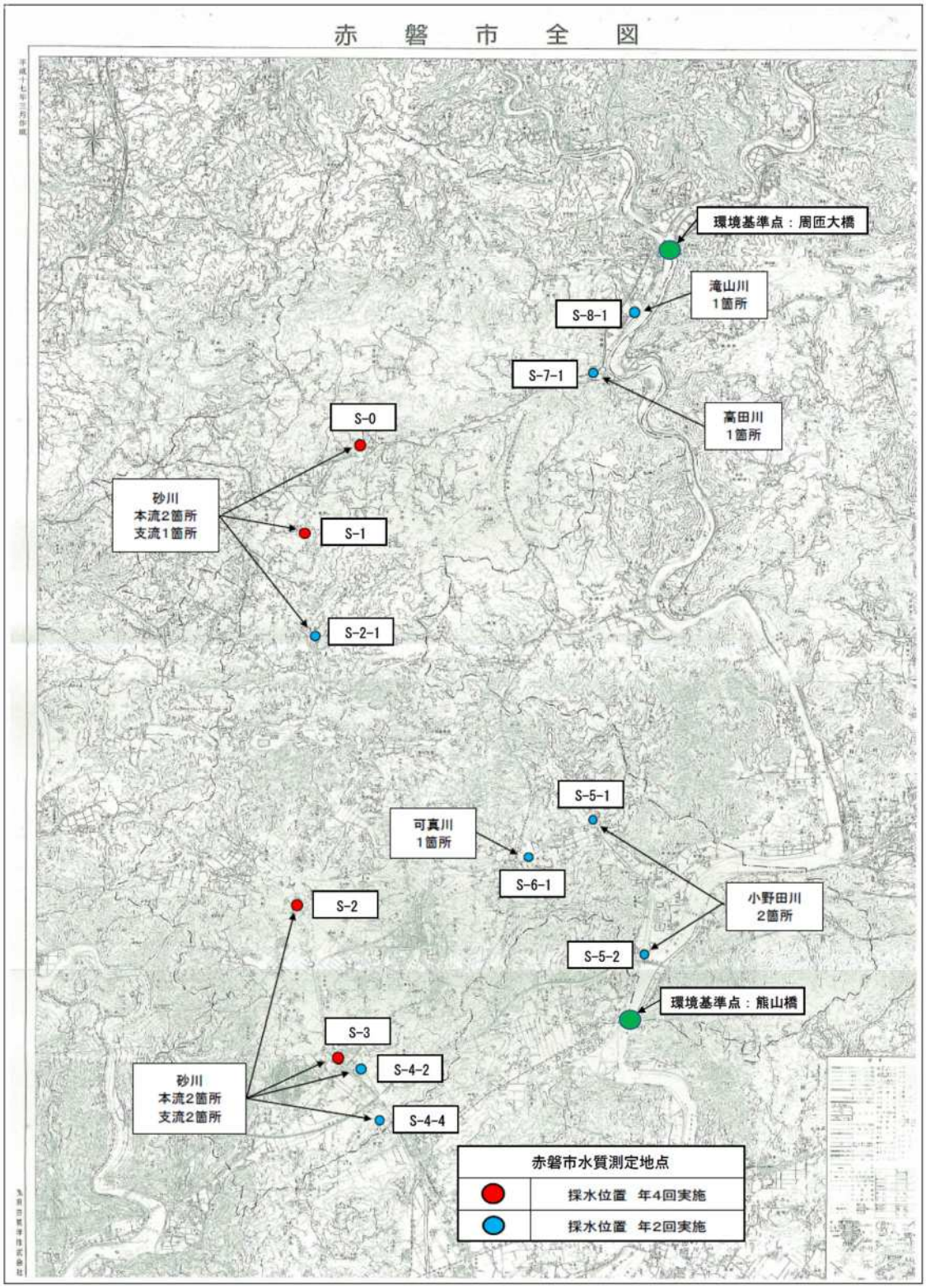

図 4-5-3　水質調査地点位置図

第２編 ごみ処理基本計画

第１章 基本的事項の整理..... 16
１-１ ごみ処理基本計画策定の背景・目的..... 16
１-２ ごみ処理基本計画の位置づけ..... 17
１-３ 関係法令、計画及び方針等..... 18
１-４ 国、県、市における廃棄物行政の動向..... 22
１-５ 岡山県廃棄物処理計画との関係..... 23
１-６ 持続可能な開発目標（SDGs）..... 24
第２章 ごみ処理の現況..... 25
２-１ ごみの発生量の実績及びその性状..... 25
２-２ ごみ処理等の実績..... 29
２-３ 実施施策の実施状況..... 50
２-４ 市町村一般廃棄物処理システム比較分析..... 55
２-５ 県内市町村との比較..... 58
第３章 ごみ処理の課題..... 61
３-１ 排出抑制・再資源化..... 61
３-２ 収集・運搬..... 61
３-３ 中間処理..... 61
３-４ 最終処分..... 62
第４章 ごみの排出量と処理等の予測..... 63
４-１ 予測方法..... 63
４-２ 予測結果..... 64
４-３ 数値目標..... 68
４-４ 目標値の設定..... 73
第５章 ごみ処理基本計画..... 76
５-１ 基本理念及び基本方針..... 76
５-２ 施策の体系..... 77
５-３ 市民・事業者・行政の役割..... 78
５-４ 個別施策の内容..... 79
５-５ 収集・運搬計画..... 87
５-６ 中間処理体制..... 91
５-７ 最終処分計画..... 93
５-８ 災害廃棄物の処理に関する事項..... 95

第１章 基本的事項の整理

１-１ ごみ処理基本計画策定の背景･目的

わが国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造から、持続可能な循環型社会への転換を図っていくため、平成 12 年６月に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、循環型社会を推進していくための基本的枠組みを定めました。

これにあわせて、各種リサイクル法が制定され、循環型社会形成のための法体系の整備が進められてきました。

本市においても、令和３年３月に策定した「赤磐市一般廃棄物処理基本計画（以下この章において「当初計画」と言う。)」に基づき、国や県の施策を参考として、循環型社会の形成に向けた様々な施策に取り組んできました。

実施施策の効果により、本市のごみ量は減少傾向にありますが、今後は、「質」にも着目した更なる循環型社会の形成を推進していくことが必要と考えられます。このためには、ごみ処理施設における適正な処理やエネルギー回収等の取組だけでなく、市民一人一人、事業者及び行政（本市）が、循環型社会形成推進のための主役となり、ごみの発生排出抑制及び再生利用に関する取組を一層進めていくことが必要です。

本計画は、短期目標年度における見直し計画であり、当初計画策定以降の本市のごみ処理状況、実施施策等を確認し、計画目標年度に向けた今後の 10 年間の取組方針を定めるものです。

１-２ ごみ処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第６条第１項の規定に基づいて、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、本市の区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めるもので、本計画の位置づけは図 1-2-1 に示すとおりです。

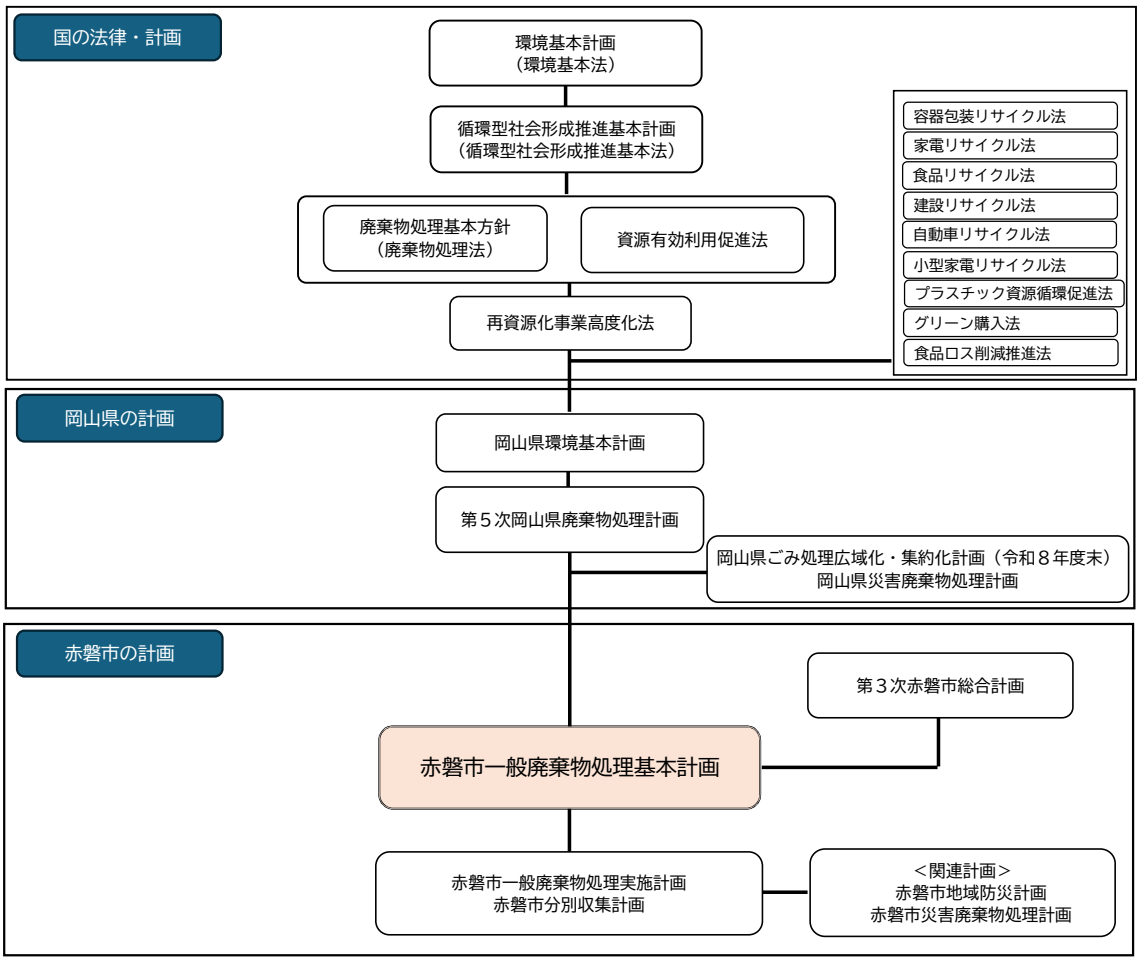

図 1-2-1　一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ

注）一般廃棄物処理計画は、長期的・総合的な視点に立ち廃棄物処理の基本的事項を定める「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「一般廃棄物処理実施計画」により構成されます。

１-３ 関係法令、計画及び方針等

(1) 廃棄物･リサイクルの法制度

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。

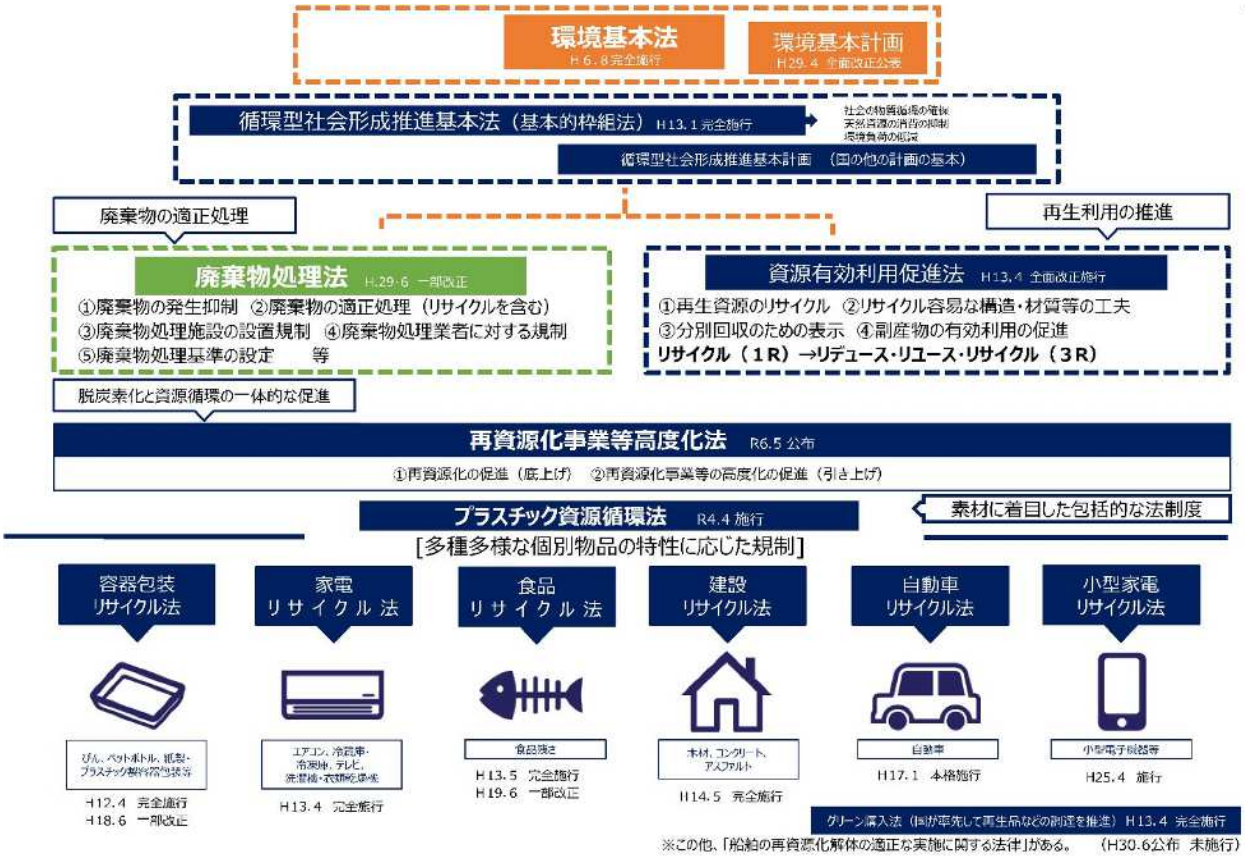

図 1-3-1　循環型社会の形成と推進のための法体系

出典：環境省資料

(2) 国の計画、方針等の概要

① 第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもので、第五次計画が令和６年８月２日に閣議決定されています。第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済先進国としての国家戦略として我が国の現状・課題とその解決に向けた道筋、また、重点分野と位置付けられる５つの柱ごとに取組の中長期的な方向性や各主体の役割等が示されており、循環型社会の全体像に関する指標と、５つの柱別に循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標が設定されています。

これらの各指標は、表 1-3-1 に示すとおりで、一部の指標には数値目標値が定められています。

表 1-3-1　第五次循環型社会形成推進基本計画の概要

重点分野３　多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現		
指標名		数値目標
・地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数 全体における資源循環状況		－
・地域特性を活かした廃棄物の排出抑制・循環利用の状況	地域ごとの一般廃棄物の排出量	－
	地域ごとの一般廃棄物の循環利用量・循環利用率	－
	地域ごとの一般廃棄物の焼却量	－
	１人１日当たりごみ焼却量	約580g(2030年度)
・廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合		46%(2027年度)
・長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合		100%(2027年度)

重点分野４　資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行		
指標名		数値目標
・最終処分場の残余容量・残余年数	一般廃棄物最終処分場	2020年度の水準 (22年分)を維持(2030年度)
	産業廃棄物最終処分場	2020年度の水準 (17年分)を維持(2030年度)
・不法投棄・不適正処理量等		－
・産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率		75%(2030年度)
・災害廃棄物対策の備えに関する指標	災害廃棄物処理計画策定率	都道府県100%、市町村 100%(2030年度)
	災害廃棄物に係る教育・訓練実施率	都道府県100%、市町村 60%(2030年度)
	災害廃棄物処理計画における水害の想定率	市町村60%(2030年度)

出典：第五次循環型社会形成推進基本計画(環境省、令和６年８月)

② 廃棄物処理法に基づく基本方針

廃棄物処理法第５条の２第１項の規定に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が令和７年２月に変更されています。

基本方針の変更に当たっては、第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合させる形として、表 1-3-2 に示す目標値が定められています。

表 1-3-2　廃棄物処理法に基づく基本方針の概要

項目	目標値 （令和12年度）	備考
一般廃棄物の排出量	令和４年度比約９％削減	一般廃棄物総排出量＝家庭系ごみ排出量＋事業系ごみ排出量＋集団回収量
１人１日当たりの家庭系ごみ排出量	約478g/人/日	資源ごみを除く家庭系ごみ排出量
リサイクル率	約26％	一般廃棄物の出口側循環利用率＝循環利用量÷一般廃棄物総排出量
１人１日当たりごみ焼却量	約580g/人/日	
一般廃棄物の最終処分量	令和４年度比約５％削減	
一般廃棄物の最終処分場の残余年数	22.4年分を維持	

出典：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(環境省、令和７年２月)

③ プラスチック資源循環戦略

プラスチックの海洋流出による地球規模での環境汚染が懸念されるなか、日本はワンウェイの１人当たり容器包装廃棄物が世界で２番目に多く、また、未利用の廃プラスチックが一定程度あることなどから、「プラスチック資源循環戦略」（環境省他、令和元年５月）において、表 1-3-3 に示すとおり、リデュース、リユース・リサイクル、再生利用等の目標が設定されています。

表 1-3-3　プラスチック資源循環戦略の概要

区分	プラスチック資源循環戦略 （環境省他、令和元年５月）	
	数値目標	目標年次
リデュース	ワンウェイのプラスチック(容器包装等)をこれまでの努力を含め累計で25%排出抑制するよう目指す。	令和12年
リユース・ リサイクル	プラスチック製容器包装の６割をリユース又はリサイクルするよう目指す。	令和12年
	すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用するよう目指す。	令和17年
再生利用	適用可能性を勘案した上で、令和12年までに、プラスチックの再生利用（再生素材の利用）を倍増するよう目指す。	令和12年

出典：プラスチック資源循環戦略(環境省他、令和元年５月)

④ 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロス削減推進法第 11 条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス基本方針」という。）として、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められています。

表 1-3-4　食品ロス基本方針の概要

区分	食品ロス基本方針 （令和２年３月31日閣議決定、令和７年３月25日変更）	
	数値目標	目標年度
家庭系食品ロス量	平成12年度比で半減	令和12年度
事業系食品ロス量	平成12年度比で60%削減	令和12年度
消費者割合	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合80%	－

出典：食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和２年３月 31 日閣議決定、令和７年３月 25 日変更）
注）家庭系食品ロス量については、令和 12 年度を待たずに早期達成を目指すとしている。

⑤ 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法に基づき、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるものです。2023 年度～2027 年度を計画期間とする廃棄物処理施設整備計画では、「2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化」、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」、「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点が追加されています。また、一般廃棄物に関わる再生利用、中間処理、最終処分に関わる目標値は、下記のように設定されています。

表 1-3-5　廃棄物処理施設整備計画の概要

項目		内容
目標年度		令和９（2027）年度
計画期間		令和５（2023）年度～令和９（2027）年度
目標値	再生利用	20%（令和２（2020）年度実績）→28%（令和９（2027）年度）
	中間処理	期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値を20%（令和２（2020）年度実績）から22%にする。
	最終処分	一般廃棄物最終処分場の残余年数を令和２（2020）年度の水準（22年分）を維持する。

１-４　国、県、市における廃棄物行政の動向

当初計画の策定以降の国、県、市の廃棄物行政の主なトピックを表 1-4-1 にまとめています。

表 1-4-1　平成 27 年度以降の国、県、市の廃棄物行政の動向

年度	国	県	市
平成27年度	廃棄物処理法の基本方針(H28.1)		赤磐市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画(H28.3)
平成28年度		第4次岡山県廃棄物処理計画(H29.3)	
平成29年度			
平成30年度	第四次循環型社会形成推進基本計画(H30.6) 廃棄物処理施設整備計画(H30.6)		
令和元年度	プラスチック資源循環戦略(R1.5) 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(R2.3)	岡山県災害廃棄物処理計画(R2.3)	赤磐市都市計画マスタープラン(R1.6) 赤磐市分別収集計画(第９期)(R1.7) 第2次赤磐市総合計画（一部改訂）(R1.12) 赤磐市災害廃棄物処理計画(R2.3)
令和２年度	レジ袋有料化義務化(R2.7)	岡山県庁プラスチックごみ削減指針(R2.4)	赤磐市一般廃棄物処理基本計画(R3.3)
令和３年度		第5次岡山県廃棄物処理計画(R4.3)	
令和４年度			赤磐市分別収集計画(第10期)(R4.7)
令和５年度	廃棄物処理施設整備計画(R5.6)		
令和６年度	第五次循環型社会形成推進基本計画(R6.8) 廃棄物処理法の基本方針(R7.2) 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（R7.3）	・岡山県災害廃棄物処理対策業務マニュアル(R7.2) ・市町村災害廃棄物処理対策業務マニュアル作成ガイドライン(R7.2)	
令和７年度			第3次赤磐市総合計画(R7.9) 赤磐市分別収集計画(第11期)(R7.8)
令和８年度		第6次岡山県廃棄物処理計画(R9.3) 岡山県広域化・集約化計画(R9.3)	赤磐市一般廃棄物処理基本計画(R9.3)

１-５ 岡山県廃棄物処理計画との関係

岡山県は、令和４年３月に「第５次岡山県廃棄物処理計画」を策定しました。この計画では、第４次計画の目標や各施策等の進捗状況を可能な限り最新の情報・データ等を活用して点検を行った上で、廃棄物を資源として活用しながら持続可能な社会をつくる必要性や、環境保全と安全・安心に関する意識の高まりを踏まえ、計画の副題を「持続可能で安心して暮らせる循環型社会へ」として、新たな計画期間（令和３年度～令和７年度）における岡山県の廃棄物・資源循環に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、処理業者など関係者全ての指針となるものです。

図 1-5-1 には、廃棄物処理計画の位置づけを示していますが、市町村では、県の廃棄物処理計画を踏まえて、一般廃棄物処理計画、分別収集計画、災害廃棄物処理計画を策定することになります。

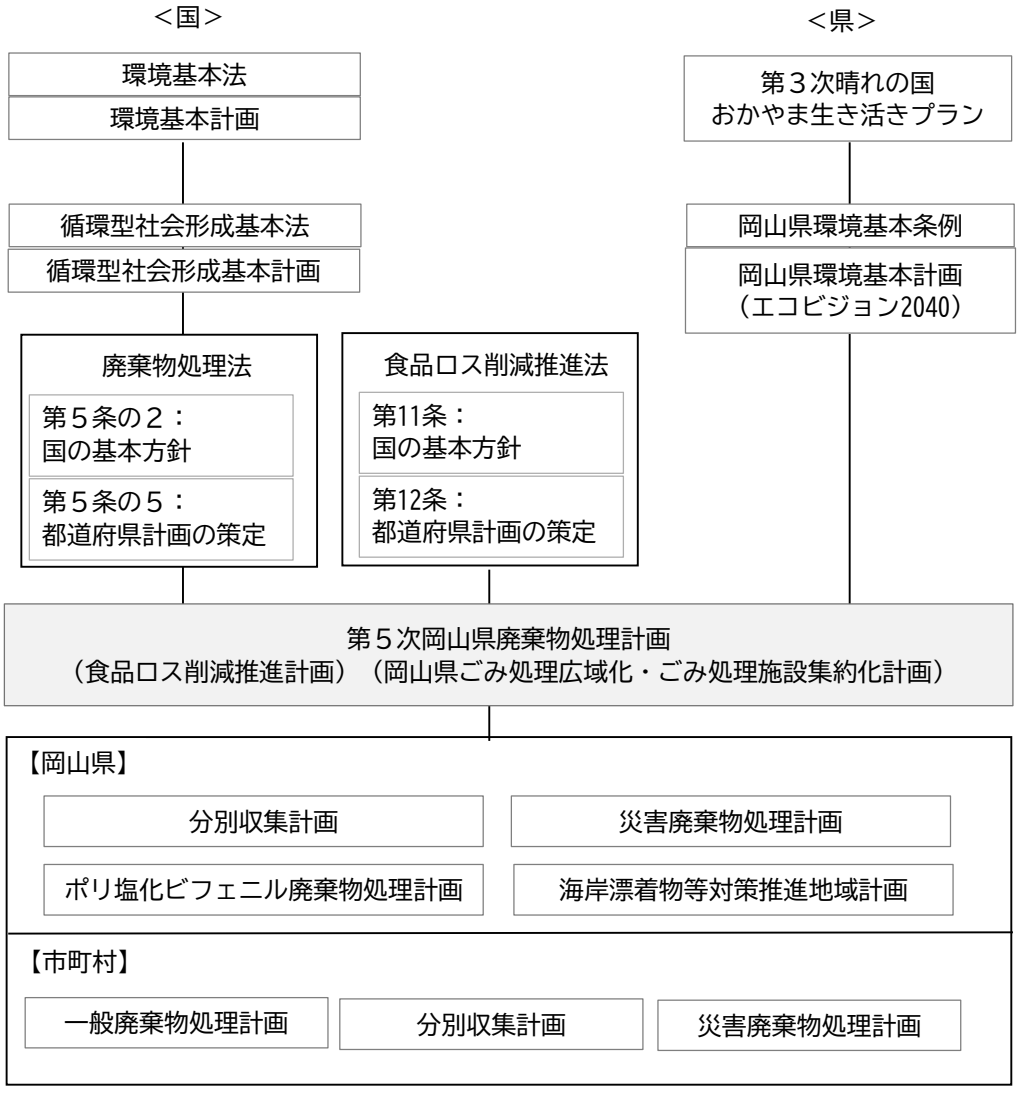

図 1-5-1　廃棄物処理計画の位置づけ

出典：第５次岡山県廃棄物処理計画より引用

参考のため、第５次岡山県廃棄物処理計画で設定された一般廃棄物の減量化の目標を表 1-5-1 に示します。

表 1-5-1　第５次岡山県廃棄物処理計画での目標値

項目	一般廃棄物（ごみ）減量化目標 （目標年度：Ｒ７（2025）年度）	単位	現状 令和元年度 （2019年度）	予測 令和７年度 （2025年度）
排出抑制	１人１日当たり排出量を約935g とすることを目指します。	g/人/日	1,002.3	1,011.7
	（うち、１人１日当たり家庭系ごみ排出量は477g）	g/人/日	512.1	510.7
資源化	リサイクル率を23.1%とすることを目指します。	%	19.6	20.7
最終処分量の削減目標	最終処分量を64.1t/日とすることを目指します。	t/日	82.9	81.5
排出抑制・資源化	排出抑制・資源化率を97%とすることを目指します。	%	96.1	96.2

注１）リサイクル率＝資源化量÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100
注２）排出抑制・資源化率＝（１-(埋立処分量)/(平成 17(2005)年度の排出量))×100

１-６ 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030　アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際指標のことです。

社会、経済、環境の３側面からとらえることができる 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国のみならず、先進国も含めたすべての国が取り組むべき普遍的な目標です。



第２章 ごみ処理の現況

２-１ ごみの発生量の実績及びその性状

(1) ごみ処理の流れ

本市におけるごみ処理のフローは図 2-1-1、分別区分は表 2-1-1 に示すとおりです。

赤磐市環境センター（エコプラザあかいわ）の稼働開始により、これまで地域によって異なっていた分別区分等を統一しています。

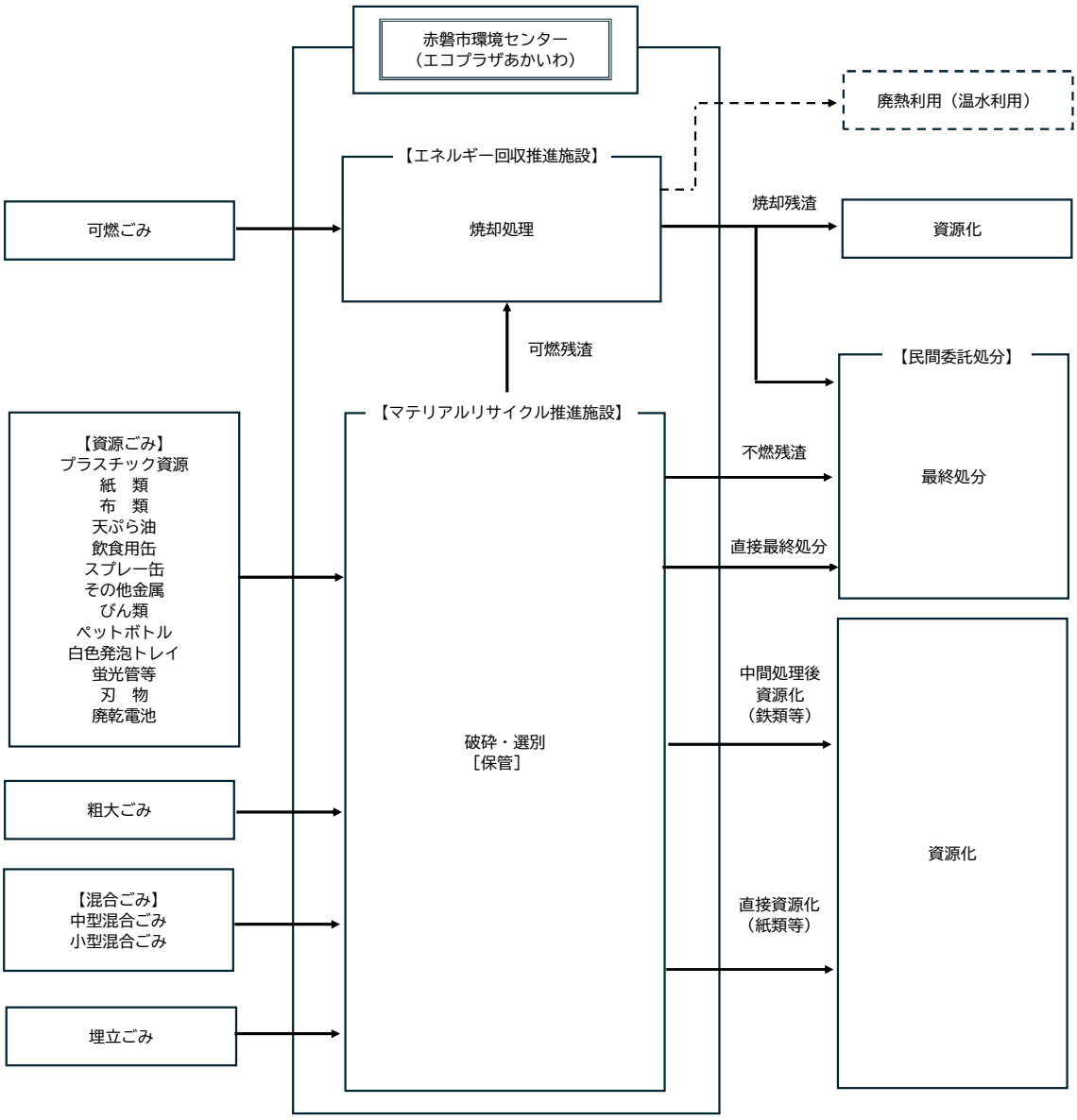

図 2-1-1　ごみ処理フロー

表 2-1-1　分別区分

分別区分			品目例
1	可燃ごみ		生ごみ、紙くず、くつ、かばん、カセットテープ、ビデオテープ、草、枯れ葉、ぬいぐるみ、紙おむつ、ゴム類、革製品、剪定くず（剪定枝、草、落ち葉）など
2	中型混合ごみ		ビデオカメラ、アイロン、炊飯器、ポット、電気スタンド（金属製とプラスチック製が混合している中型家電製品）
3	粗大ごみ		タンス、ソファー、ベッド、テーブル、布団、自転車など
4	プラスチック資源		食品パック、シャンプー容器、ペットボトルのキャップ 文具用品、おもちゃ、台所用品 （容器包装リサイクル法対象商品と100％プラスチック素材のもの）
5	紙類	新聞	新聞とチラシ類
6		雑誌・雑がみ	雑誌、カタログ、本、パンフレットなど
7		段ボール	段ボール
8		紙パック	牛乳、ジュース類
9	布類		布類
10	天ぷら油		植物性の廃食油
11	飲食用缶	スチール缶	スチール缶、アルミ缶
		アルミ缶	
12	スプレー缶		スプレー缶
13	その他金属		なべ、やかんなど （スチール缶・アルミ缶・スプレー缶以外の金属類）
14	びん類	無色びん	清涼飲料水、酒びん、調味料びんなど （容器包装リサイクル法対象品）
15		茶色びん	
16		その他の色びん	
17	ペットボトル		飲料用ペットボトル、しょうゆ用ペットボトルなど （容器包装リサイクル法対象品）
18	白色発泡トレイ		白色の発泡トレイ （容器包装リサイクル法対象品）
19	埋立ごみ		陶磁器、化粧びん、コップ等のガラスくずなど
20	小型混合ごみ		電気カミソリ、電卓、目覚まし時計、延長コードなど （金属製とプラスチック製が複合している小型家電）
21	蛍光管等		蛍光管、ＬＥＤ電球、電球、体温計、温度計など
22	刃物		包丁、ナイフ、カミソリ、釘、草刈機の刃など
23	廃電池		アルカリ電池、マンガン電池、ボタン電池、 リチウムイオン電池など

出典：赤磐市ごみ分別マニュアル

出典：赤磐市ごみ分別マニュアル

(2) ごみ処理の体制

① 家庭系ごみの処理体制

家庭系ごみの処理体制は、表 2-1-2 に示すとおりです。

表 2-1-2　家庭系ごみの収集体制

分別区分			形態	方式	収集頻度
1	可燃ごみ		直営・委託	ステーション	2回/週
2	中型混合ごみ		直営・委託	ステーション	1回/月
3	粗大ごみ		直営・委託	ステーション	1回/月
4	プラスチック資源		委託	資源化物集積場所	3回/月
5	紙類	新聞	委託	資源化物集積場所	1回/月
6		雑誌・雑がみ			
7		段ボール			
8		紙パック			
9	布類		直営・委託	資源化物集積場所	1回/月
10	天ぷら油		直営・委託	資源化物集積場所	1回/月
11	飲食用缶	スチール缶	委託	資源化物集積場所	1回/月
		アルミ缶			1回/月
12	スプレー缶		直営・委託	資源化物集積場所	1回/月
13	その他金属		直営・委託	資源化物集積場所	1回/月
14	びん類	無色びん	委託	資源化物集積場所	1回/月
15		茶色びん	委託		
16		その他の色びん	直営・委託		
17	ペットボトル		直営・委託	資源化物集積場所	1回/月
18	白色発泡トレイ		直営・委託	資源化物集積場所	1回/月
19	埋立ごみ		直営・委託	資源化物集積場所	1回/月
20	小型混合ごみ		直営・委託	資源化物集積場所	1回/月
21	蛍光管等		直営・委託	資源化物集積場所	1回/月
22	刃物		直営・委託	資源化物集積場所	1回/月
23	廃電池		直営・委託	資源化物集積場所	1回/月

② 事業系ごみの処理体制

事業系ごみの処理体制は、表 2-1-3 に示すとおりです。

表 2-1-3　事業系ごみの収集体制

品目		収集運搬状況		
		収集運搬	収集回数	収集方法
1	可燃ごみ	許可	不定期	各戸収集
2	不燃ごみ	許可	不定期	各戸収集
3	資源ごみ	許可	不定期	各戸収集
4	その他収集ごみ	許可	不定期	各戸収集
5	粗大ごみ	許可	不定期	各戸収集

２-２ ごみ処理等の実績

(1) ごみ排出量

① 排出量

本市のごみ排出量の推移（令和３年度～令和７年度）は、表 2-2-1 及び図 2-2-1 に示すとおりです。

総排出量は、近年は横ばい傾向を示しており、令和７年度では 11,075t/年となっています。

また、１人１日当たりごみ排出量（＝総排出量÷計画収集人口÷年間日数×1,000,000）についても横ばい傾向を示しており、令和７年度において 743.8g/人/日となっています。

表 2-2-1　ごみ排出量の推移

項目		単位	R3	R4	R5	R6	R7
計画収集人口		人	42,383	42,105	41,759	41,206	40,794
総排出量		t/年	11,979	11,690	11,293	11,094	11,075
	家庭系ごみ排出量	t/年	8,230	7,955	7,665	7,470	7,305
	事業系ごみ排出量	t/年	3,020	3,023	2,983	2,936	3,044
	集団回収量	t/年	729	712	645	688	726
１人１日当たりごみ排出量		g/人/日	774.3	760.7	738.9	737.6	743.8
１人１日当たり家庭系ごみ排出量		g/人/日	532.0	517.6	501.5	496.7	490.6
１人１日当たり事業系ごみ排出量		g/人/日	195.2	196.7	195.2	195.2	204.4
１人１日当たり集団回収排出量		g/人/日	47.1	46.3	42.2	45.7	48.8

注）計画収集人口は、各年度の一般廃棄物処理実態調査の計画収集人口を採用

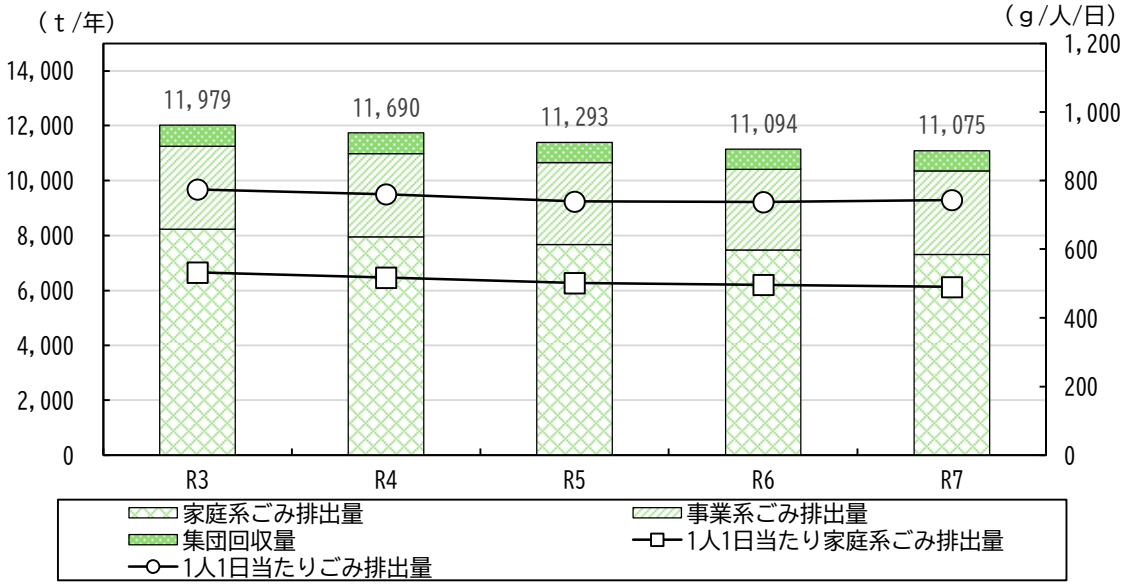

図 2-2-1　ごみ排出量の推移

② 国及び県の平均値との比較（１人１日当たりごみ排出量）

１人１日当たりごみ排出量の比較は、表 2-2-2 及び図 2-2-2 に示すとおりです。

令和６年度における本市の１人１日当たりごみ排出量は、737.6ｇ/人/日となっており、岡山県平均 935.5ｇ/人/日及び全国平均 838.7ｇ/人/日を下回っています。

また、県が令和７年度目標値としている 935ｇ/人/日と比較しても下回っています。

表 2-2-2　１人１日当たりごみ排出量の比較

単位：ｇ/人/日

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全国平均	900.8	890.0	879.8	851.4	838.7	-
岡山県平均	930.6	923.1	898.7	922.8	935.5	-
赤磐市	745.5	774.3	760.7	738.9	737.6	743.8

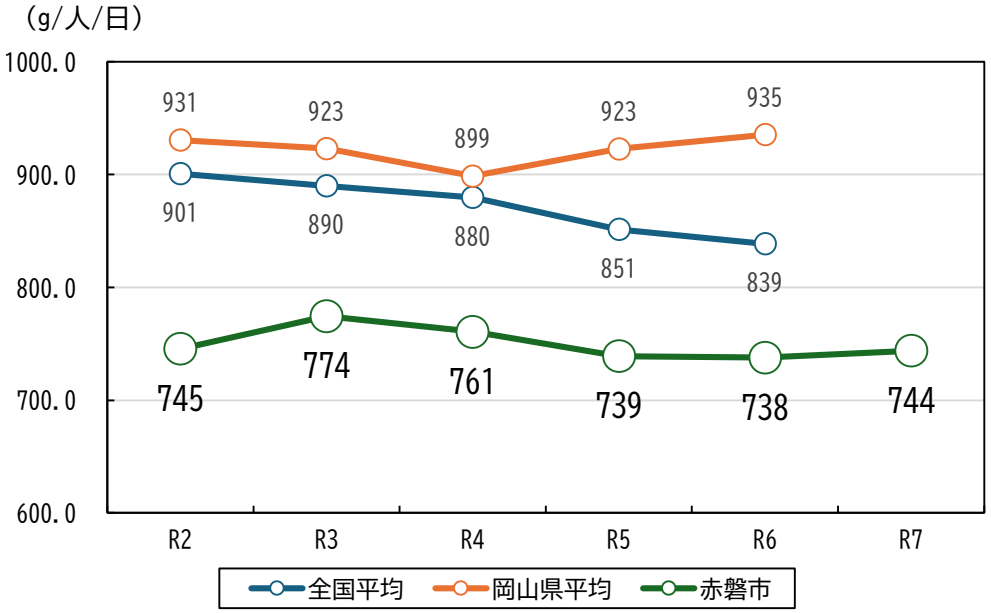

図 2-2-2　１人１日当たりごみ排出量の比較

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

③ 国及び県の平均値との比較（排出量の構成比）

本市のごみ排出量の構成比は、表 2-2-3 及び図 2-2-3 に示すとおりです。

本市のごみ排出量のうち、家庭系ごみ量（67.3%）が 6 割以上を占めており、次いで事業系ごみ量（26.5%)、集団回収量（6.2%）になります。

家庭系ごみが占める割合は、県平均（57.6%）より 9.7 ポイント、国平均（65.8%）より 1.5 ポイント程度高くなっています。

表 2-2-3　ごみ排出量の構成比

区分	赤磐市		岡山県		全国	
家庭系ごみ排出量（ｔ/年）	7,470	67.3%	360,814	57.6%	25,065,246	65.8%
事業系ごみ排出量（ｔ/年）	2,936	26.5%	246,913	39.4%	11,745,306	30.8%
集団回収量（ｔ/年）	688	6.2%	18,401	2.9%	1,302,720	3.4%
計	11,094	100.0%	626,128	100.0%	38,113,272	100.0%

※集団回収は、学校や子供会が行う資源回収です。

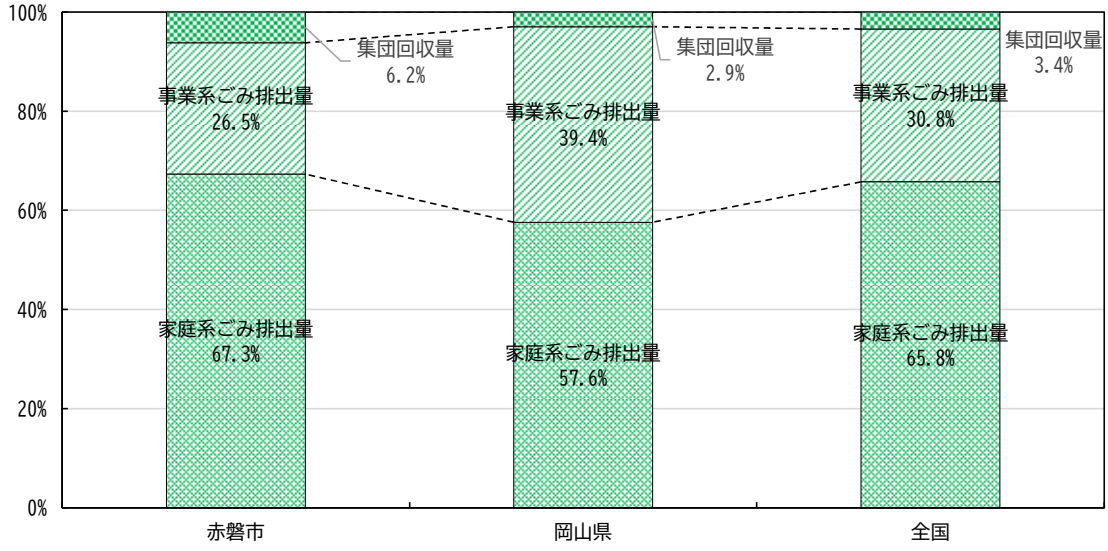

図 2-2-3　ごみ排出量の構成比

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(2) 中間処理の実績

① 焼却処理量の推移

本市の焼却処理量の推移は、表 2-2-4 及び図 2-2-4 に示すとおりです。

焼却処理量は、令和７年度では 9,121t/年となっており、増減を繰り返しながらも全体としては、減少傾向にあります。

また、焼却残渣は、焼却処理量と同様に、令和７年度において 951t/年と減少傾向を示しています。

表 2-2-4　焼却処理量の推移

項目		単位	R3	R4	R5	R6	R7
焼却処理量		t/年	10,109	9,610	9,461	8,717	9,121
焼却残渣量		t/年	1,076	1,019	1,017	979	951
	資源化量（セメント原料化）	t/年	369	358	340	271	337
	最終処分量	t/年	707	661	677	708	614
焼却残渣率		%	10.6	10.6	10.7	11.2	10.4

注）焼却残渣率＝焼却残渣量÷焼却処理量×100

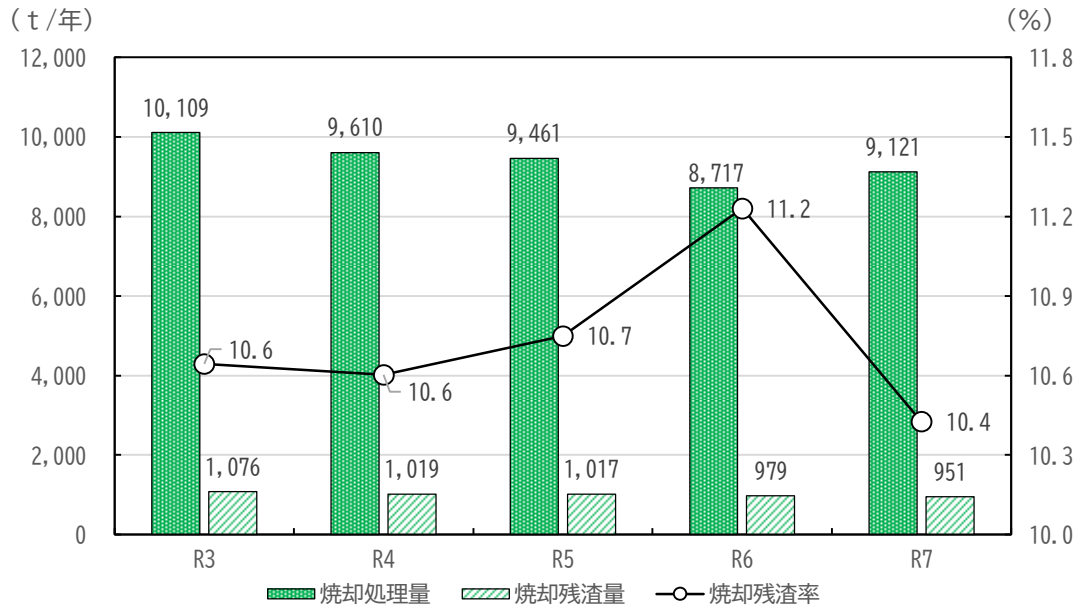

図 2-2-4　焼却処理量の推移

② 中間処理（焼却以外）量の推移

本市の焼却処理以外の中間処理量の推移は、表 2-2-5 及び図 2-2-5 に示すとおりです。

中間処理量は、令和７年度において 293t/年となっており、減少しています。また、令和７年度における資源化量も 238ｔ/年であり、減少傾向にあります。

表 2-2-5　中間処理量（焼却以外）の推移

項目	単位	R3	R4	R5	R6	R7
中間処理量（焼却以外）	ｔ/年	364	338	312	319	293
資源化量	ｔ/年	318	286	280	244	238

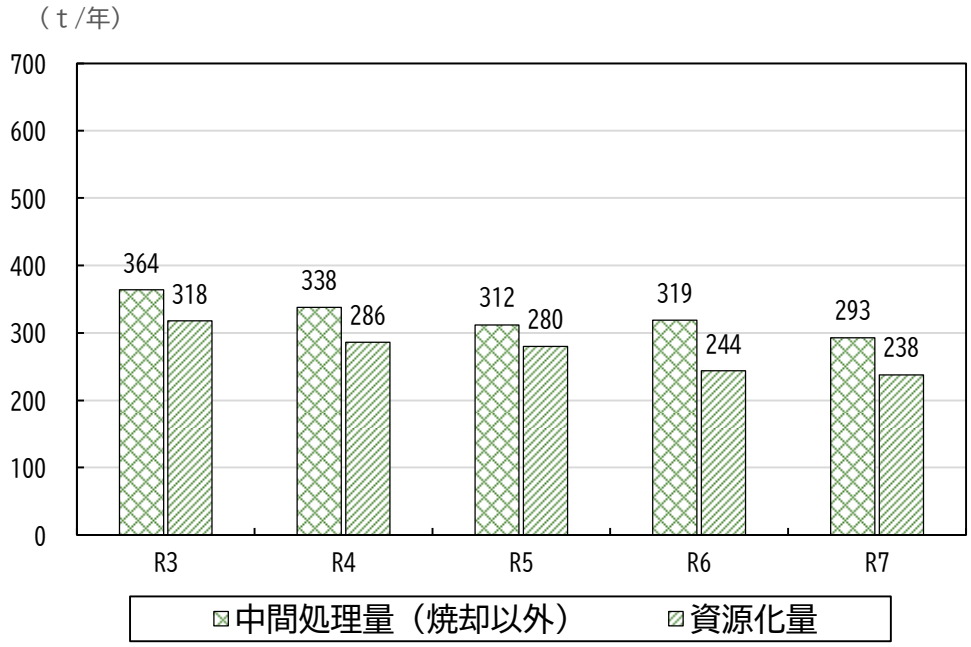

図 2-2-5　中間処理量（焼却以外）の推移

(3) 資源化の実績

① 資源化量の推移

資源化量の推移は、表 2-2-6 及び図 2-2-6 に示すとおりです。

総資源化量（直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量）は、令和７年度において 1,972t/年であり、減少傾向を示しています。

主な要因は、家庭から排出される資源ごみが直接店頭回収等に出されること、紙類の使用量自体が減少していることも影響していると考えられます。

なお、令和７年度のリサイクル率（＝総資源化量÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100）は 18.1%となっており、総資源化量の推移と同様の傾向を示しています。

表 2-2-6　資源化量の推移

項目		単位	R3	R4	R5	R6	R7
総資源化量		t/年	2,423	2,148	2,007	1,949	1,972
	直接資源化量	t/年	1,007	792	742	746	671
	中間処理後資源化量	t/年	687	644	620	515	575
	集団回収量	t/年	729	712	645	688	726
リサイクル率（総排出量基準）		%	20.2	18.4	17.8	17.6	17.8
リサイクル率（総処理量基準）		%	19.6	18.6	17.8	18.4	18.1

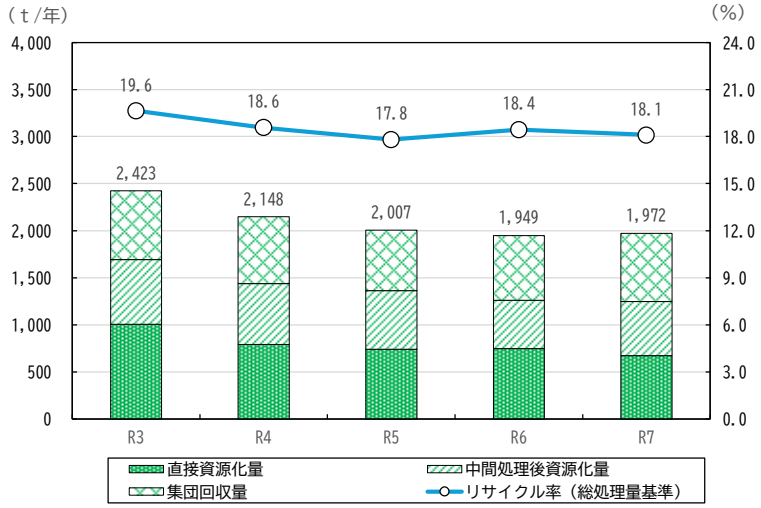

図 2-2-6　資源化量の推移

② 国及び岡山県との比較（リサイクル率）

本市のリサイクル率について、国及び県と比較した結果は、表 2-2-7 及び図 2-2-7 に示すとおりです。

令和６年度における本市のリサイクル率は18.4％であり、国（19.3％）や県（31.8％）の平均値と比較すると下回っている状況にあります。

表 2-2-7　国及び県のリサイクル率との比較

単位：％

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全国平均	20.0	19.9	19.6	19.5	19.3	-
岡山県平均	24.6	24.1	23.5	29.0	31.8	-
赤磐市	14.0	19.6	18.6	17.8	18.4	18.1

注）リサイクル率＝総資源化量÷（ごみ処理量+集団回収量）×100

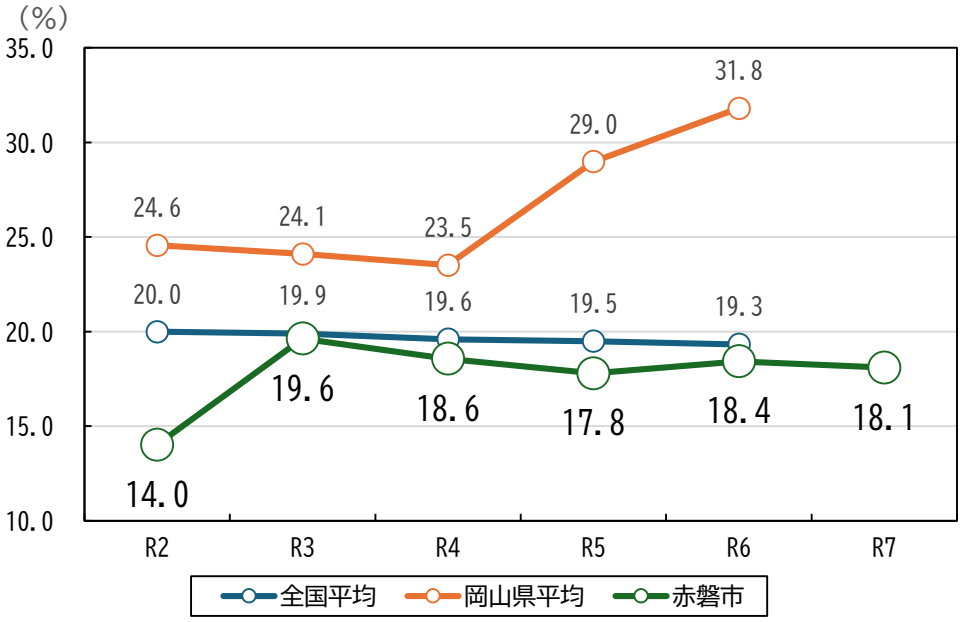

図 2-2-7　国及び県のリサイクル率との比較

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(4) 最終処分の実績

① 最終処分量の推移

最終処分量の推移は、表 2-2-8 及び図 2-2-8 に示すとおりです。

最終処分量は、令和３年度以降、増減を繰り返しながら、令和７年度実績は 700t/年となっています。

なお、最終処分率（＝最終処分量÷ごみ処理量×100）は、令和７年度において 6.9%であり、前年度より減少しています。

表 2-2-8　最終処分量の推移

項目		単位	R3	R4	R5	R6	R7
最終処分量		t/年	837	777	793	812	700
	直接最終処分量	t/年	130	116	116	104	86
	焼却残渣量	t/年	707	661	677	708	614
	不燃残渣量	t/年	0	0	0	0	0
最終処分率		%	7.2	7.2	7.5	8.2	6.9

注）最終処分率：最終処分量÷ごみ処理量×100
ごみ処理量＝直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量

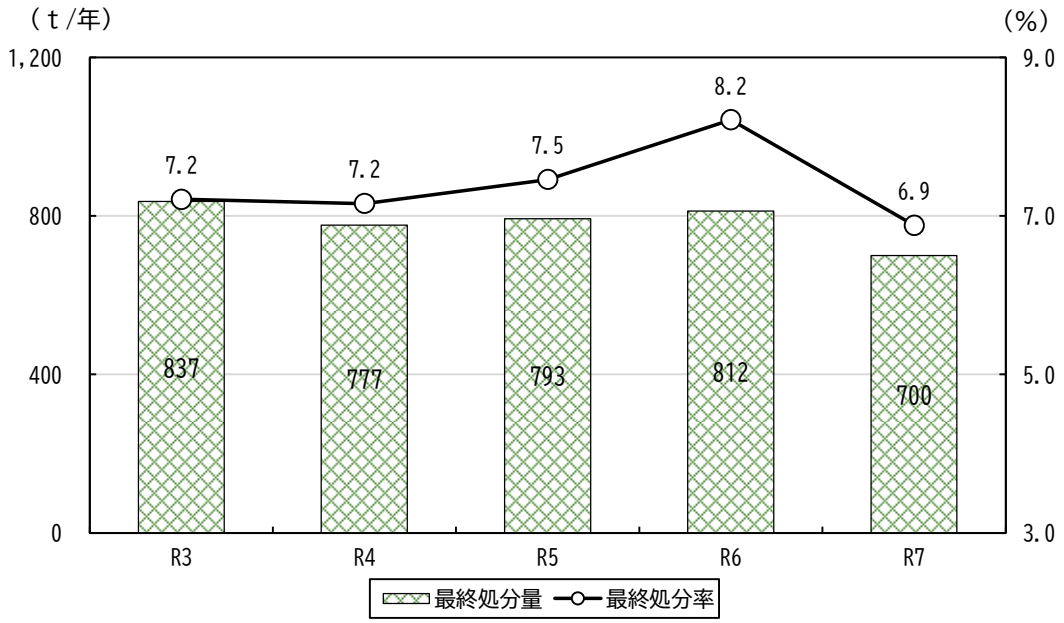

図 2-2-8　最終処分量の推移

② 国及び岡山県との比較（最終処分率）

本市の最終処分率について、国及び県と比較した結果は、表 2-2-9 及び図 2-2-9 に示すとおりです。

令和６年度における国（8.3%）や県（3.8%）の平均値と比較すると、高い状況にあったため、焼却灰のセメント原料化に取り組み、最終処分量の削減を図っています。

表 2-2-9　国及び県の最終処分率との比較

単位：％

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全国平均	9.1	8.7	8.7	8.4	8.3	-
岡山県平均	4.6	4.5	4.3	3.9	3.8	-
赤磐市	10.1	7.2	7.2	7.5	8.2	6.9

注）最終処分率（%）＝最終処分量÷ごみ処理量×100

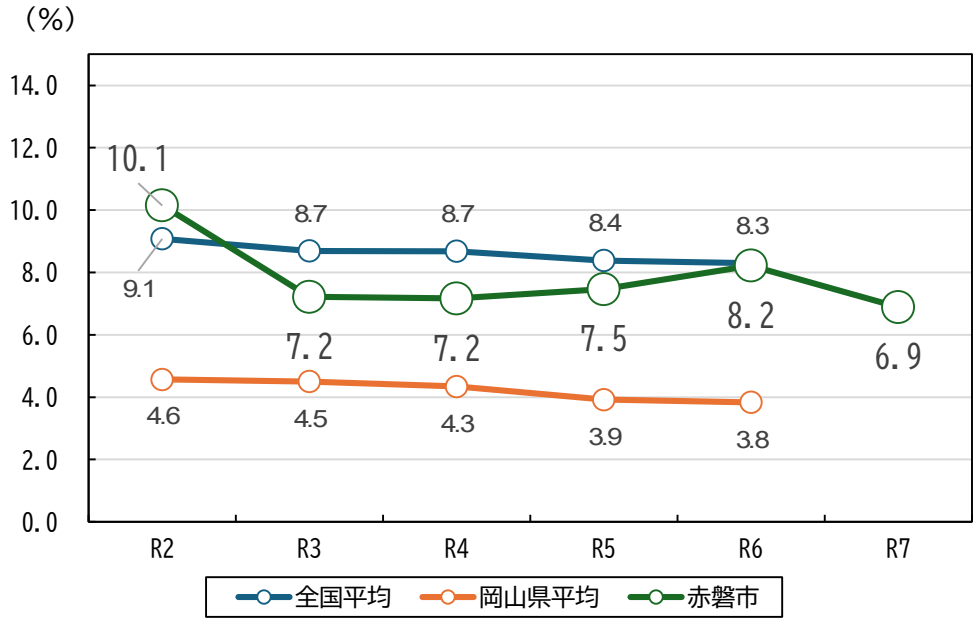

図 2-2-9　国及び県の最終処分率との比較

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(5) ごみ組成

本市のエネルギー回収推進施設に搬入されているごみの組成結果は、図 2-2-10 及び図 2-2-11 に示すとおりです。

ごみの種類組成(乾物基準)は、紙・布類の占める割合が大きく 39.3%となっています。次いで、合成樹脂類（プラスチック・ゴム等）が大きく 25.8%、厨芥類（生ごみ）は 20.5%となっています。また、ごみの三成分では、可燃分が 38.6%、水分が 57.4%となっています。

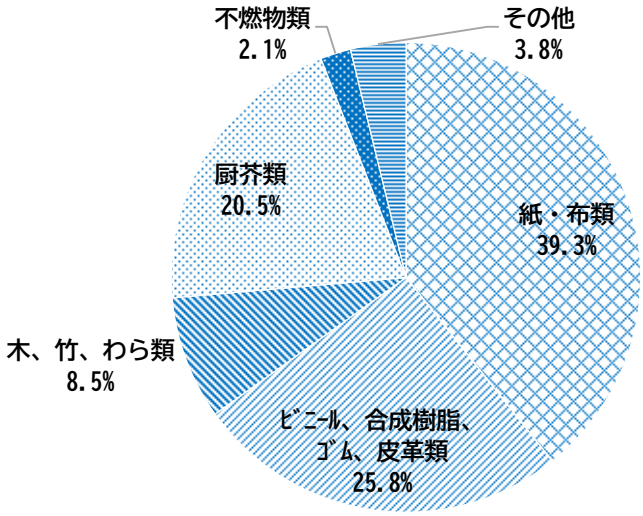

図 2-2-10　ごみの種類組成

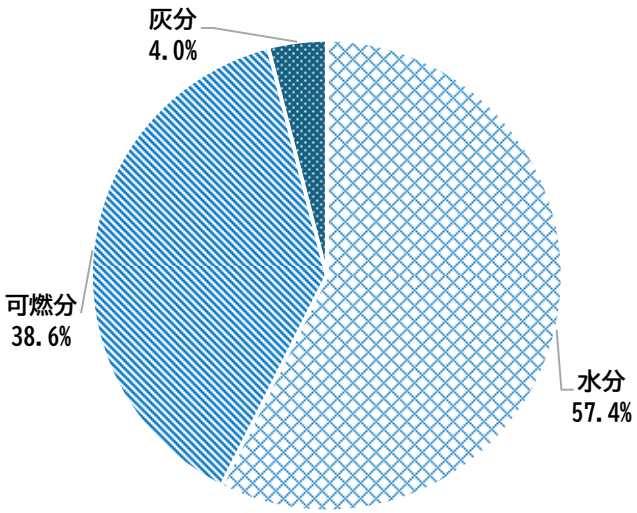

図 2-2-11　ごみの三成分

注１)：ごみの種類組成は乾ベースの数値を示します。
注２)：令和７年度に実施したごみ組成調査（４回）の平均値です。

(6) 発生抑制･減量化への取組

① 資源化となるごみの分別収集

本市の分別区分別の排出場所は、表 2-2-10 に示すとおりです。

表 2-2-10　分別区分別の排出場所

分別区分			排出場所
1	可燃ごみ		ステーション
2	中型混合ごみ		指定場所（ステーション）
3	粗大ごみ		指定場所（ステーション）
4	プラスチック資源		資源化物集積場所
5	紙類	新聞	資源化物集積場所
6		雑誌・雑がみ	
7		段ボール	
8		紙パック	
9	布類		資源化物集積場所
10	天ぷら油		資源化物集積場所
11	飲食用缶	スチール缶	資源化物集積場所
		アルミ缶	資源化物集積場所
12	スプレー缶		資源化物集積場所
13	その他金属		資源化物集積場所
14	びん類	無色びん	資源化物集積場所
15		茶色びん	資源化物集積場所
16		その他の色びん	資源化物集積場所
17	ペットボトル		資源化物集積場所
18	白色発泡トレイ		資源化物集積場所
19	埋立ごみ		資源化物集積場所
20	小型混合ごみ		資源化物集積場所
21	蛍光管等		資源化物集積場所
22	刃物		資源化物集積場所
23	廃電池		資源化物集積場所

② コンポスト容器等による発生抑制･減量化

本市では、生ごみの減量化を目的として、生ごみ処理容器等の購入に対する補助を実施しています。購入費補助金の内訳は、表 2-2-11 に示すとおりです。

購入費補助の実績は、表 2-2-12 に示すとおりです。

表 2-2-11　生ごみ処理容器購入費補助金

項目	金額
地上設置型コンポスト	3,000 円を限度に1/2 以内の補助
ぼかし容器	3,000 円を限度に1/2 以内の補助
酵素容器	3,000 円を限度に1/2 以内の補助
電気式生ごみ処理機	30,000 円を限度に1/2 以内の補助

※資料：赤磐市生ごみ処理容器購入費補助金交付規則

表 2-2-12　生ごみ処理容器購入費補助の実績

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7
地上設置型コンポスト	25	27	23	15	23
ぼかし容器	0	0	0	0	0
酵素容器	0	0	0	0	0
電気式生ごみ処理機	16	12	16	27	27
地上設置型コンポスト（累計）	168	195	218	233	256
電気式生ごみ処理機（累計）	131	143	159	186	213

③ 収集ごみ袋の有料化制度

本市では、家庭から出る可燃ごみ及び埋立ごみは、市が指定するごみ袋（指定袋）で排出する必要があります。

また、粗大ごみ及び中型混合ごみは指定シールを貼って排出する必要があります。

指定袋及び指定シールは、大きさや種類の違いによる料金設定を行っており、本市の指定ごみ袋及び指定シールの料金体系は表 2-2-13 に示すとおりです。

表 2-2-13　指定ごみ袋及び指定シールの料金体系

区分			金額		
動物の死体	犬、猫等の愛玩動物1体		2,000円/体		
家庭系廃棄物	燃えるごみ袋	（青色）	45L	450円/10枚	45円/枚
			30L	300円/10枚	30円/枚
			20L	400円/20枚	20円/枚
			10L	200円/20枚	10円/枚
	埋立ごみ袋	（透明）	20L	400円/20枚	20円/枚
			10L	200円/20枚	10円/枚
	粗大ごみシール	（青色）	450円/５枚		90円/枚
	中型混合ごみシール	（赤色）	450円/10枚		45円/枚
	せん定枝ごみシール	（ピンク色）	450円/10枚		45円/枚
特定家庭用機器廃棄物	21型未満のテレビジョン受信機		1,000円		
	ユニット形エアコンディショナー		2,000円		
	21型以上のテレビジョン受信機等				
事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じる産業廃棄物以外の廃棄物		180円/10kgまでごと		

出典：赤磐市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 別表第１

(7) ごみ処理事業経費の状況

本市におけるごみ処理事業経費の推移は表 2-2-14 及び図 2-2-12 に示すとおりです。

令和７年度のごみ処理事業経費は約 6.8 億円、処理及び維持管理に係る費用は約 6.1 億円となっており、前年度より減少しています。

市民１人当たりの処理及び維持管理費は、約 12,000～17,000 円/人で推移しています。

表 2-2-14　ごみ処理事業経費の推移

区分			R3	R4	R5	R6	R7
計画収集人口		人	42,383	42,105	41,759	41,206	40,794
ごみ総排出量		t	11,979	11,690	11,293	11,094	11,075
ごみ処理事業経費		千円	617,447	586,643	642,313	755,538	684,160
	処理及び維持管理費	千円	568,303	536,213	562,599	693,090	613,213
		収集運搬費	千円	119,163	122,641	130,530	169,660	170,313
		中間処理費	千円	233,437	227,360	270,874	366,042	293,671
		最終処分費	千円	88,391	65,551	66,427	51,466	43,962
		組合分担金、調査研究費等	千円	127,312	120,661	94,768	105,922	105,267
	建設・改良費		千円	0	0	0	0	0
	その他		千円	49,144	50,430	79,714	62,448	70,947
市民１人当たりの処理及び維持管理費※			円/人	13,409	12,735	13,473	16,820	15,032
ごみ排出量当たりの処理及び維持管理費※			円/ t	47,442	45,869	49,818	62,474	55,369

※処理及び維持管理費÷計画収集人口×1,000、処理及び維持管理費÷ごみ総排出量×1,000

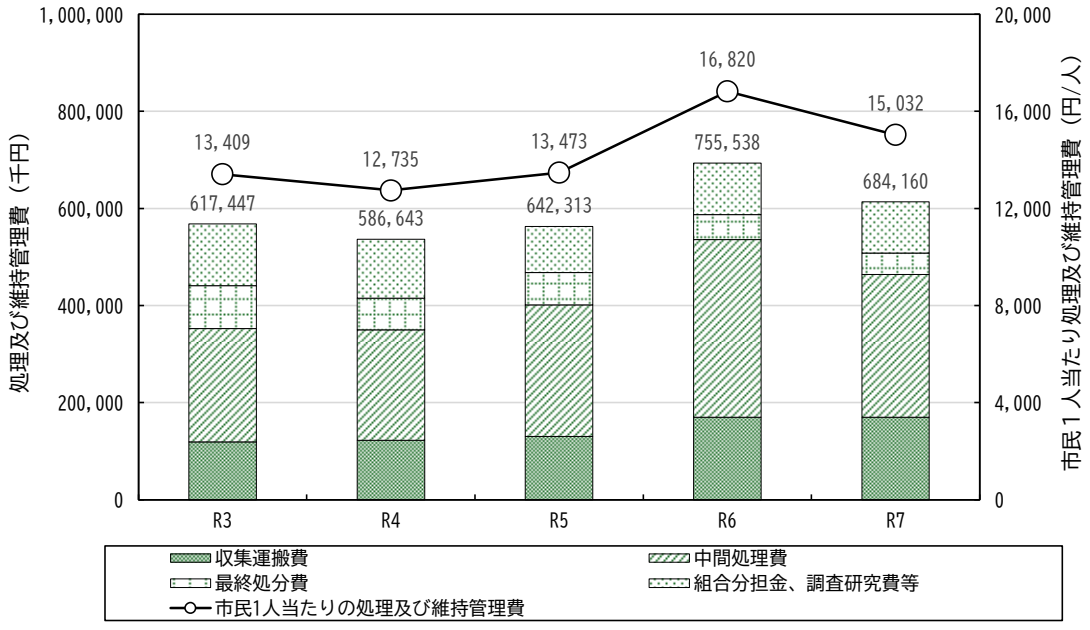

図 2-2-12　ごみ処理事業経費の推移

(8) ごみ処理施設の状況

本市でごみを処理している「赤磐市環境センター（エコプラザあかいわ）」及びペットボトル他ストックヤードの位置は、図 2-2-13 に示すとおりです。

平成 26 年４月から赤磐市環境センターが稼働を開始したため、それまで赤磐市内のごみ処理を行っていた「赤坂環境センター」、「山陽桜が丘清掃センター」及び熊山・吉井地域の市民が利用していた「和気北部衛生施設組合クリーンセンター」は閉鎖しています。

また、各施設の概要は表 2-2-15～表 2-2-18 に示すとおりです。

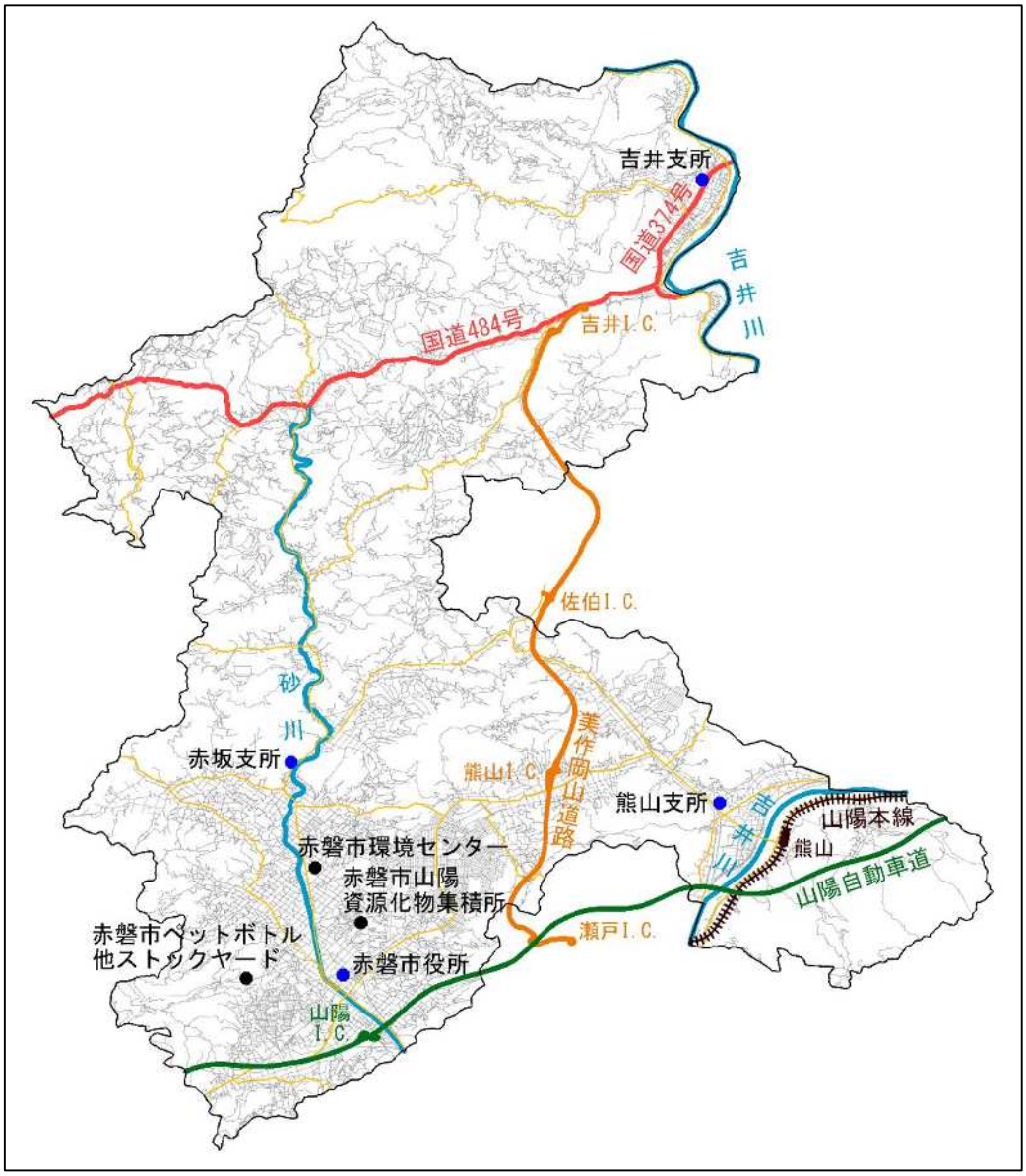

図 2-2-13　現有施設の位置図

焼却処理施設

表 2-2-15　赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）の概要

施設の名称	赤磐市環境センターエネルギー回収推進施設
施設の所管	赤磐市
所在地	赤磐市津崎197-１
稼動開始年	平成 26 年４月
処理能力	44 ｔ /日 （ 22ｔ / 16 時間×２炉）
炉形式	准連続式ストーカ炉
燃焼ガス冷却方式	水噴射式
搬入物	収集可燃ごみ・直接搬入可燃ごみ・可燃性粗大ごみ・破砕後選別可燃残さ
敷地面積	31,145 m^2（ マテリアルリサイクル施設等含む全体）

資源化施設

表 2-2-16　赤磐市環境センター（マテリアルリサイクル推進施設）の概要

施設の名称	赤磐市環境センターマテリアルリサイクル推進施設
施設の所管	赤磐市
所在地	赤磐市津崎197- 1
稼動開始年	平成 26 年４月
処理能力	４ ｔ / ５ 時間
	１．不燃・粗大ごみ・缶処理設備　2.5 ｔ / ５ 時間
	２．ペットボトル処理設備　0.5ｔ / ５ 時間
	３．プラスチック製容器包装処理設備 1.0ｔ / ５ 時間
搬入物	金属・埋立ごみ・てんぷら油等 全22 種類

表 2-2-17 赤磐市ペットボトル他ストックヤードの概要

施設の名称	赤磐市ペットボトル他ストックヤード
施設の所管	赤磐市
所在地	赤磐市鴨前914-１
稼動開始年	平成 20 年 12 月
施設規模	ストックヤード187m^2、圧縮 0.6ｔ /日
搬入物	ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装等
処理方式	保管等

表 2-2-18　赤磐市山陽資源化物集積所の概要

施設の名称	赤磐市山陽資源化物集積所
施設の所管	赤磐市
所在地	赤磐市正崎1186
稼動開始年	平成 14 年４月
施設規模	ストックヤード240m^2
搬入物	ガラス類
処理方式	保管等

(9) 計画目標の達成状況及び評価

当初計画では、減量目標として１人１日当たりごみ排出量、１人１日当たり家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量を設定し、リサイクルの目標として総資源化量とリサイクル率、最終処分の目標として最終処分率と最終処分量の数値目標をそれぞれ設定しています。

表 2-2-19　計画の目標値

項目		単位	短期目標	中期目標	計画目標
			令和７年度	令和12年度	令和17年度
減量目標	１人１日当たりごみ排出量	g/人/日	734.2	699.3	680.0
	１人１日当たり家庭系ごみ排出量	g/人/日	495.4	464.8	450.1
	事業系ごみ排出量	t/年	3,193	3,047	2,903
リサイクル目標	総資源化量	t/年	1,940	1,972	1,981
	リサイクル率	%	17.4	19.1	20.2
最終処分目標	最終処分率	%	9.9	9.6	9.3
	最終処分量	t/年	1,057	949	870

(10) 短期目標の達成状況

短期目標年度（令和７年度）における達成状況は概ね良好であり、未達成であった１人１日当たりごみ排出量も達成率は 98%以上であり、概ね達成できた状況です。

表 2-2-20　短期目標の達成状況

項目	単位	実績 令和６年度	実績 令和７年度	短期目標 令和７年度	評価	備考
１人１日当たりごみ総排出量※1	g/人/日	737.6	743.8	734.2	○	達成度：　98.7%
１人１日当たり家庭系ごみ排出量※1	g/人/日	496.7	490.6	495.4	◎	達成度：　101.0%
事業系ごみ排出量※1	t/年	2,936	3,044	3,193	◎	達成度：　104.7%
総資源化量※2	t/年	1,949	1,972	1,940	◎	達成度：　101.6%
資源化率※2	%	18.4	18.1	17.4	◎	達成度：　104.0%
最終処分率※1	%	8.2	6.9	9.9	◎	達成度：　130.2%
最終処分量※1	t/年	812	700	1,057	◎	達成度：　133.8%

凡例：◎達成度100%以上　○達成度：95%以上

【達成度】
※１：（1-（Ｒ７実績値-短期目標値）÷短期目標値）×100
※２：Ｒ７実績値÷短期目標値×100

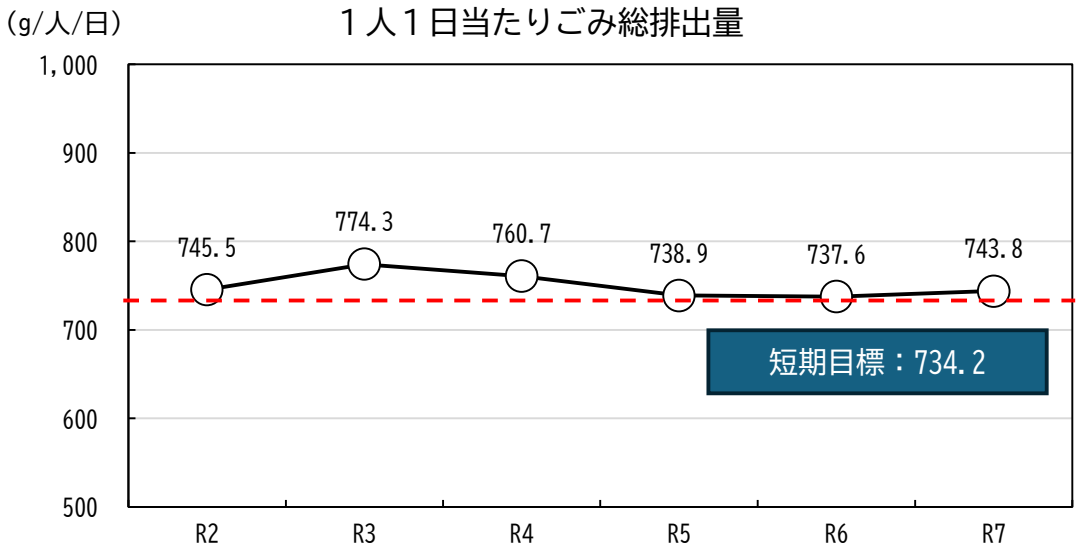

図 2-2-14　１人１日当たりごみ総排出量

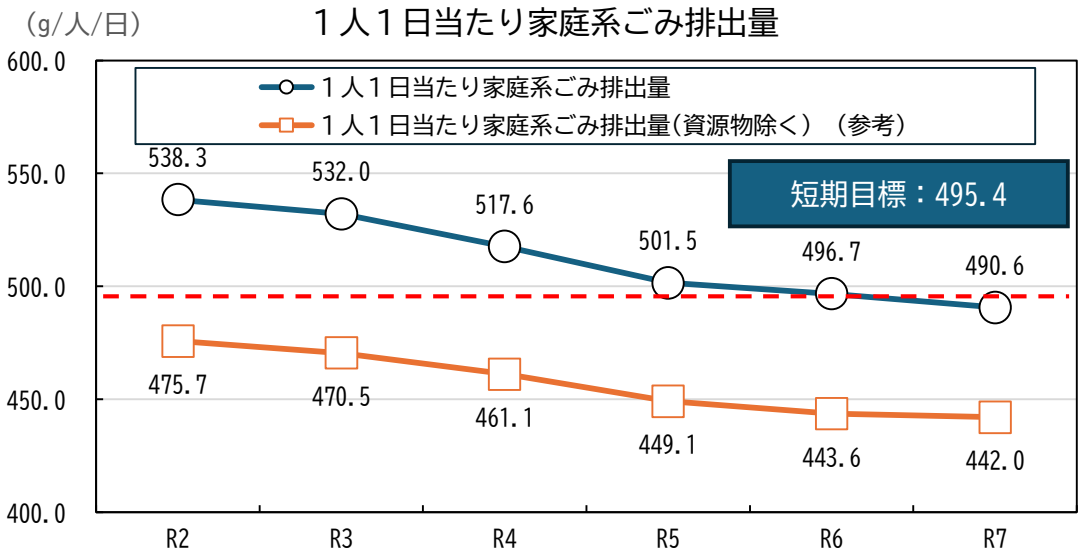

図 2-2-15　１人１日当たり家庭系ごみ排出量

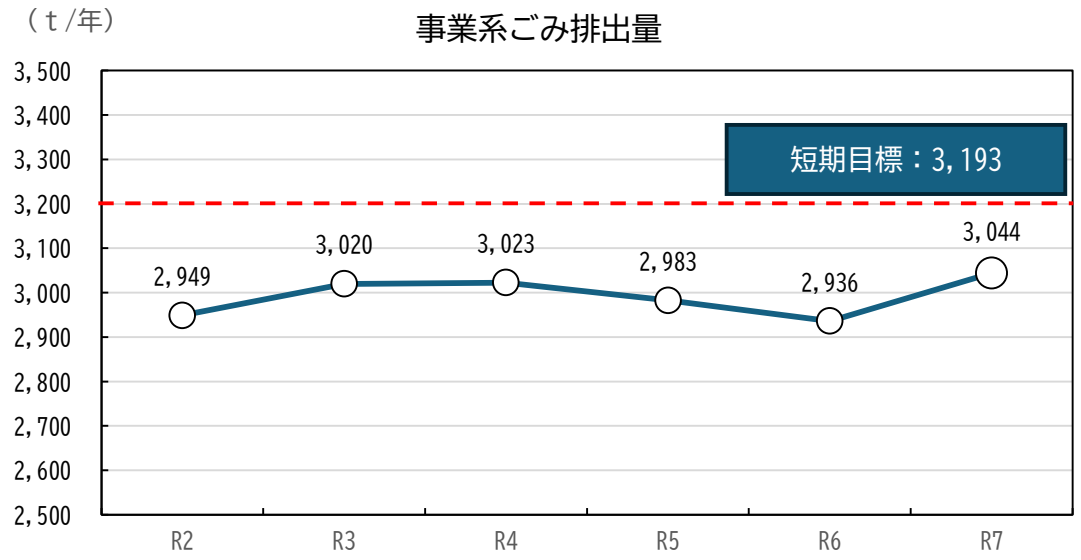

図 2-2-16　事業系ごみ排出量

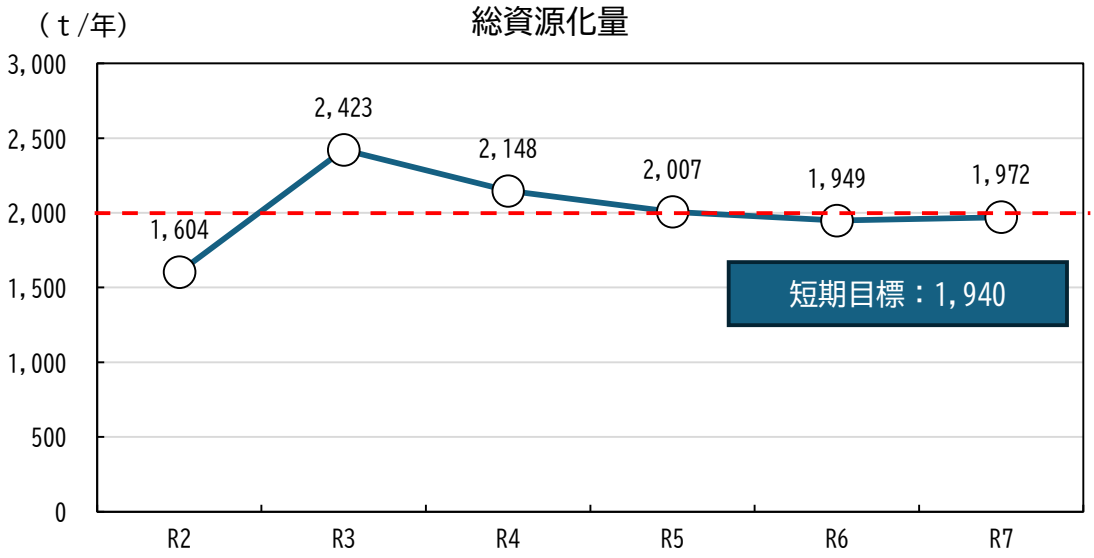

図　2-2-17　総資源化量

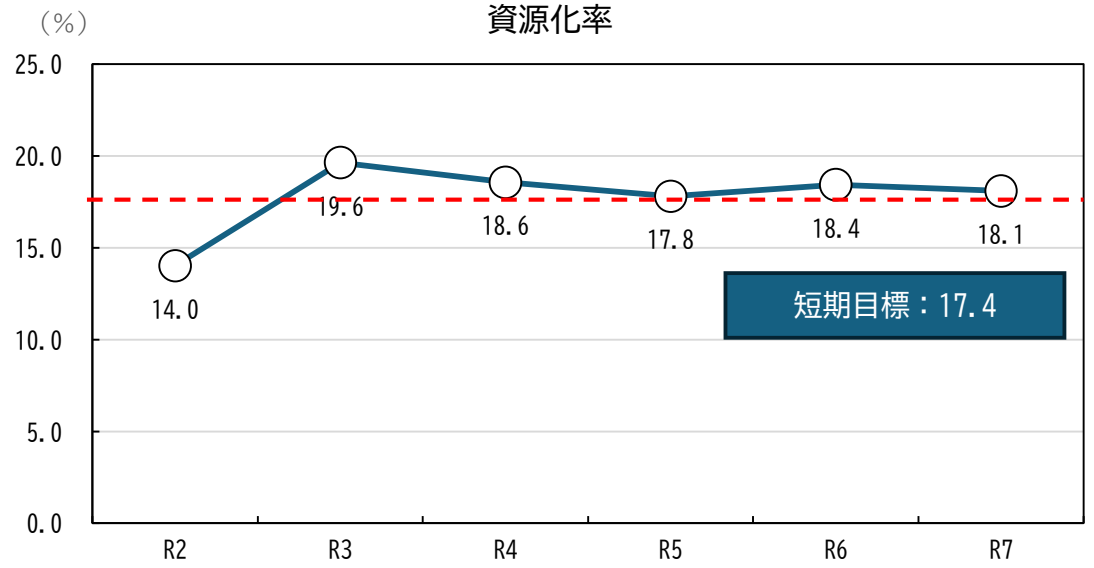

図　2-2-18　資源化率

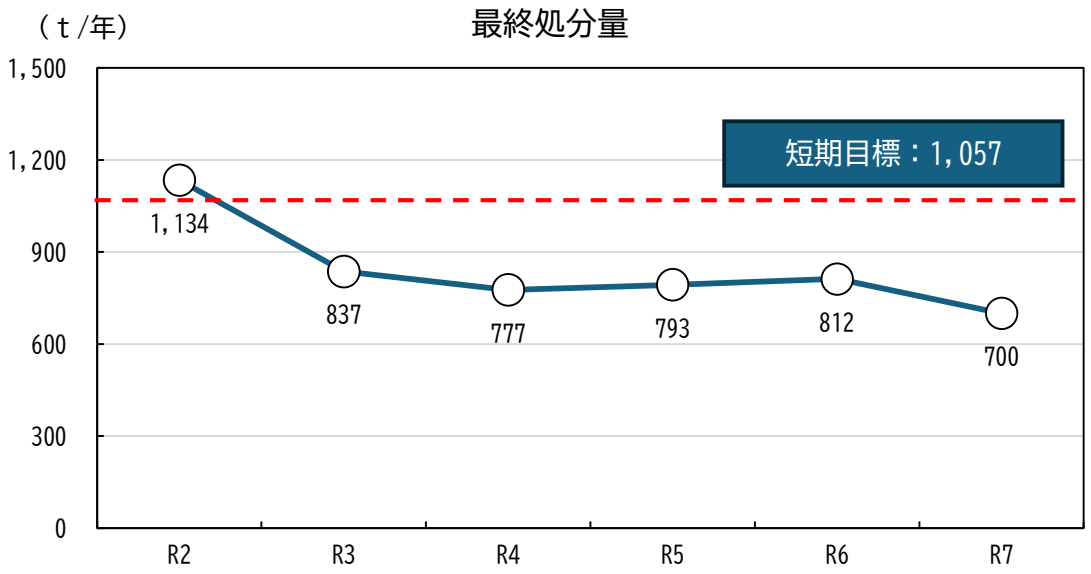

図 2-2-19　最終処分量

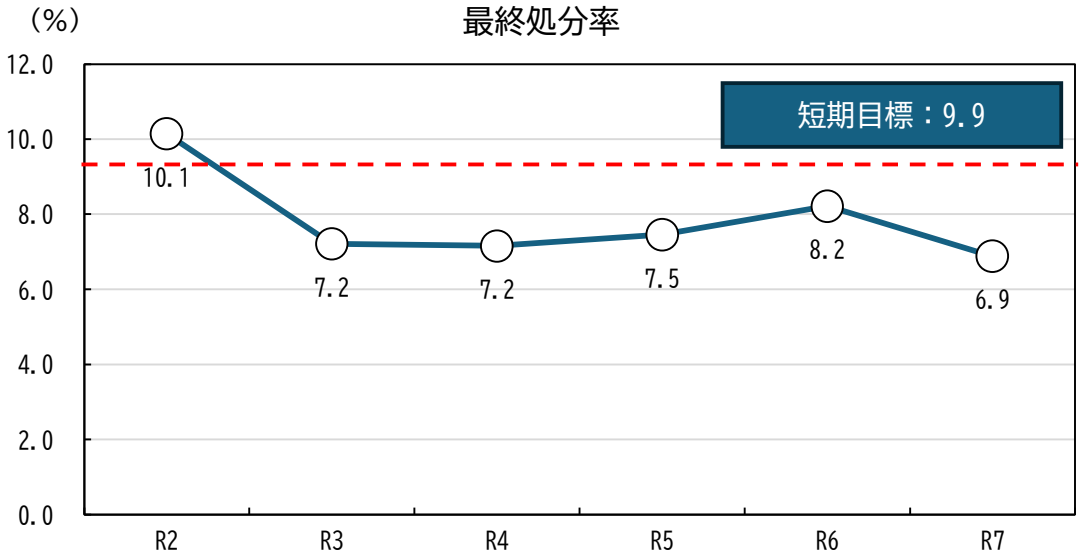

図 2-2-20　最終処分率

2-3 実施施策の実施状況

(1) ごみの排出抑制の推進

① 家庭系での取組

○助成・教育

本市の家庭系ごみは減少傾向にあることより、実施施策の取組は進展し、効果があったと考えられるため、全施策継続とします。

（1）ごみの排出抑制の推進				実施状況	評価	方針
ア 家庭系での取組	① 助成、教育					
		①-1	環境教育の充実	施設内に見学用の通路や環境学習ができるスペースを設けており、分別に関する説明、センター紹介のDVDの視聴、分別や焼却状況を見学通路から見学していただくことにより環境教育の充実を図っています。	○	継続
		①-2	体験講座の実施	リサイクル実験室を活用して、ごみの減量やリサイクルに対する意識を深めていただけるよう、体験コーナーでは、紙すきなどの講座を開催しています。	○	継続
		①-3	食品ロス等の情報の提供	広報・イベント等により、食品ロス等に関する情報提供を行っています。	○	継続
		①-4	生ごみ処理容器の設置助成	ごみの減量化のため、設置補助を継続実施しています。	○	継続
		①-5	厨芥類の減量化推進	リサイクル会議、広報誌やHPにより、減量化、堆肥化の周知を図っています。	○	継続

○：取組が進んだ施策　△：取組が進まなかった施策　□：把握が困難な施策　×：見直しが必要な施策

○ごみ排出抑制行動の取組

実態把握が困難である②-２も含めて、概ね取組は進展したと考えられます。また②-３のエコバッグの取組については、市民への浸透も進み、当初の目的は達成したと考えられます。したがって、他の施策への統合を検討します。

（1）ごみの排出抑制の推進				実施状況	評価	方針
ア 家庭系での取組	② ごみ排出抑制行動の取組					
		②-1	ごみ収集の有料化	指定袋や指定シールなどの有料化を実施し、継続しています。	○	継続
		②-2	ごみを出さない生活スタイルの推進（ごみの減量）	施設見学内で３ＲをＰＲし、ごみの発生・排出を抑制する呼びかけを行っています。	□	継続
		②-3	マイバッグの利用促進	イベント等でマイバッグの配布を行う等普及啓発活動を行っています。マイバッグの利用は定着していると考えられます。	○	達成

○：取組が進んだ施策　△：取組が進まなかった施策　□：把握が困難な施策　×：見直しが必要な施策

○リユース・リサイクルの推進

実態把握が困難である③-３の施策も含めて、概ね取組は進展したと考えられます。

（１）ごみの排出抑制の推進				実施状況	評価	方針
ア 家庭系での取組	③ リユース・リサイクルの推進					
		③-1	資源ごみの分別収集・リサイクルの推進	現在の23分別のうち、21分別（うち3分別は一部）を資源化物として分別収集を実施しています。更にリチウムイオン電池については、有価物としての売却を検討しています。	○	継続
		③-2	リユースの推進	市民から無償で提供されたリユース品や持ち込みごみ及び収集ごみの中からリユース可能な物を再生修理し、展示を経て、必要とする人への無償又は有償（即売・入札等）譲渡を継続していくことで、ごみの発生抑制を図っています。	○	継続
		③-3	再生紙使用製品の利用促進	日常品における再生紙使用製品の販売・利用は定着しているため、本市でも同様と考えられます。	□	継続
		③-4	フリーマーケット等のイベントの開催	平成29年度から毎年、環境センターでイベントを開催し、フリーマーケットを実施しています。	○	継続

○：取組が進んだ施策　△：取組が進まなかった施策　□：把握が困難な施策　×：見直しが必要な施策

② 事業系での取組

事業系ごみは、民間事業者による取組のため、実態把握は困難ですが、事業系ごみ自体が減少傾向であることより、取組は進展したと思われます。

（１）ごみの排出抑制の推進				実施状況	評価	方針
イ 事業系での取組	④ 意識の向上					
		④-1	事業者によるリサイクルの推進	実態把握は困難ですが、事業系ごみ量は、短期目標を達成しており、事業者個々の努力により実施していると考えられます。	□	継続
		④-2	事業系ごみの展開検査の実施と排出指導の実施	事業系ごみの展開検査を定期的に実施し、不適正排出がないか確認しています。	○	継続
	⑤ ごみ排出抑制行動の取組					
		⑤-1	販売店への働きかけ(簡易包装、裸売り、詰め替え商品販売等)	環境省の調査では、詰替パックの販売シェアは日用品製品全体の約80%に達していることより、詰替商品の販売・購入は日常化していると考えられます。	□	継続
		⑤-2	店頭回収等の協力要請	実態把握は困難ですが、店頭に使い捨て容器（トレイ等）の回収ボックスを設置する店舗もあり、リサイクルルートの促進が図られています。	□	継続
		⑤-3	多量排出事業所に対してごみ減量・資源化計画書の提出要請	赤磐市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例で規定する多量排出事業者を対象としていますが、現時点、提出実績はありません。今後は、問題が生じた場合に指導を行う体制構築を検討します。	△	継続
	⑥ 食品廃棄物の削減					
		⑥-1	県と連携した食品ロス削減キャンペーン等の実施要請	県が実施している食品ロスキャンペーンに合わせて、広報あかいわ10月号に記事を掲載して、食品ロス削減の啓発を行っています。また、11月に開催しているあかいわeco・いいものまるしぇで食品ロスの意識を高める取組を行っています。	○	継続

○：取組が進んだ施策　△：取組が進まなかった施策　□：把握が困難な施策　×：見直しが必要な施策

○環境美化・不法投棄対策

本市の環境美化を保全する基本的な取組であり、着実な取組を進めています。したがって、全施策を継続とします。

（１）ごみの排出抑制の推進				実施状況	評価	方針
ウ 環境美化・不法投棄対策	⑦ 環境美化・不法投棄の防止					
	⑦-1	不法投棄監視パトロール		不法投棄パトロールを定期的に実施すると共に、町内会等から不法投棄の通報があった場合、現地確認のうえ、不法投棄防止対策を実施しています。	○	継続
	⑦-2	郵便局、警察との連携による不法投棄の監視、巡回の実施		平成30年度に日本郵政㈱と連携協定を締結し、不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合と道路、水路等への油の流出や河川や湖沼の色の変化等を発見した場合に市に情報提供されることとなり、早期発見、被害拡大の防止を行います。また、警察や県と連携し、原因者特定に努めます。	○	継続
	⑦-3	環境美化活動の推進		毎年、5月30日の「ごみゼロの日」に併せて市役所及び支所周辺の清掃活動を実施しています。また、毎年９月の第１日曜日を「市内一斉清掃の日」として、アダプト団体や区・町内会と協力して清掃活動を実施しています。	○	継続
	⑦-4	アダプト事業の推進		HPや広報誌によりアダプト活動団体を募集しています。認定団体は活動計画に基づいて活動すると共に、毎年９月の第１日曜日を市内一斉清掃の日とし、環境美化の取組を実施しています。	○	継続

○：取組が進んだ施策　△：取組が進まなかった施策　□：把握が困難な施策　×：見直しが必要な施策

(2) 適正な処理･処分方法の推進

① 収集運搬

施策⑧-２と⑧-３については、今後、委託業者との連携により継続的に取組を進めていく必要があるため、全施策を継続とします。

（２）適正な処理・処分の推進				実施状況	評価	方針
ア 収集運搬	⑧ ごみ分別収集の推進					
	⑧-1	分別排出の強化		ごみカレンダー、ごみ分別マニュアルを作成し市民に配布、また、HPで家庭ごみの出し方のキーワードを検索できるようにすることで、誰でもごみを適正に分別して排出していただくようにしています。	○	継続
	⑧-2	環境にやさしい収集運搬車両の導入		継続的にエコカーの導入を検討していますが、家庭系ごみの約70%は委託収集のため、委託業者とも連携した取り組みを進める必要があります。	△	継続
	⑧-3	感染症等に対応する収集体制の構築		感染症発生時には事務所を二つに分離し、２班体制を構築することにより、最低限の職員を確保します。	○	継続

○：取組が進んだ施策　△：取組が進まなかった施策　□：把握が困難な施策　×：見直しが必要な施策

② 中間処理

概ね取組は進展しています。施策⑨-3、⑩-2については、具体的な進展は見られなかったものの、今後も継続的な検討が必要であるため、全施策を継続とします。

（２）適正な処理・処分の推進				実施状況	評価	方針
イ 中間処理	⑨ 中間処理施設の適正管理					
		⑨-1	廃棄物処理施設周辺の環境管理	環境センター排出ガス及び周辺環境調査を毎年実施し、その結果をH26年度からR7年度まですべてHPに公表しています。	○	継続
		⑨-2	赤磐市環境センター(エコプラザあかいわ)の運転情報の公開	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の維持管理状況をH26年度からR7年度まですべてHPに公表しています。	○	継続
		⑨-3	感染症等に対応する処理体制の構築	感染症発生時には事務所を二つに分離し、２班体制を構築することにより、最低限の職員を確保します。	○	継続
	⑩ 資源化の推進					
		⑩-1	焼却灰のセメント原料利用の推進	資源化向上と最終処分量の減量を図るため、民間事業者の協力により、セメント原料利用の推進を継続します。更なる減量化のため、令和７年度11月に予定排出量を350ｔから500tに変更しています。	○	継続
		⑩-2	不燃残渣のリサイクルに関する調査・研究	処理形態の変更により、不燃残渣は計上されていませんが、今後とも効率的な処理方法と関連付けた検討を進める予定です。	△	継続
		⑩-3	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	HP、広報誌、ごみ分別マニュアルにより、家電リサイクル法対象品の出し方について、適正な処分方法を周知すると共に、市内の販売店と協力して適正処理を行っています。	○	継続
		⑩-4	剪定枝・草木類等の資源化に向けての調査・研究	剪定枝については、資源化可能なものを薪として資源化して販売しています。また、剪定枝・草木類の一部を資源化しています。	○	継続

○：取組が進んだ施策　△：取組が進まなかった施策　□：把握が困難な施策　×：見直しが必要な施策

③ 最終処分

施策⑫-1については、ゼロベースでの検討を進めているため、施策の見直し（変更）を検討します。

（２）適正な処理・処分の推進				実施状況	評価	方針
ウ 最終処分	⑪ 最終処分量の適正管理					
		⑪-1	中間処理における減量化・資源化による最終処分量の削減	現在は焼却灰のセメント原料利用を推進していますが、そのほかにも売却などを検討しています。	○	継続
	⑫ 最終処分場の建設に向けた検討・計画の策定					
		⑫-1	最終処分場の建設に向けた検討	本計画の最終処分場整備方針に係る候補地について、令和７年度に白紙としました。現在は、既存の民間委託による最終処分場埋立とセメント原料化による処分の多チャンネル化により、適正かつ安定的な処分体制を継続しています。今後は、将来の焼却施設更新を見据えた処理体制の検討状況に応じ、施設規模や整備の要否を含め、最適な方針を検討していきます。	×	変更

○：取組が進んだ施策　△：取組が進まなかった施策　□：把握が困難な施策　×：見直しが必要な施策

(3) 市民協働の推進

施策⑬-1については取組が進展しましたが、⑬-3、⑬-4については、実態把握が困難であるため、他の施策との統合を検討します。

（３）市民協働の推進					評価	方針
ア 市民協働の推進	⑬ 協働による循環型社会の推進					
		⑬-1	自治会、市民団体等と協働したリサイクル推進活動の実施	各区、町内会に１名のリサイクル推進員を設置し、年２回のリサイクル推進会議を開催し、ごみの減量及びリサイクル率の向上に努めています。令和７年４月からプラスチック資源の回収を開始し、４月の資源化収集日に巡回指導及び希望のあった地区で出前講座を実施しています。	○	継続
		⑬-2	アダプト団体等と協働した各種活動の実施	実態把握はできていませんが、今後は実態把握に努めるとともに、必要に応じて各種団体への支援を行う予定です。	□	継続
		⑬-3	3010 運動等食品ロス対策の実施推進	実態把握はできていませんが、実施を促進するため、(1)ア①の施策と統合し、広報紙等を用いた情報提供を実施する予定です。	□	統合
		⑬-4	グリーン購入の実施推進	市民にとってより身近な活動とするため、(1)ア③の施策等に統合し、広報紙を用いた情報提供を実施する予定です。	□	統合

○：取組が進んだ施策　△：取組が進まなかった施策　□：把握が困難な施策　×：見直しが必要な施策

２-４ 市町村一般廃棄物処理システム比較分析

本市の一般廃棄物処理システムについて、環境省が公表した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（令和７年３月一部改訂）」に基づいて、循環型社会形成、地球温暖化防止、経済性等の視点から、客観的な評価を行った結果を示します。

(1) 評価指標

評価指標は、循環型社会形成に関しては廃棄物の発生、廃棄物の再生利用、最終処分、また、経済性に関しては費用対効果について評価を行うこととし、表 2-4-1 に示す評価指標を設定します。

表　2-4-1　一般廃棄物処理システム比較分析の評価指標

視点	指標で測るもの	指標	単位	計算方法
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口１人１日当たりごみ総排出量	kg/人/日	ごみ総排出量※1÷365日÷計画収集人口×10^3
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率（RDF除く）	t/t	資源化量÷ごみ総排出量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷ごみ総排出量
経済性	費用対効果	人口１人当たり年間処理経費	円/人/年	処理及び維持管理費÷計画収集人口
		最終処分減量に要する費用	円/t	（処理及び維持管理費－最終処分費）÷（ごみ排出量－最終処分量）

※１：ごみ総排出量＝年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量

(2) 評価方法

客観的な評価は、評価項目について数値化し、数値化したものをレーダーチャートに表し、類似団体（総務省により提示されている類似団体別市町村財政指数表の類型による類似団体）の平均値と比較を行う方法とし、本市の水準を明らかにするものです。

「一般廃棄物処理システム比較分析」を作成し、令和２年度と令和６年度の推移を評価します。

(3) 分析結果

本市のごみ処理システムについて、類似団体と比較する「一般廃棄物処理システム比較分析」を行った結果は表 2-4-2 と図 2-4-1 に示すとおりです。

① 令和６年度実績評価

○「人口１人１日当たりごみ総排出量」の指標（118.8）は良好な状況にあります。今後もごみ減量化に向けた継続的な排出量削減を推進していく必要があると考えられます。

○廃棄物の再生利用を示す「廃棄物からの資源回収率」の指標（91.4）は平均より少し低い数値であるため、更なる資源化の推進が必要であると考えられます。
○最終処分の状況を示す「廃棄物のうち最終処分される割合」の指標（114.1）は良好であり、今後も最終処分量削減の取組を継続する必要があります。
○費用対効果を示す「人口１人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は他団体と比較して良好ですが、最終処分減量に要する費用については継続的に検討していく必要があります。

表 2-4-2　令和６年度評価結果

標準的な指標	人口１人１日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）	廃棄物のうち最終処分される割合	人口１人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	（kg/人･日）	（t/t）	（t/t）	（円/人･年）	（円/t）
平均	0.909	0.174	0.085	15,876	50,385
最大	1.205	0.477	0.519	28,368	135,826
最小	0.364	0.067	0.000	8,016	22,612
標準偏差	0.152	0.078	0.077	4,290	16,583
当該市町村実績	0.738	0.159	0.073	15,503	54,837
指数値	118.8	91.4	114.1	102.3	91.2

② 経年変化

令和２年度からの推移を確認した場合、「人口１人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」の数値が大きく低下しています。

「人口１人当たり年間処理経費」については、平均値以上を確保していますが、「最終処分減量に要する費用」については平均値以下となっており、継続的に検討を行う必要があります。

表 2-4-3　経年変化分析結果

年度/指標	①人口１人１日当たりごみ総排出量	②廃棄物からの資源回収率	③廃棄物のうち最終処分される割合	④人口１人当たり年間処理経費	⑤最終処分減量に要する費用
R2	120.9	68.2	77.5	121.0	115.5
R6	118.8	91.4	114.1	102.3	91.2
平均	100	100	100	100	100

注）数値は平均を 100 とする指数。高いほど良好な状態にある。

第２章　ごみ処理の現況

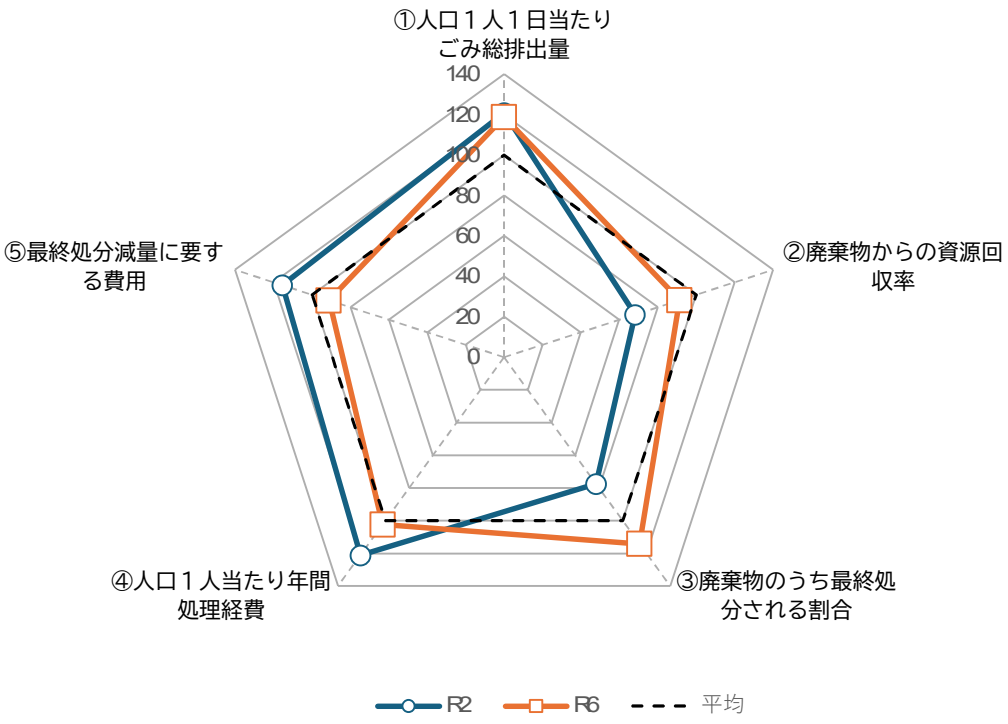

項目			令和２年	令和６年
赤磐市	人口		42,448	41,206
	産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	90.3%	91.9%
		Ⅲ次人口比率	61.2%	62.4%
類型都市	都市形態		都市	都市
	人口		40000人以上～50000人未満	40000人以上～50000人未満
	産業構造	Ⅱ次･Ⅲ次人口比	95%未満	95%未満
		Ⅲ次人口比	55%以上	55%以上
	類似都市数		50	53

図 2-4-1　一般廃棄物処理システム分析

２-５ 県内市町村との比較

県内における本市の状況を表 2-5-1、図 2-5-1 及び図 2-5-2 に示します。

また、当初計画策定以降の変動を確認するため、令和２年度から６年度における変動についても整理・把握しました。

令和２年度から令和６年度間の変動は、概ね良好な状況にあり、約2.5%増加した事業系ごみ以外はいずれも改善傾向にあります。

順位についても、同値であった事業系ごみ以外は、いずれも改善傾向にあります。また、最終処分量以外は概ね、県内中位以上に位置しています。

ごみ量等、順位ともに大きく改善した項目は、集団回収とリサイクル率です。

表 2-5-1 県内市町村との比較結果

ごみ量等

項目	Ｒ２	Ｒ６	達成度	評価
ごみ総排出量※1	745.5	737.6	101.1	○
家庭系ごみ※1	538.3	496.7	107.7	○
事業系ごみ※1	190.3	195.2	97.4	△
集団回収※2	16.8	45.7	272.0	◎
家庭系（資源ごみ除く）※1	475.7	443.6	106.7	○
最終処分量※1	73.2	54.0	126.2	◎
焼却処理量※1	635.4	579.6	108.8	○
リサイクル率※2	14.0	18.4	131.4	◎

◎：110%以上　○：100%以上　△：90%以上　×：90%未満

順位

項目	Ｒ２	Ｒ６	評価
ごみ総排出量	9	8	○
家庭系ごみ	11	7	○
事業系ごみ	11	11	□
集団回収	18	5	◎
家庭系（資源ごみ除く）	11	10	○
最終処分量	17	15	○
焼却処理量	7	5	○
リサイクル率	22	12	◎

◎：５ポイント以上改善　　○：１ポイント以上改善　□：同値

※１：（1-（Ｒ６年度実績値-令和２年度実績値）÷令和２年度実績値）×100

※２：Ｒ６年度実績値÷令和２年度実績値×100

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）データより作成

第２章　ごみ処理の現況



図 2-5-1　県内自治体との比較（１）

◎：数値、順位ともに向上
○：数値、順位のいずれかが向上
□：数値、順位のいずれかが同値
×：数値、順位のいずれも降下

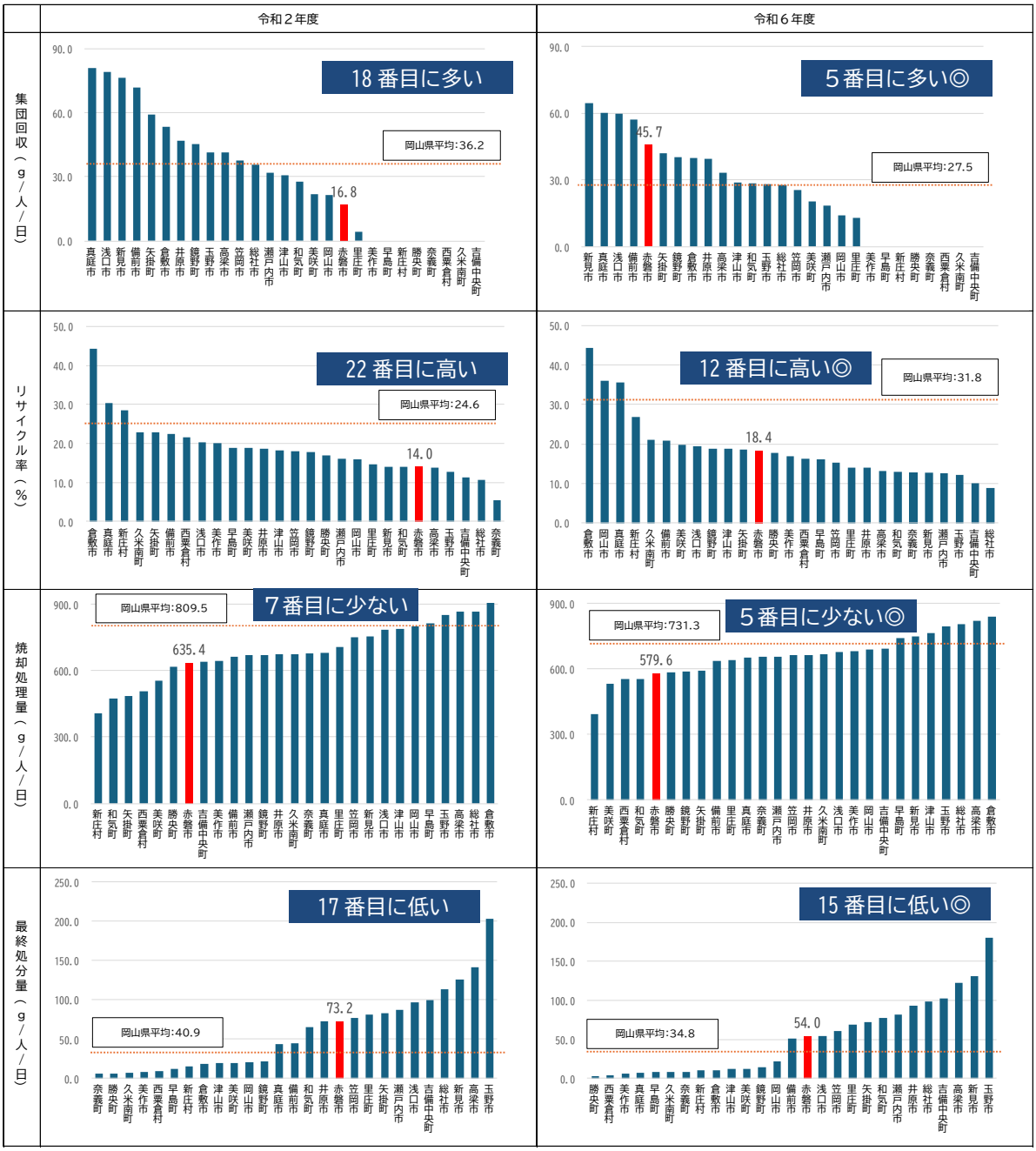

図 2-5-2　県内自治体との比較（２）

◎：数値、順位ともに向上
○：数値、順位のいずれかが向上
□：数値、順位のいずれかが同値
×：数値、順位のいずれも降下

第３章 ごみ処理の課題

３-１ 排出抑制･再資源化

ごみ総排出量、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量等の基礎数値は、岡山県内自治体等の比較でも良好な状況にあり、実施施策の効果が現れたと思われます。ごみ処理の有料化や製品プラスチック類の資源回収は導入済みのため、これからは、市民・事業者と協力し、生ごみの水切りの徹底や食品ロス削減など、ライフスタイルの見直し等による排出抑制の取組を継続していく必要があります。事業系ごみについては、国・県等と比較して低い状況にありますが、横ばい傾向にあり多量排出事業者を対象とした指導、展開検査の実施・拡大等、さらなる取組が必要です。

また、本市のリサイクル率は、概ね横ばい傾向を示していますが、全国・県平均や類似団体平均よりも低い数値となっています。民間事業者による資源回収の拡大・定着、新聞・雑誌等の電子化等により、市が回収する資源物量の大きな向上は見込めない状況にあります。したがって、分別の徹底等により、可燃ごみ中への資源物混入を抑制する等、市が行う分別排出への協力を呼び掛けていく必要があります。

また、排出状況の確認のため組成分析の実施を検討していく必要があります。

３-２ 収集･運搬

収集・運搬については、赤磐市環境センターの稼働に合わせて、それまで収集の対象、区分、方法が各地区によって異なっていた収集・運搬体制を統一しており、定着していると思われます。

今後は、統一された収集・運搬方法について、市民・事業者において適切な分別排出が行われているか、継続的な確認を行い、不適正な分別排出が行われている場合は、啓発・指導等を行っていく必要があります。

３-３ 中間処理

赤磐市環境センターの稼働開始により、中間処理体制は整備され、本市のごみ処理の基幹的設備として定着していると思われます。本施設も平成 26 年４月の稼働により、12 年（令和８年度時点）が経過したことから、本市のごみ処理体制を持続可能なものとするためにも、岡山県が策定する広域化・集約化計画や災害時の対応を考慮しつつ、今後の施設整備の在り方について検討する必要があります。

３-４ 最終処分

最終処分の低減に向け、今後も適正な処分体制を確保しつつ、焼却量の最大限の抑制に努めます。

具体的には、直接埋立物や不燃物からの資源回収を促進するとともに、焼却残渣の有効利用を図るなどの施策を推進します。

現在、最終処分は民間委託により対応していますが、今後は岡山県が策定する広域化・集約化計画を考慮した施設整備が求められます。そのため、中長期的な視点を持ちつつ、短中期的には現行体制を含めた効率的・現実的な処分体制を検討していきます。

第４章 ごみの排出量と処理等の予測

４-１ 予測方法

本計画におけるごみ排出量等の予測フローは図 4-1-1 に示すとおりです。将来予測は、過去の実績値に基づき、統計的予測を行いました。予測は、１人１日当たりごみ排出量が現状のまま推移した場合のごみ量の将来予測を行った後、目標値の設定や施策の検討を行った計画ごみ量について行います。

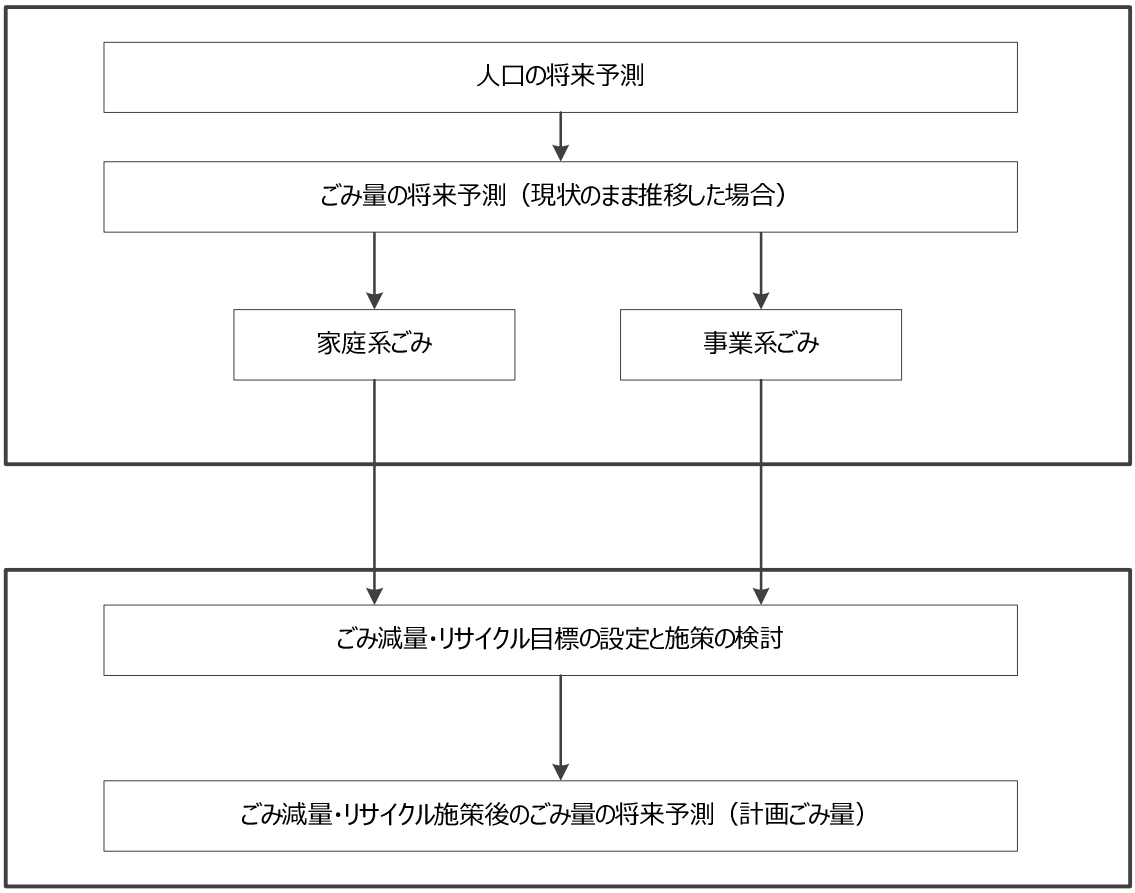

図 4-1-1　ごみ排出量等の予測フロー

4-2 予測結果

(1) 人口

人口予測結果は、表 4-2-1 及び図 4-2-1 に示すとおりです。

将来人口は、赤磐市人口ビジョン（令和７（2025）年９月）の推計結果を適用します。なお、推計値は５年毎の数値であるため、各推計値を直線近似することで、年度別の人口を設定しました。

令和７年度の実績値は 40,794 人であり、計画期間中、減少していくことが推定され、計画目標年度（令和 17 年度）では、39,113 人になることが見込まれています。

表 4-2-1　人口予測結果

項目	実績値	目標	
	Ｒ７年度	R12年度 （中期目標）	R17年度 （計画目標）
人口（人）	40,794	40,394	39,113

注）実績値は、一般廃棄物処理実態調査の計画収集人口

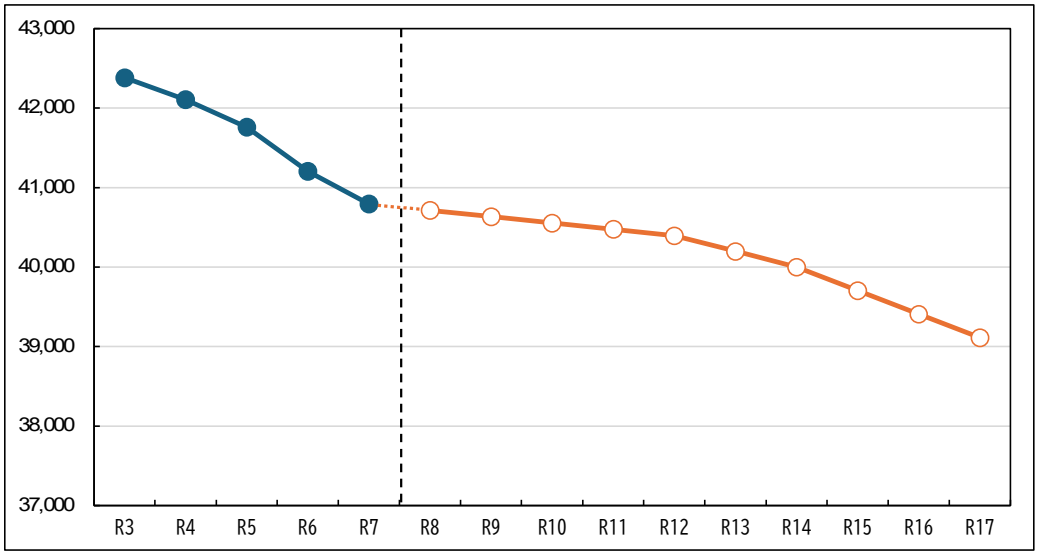

図 4-2-1　人口予測結果

(2) ごみ量

本市のごみ量の将来予測結果は、表 4-2-2～表 4-2-4 に示すとおりです。予測に当たっては、現状の取組を継続した場合を見込み、最新実績（令和７年度）の１人１日当たりごみ排出量を実績値で一定に推移することを想定しています。

１人１日当たりごみ排出量が変動しないため、ごみ量は減少する人口に比例して減少することが示されます。

このため、現状のまま推移した場合のごみ排出量は、計画目標年度において実績値から約 427t 減少する見込みです。

表 4-2-2　ごみ排出量予測結果（現状のまま推移）

年度			R７年度（実績）	R12年度（中期目標）	R17年度（計画目標）
	家庭系ごみ排出量	t	7,305	7,233	7,023
	事業系ごみ排出量	t	3,044	3,014	2,927
	集団回収量	t	726	719	698
ごみ総排出量		t	11,075	10,966	10,648
１人１日当たりごみ総排出量		g/人/日	744	744	744
１人１日当たり家庭系ごみ排出量		g/人/日	491	491	491

注）実績は、本計画におけるごみ排出量を予測するための基準となる令和７年度の実績値です。

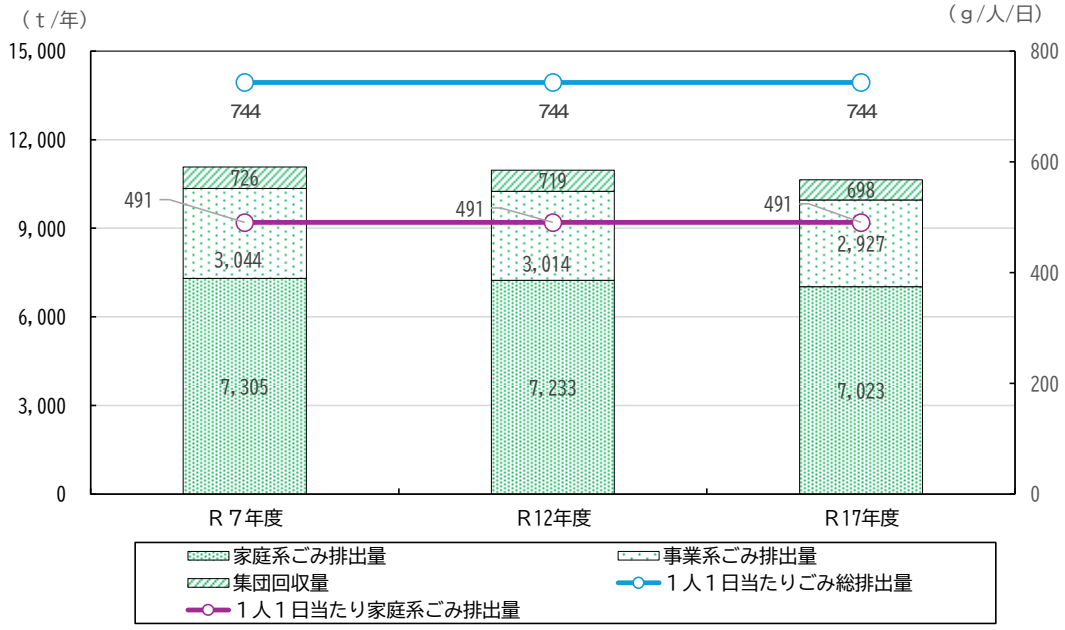

図 4-2-2　ごみ排出量予測結果（現状のまま推移）

表 4-2-3　資源化量予測結果（現状のまま推移）

年度			Ｒ７年度（実績）	Ｒ12年度（中期目標）	Ｒ17年度（計画目標）
	直接資源化量	t	671	664	645
	中間処理後資源化量	t	575	569	553
	集団回収量	t	726	719	698
	総資源化量	t	1,972	1,953	1,896
リサイクル率		%	18.1	18.1	18.1

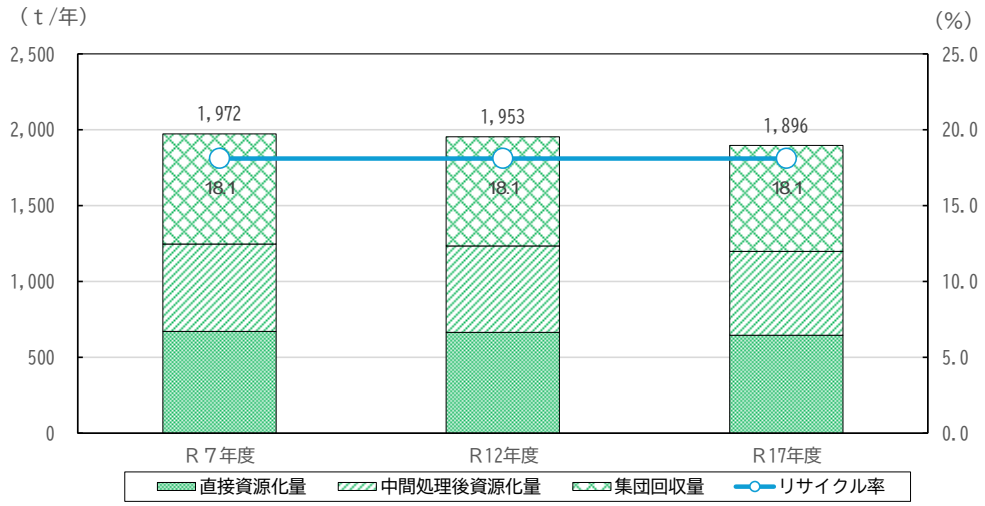

図 4-2-3　資源化量予測結果（現状のまま推移）

表 4-2-4　最終処分量予測結果（現状のまま推移）

年度			R７年度（実績）	R12年度（中期目標）	R17年度（計画目標）
	直接最終処分量	t	86	85	83
	中間処理後最終処分量	t	614	608	590
最終処分量		t	700	693	673
最終処分率		%	6.9	6.9	6.9

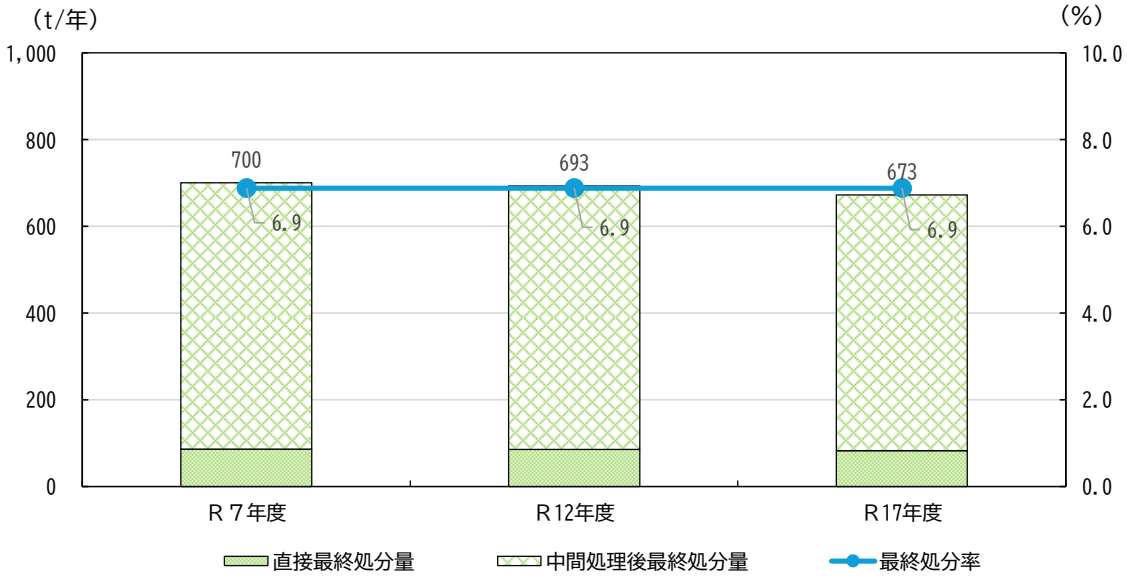

図 4-2-4　最終処分量予測結果（現状のまま推移）

４-３ 数値目標

本計画におけるごみ減量化等に係る目標値は、前計画の目標値達成状況や国及び県の目標値を参考として定めます。

(1) 計画目標値の確認

令和７年度実績、短期目標達成状況及び現況推計結果に基づき、計画目標値について確認を実施しました。

最終処分量・最終処分率については、令和７年度実績での減少幅が大きいため、現状推計でも十分、計画目標値を達成する見込みです。

表 4-3-1　短期目標と現況推計による確認結果

項目		単位	令和７年度		令和12年度	令和17年度	基本方針	岡山県計画
			（実績）	（短期目標）	（中期目標）	（計画目標）	令和12年度	令和７年度
ごみ総排出量	目標	t	11,075	11,144	10,340	9,787	9,990	－
	現状推計				10,966	10,648		
１人１日当たりごみ総排出量	目標	g/人/日	743.8	734.2	699	680	－	935
	現状推計				744	744		
家庭系ごみ排出量	目標	t	7,305	7,520	6,873	6,476	－	－
	現状推計				7,233	7,023		
１人１日当たり家庭系ごみ総排出量	目標	g/人/日	490.6	495.4	464.8	450.1	－	－
	現状推計				490.6	490.6		
１人１日当たり家庭系ごみ総排出量（資源ごみ除く）	目標	g/人/日	442.0	－	－	－	478	477
	現状推計				442	442		
事業系ごみ排出量	目標	t	3,044	3,193	3,047	2,903	－	－
	現状推計				3,014	2,927		
集団回収量	目標	t	726	431	420	409	－	－
	現状推計				719	698		
中間処理量	目標	t	9,414	10,584	9,727	8,891	－	－
	現状推計				9,322	9,051		
総資源化量	目標	t	1,972	1,940	1,972	1,981	－	－
	現状推計				1,953	1,896		
リサイクル率	目標	%	18.1	17.4	19.1	20.2	26.0	23.1
	現状推計				18.1	18.1		
最終処分量	目標	t	700.0	1,057	949	870	738	－
	現状推計				693	673		
最終処分率	目標	%	6.9	9.9	9.6	9.3	－	－
	現状推計				6.9	6.9		

計画目標指標

計画目標値の見直し方針を表 4-3-2 に示します。

１人１日当たりごみ総排出量は、集団回収量の減少に依存するため、参考値とします。また、資源化量は、リサイクル率達成のための指標として参考値とします。

減少幅が大きい最終処分量・最終処分率は、現況推移を維持します。

表 4-3-2　計画目標値設定方針

目標指標	今後の方針	
１人１日当たりごみ総排出量	達成には集団回収量の減少が前提となるため、参考値とします。	位置付変更
１人１日当たり家庭系ごみ総排出量	計画目標値を維持し、中期目標465g（▲26ｇ）、計画目標450ｇ（▲41ｇ）を目指します。	変更なし
事業系ごみ排出量	令和７年度実績において、中期目標を達成しているため、中期目標値は現況を維持し、計画目標では2,903ｔ（現状推計▲24ｔ）を目指します。	中期目標変更
総資源化量	リサイクル率達成のため、参考指標とします。	位置付変更
リサイクル率	計画目標値を継承し、中期目標19.1%（+１ポイント）、計画目標20.2%（+２ポイント）を目指します。	変更なし
最終処分量	令和７年度実績で、中期目標、計画目標ともに達成しているため、現況維持とします。	変更
最終処分率	令和７年度実績で、中期目標、計画目標ともに達成しているため、現況維持とします。	変更

見直した計画目標値を表 4-3-3 に示します。

本計画は、短期目標年度における見直しであることと、短期目標値の達成状況が良好であることより、当初計画での計画目標値の達成を引き続き目指します。

表 4-3-3　計画目標値の設定結果

項目		単位	令和７年度	令和12年度	令和17年度	備考
			実績	中期目標	計画目標	
減量目標	１人１日当たりごみ総排出量	g/人/日	744	718	701	参考値
	１人１日当たり家庭系ごみ排出量	g/人/日	491	465	450	
	事業系ごみ排出量	t/年	3,044	3,014	2,903	
リサイクル目標	総資源化量	t/年	1,972	2,006	2,002	参考値
	リサイクル率	%	18.1	19.1	20.2	
最終処分目標	最終処分率	%	6.9	6.8	6.8	変更
	最終処分量	t/年	700.0	667	629	変更

(2) リサイクル施策等の効果を考慮した場合のごみ排出量、処理量の予測結果

ごみ減量･リサイクル施策による効果を考慮した場合の数値目標に関わるごみ量指標を表 4-3-4 に示します。

国の数値目標である家庭系ごみ１人１日排出量 478g/人/日等の国・県の目標値は、リサイクル率以外、概ね達成できる見込みです。

リサイクル率についても、本計画の計画目標値の達成を前提に国・県の目標値達成に向けて取組を推進します。

表 4-3-4 計画目標値を考慮したごみ量等の予測結果

項目	単位	令和７年度	令和12年度	令和17年度	備考
		実績	中期目標	計画目標	
ごみ総排出量※1	t/年	11,075	10,586	10,041	参考値
１人１日当たりごみ総排出量	g/人/日	744	718	701	
家庭系ごみ排出量	t/年	7,305	6,853	6,439	
１人１日当たり家庭系ごみ排出量	g/人/日	491	465	450	
１人１日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）	g/人/日	442	415	396	参考値
事業系ごみ排出量	t/年	3,044	3,014	2,903	
集団回収量	t/年	726	719	698	
中間処理量※2	t/年	9,414	8,931	8,393	
総資源化量※3	t/年	1,972	2,006	2,002	参考値
リサイクル率※4	%	18.1	19.1	20.2	
最終処分量	t/年	700	667	629	
最終処分率※5	%	6.9	6.8	6.8	

※１：ごみ総排出量＝生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収量
※２：直接焼却量+焼却以外の中間処理
※３：総資源化量=直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量
※４：リサイクル率＝資源化量÷（処理量（直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量+直接最終処分量）+集団回収量）×100
※５：最終処分率=最終処分量÷（処理量（直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量+直接最終処分量）×100

第４章　ごみの排出量と処理等の予測

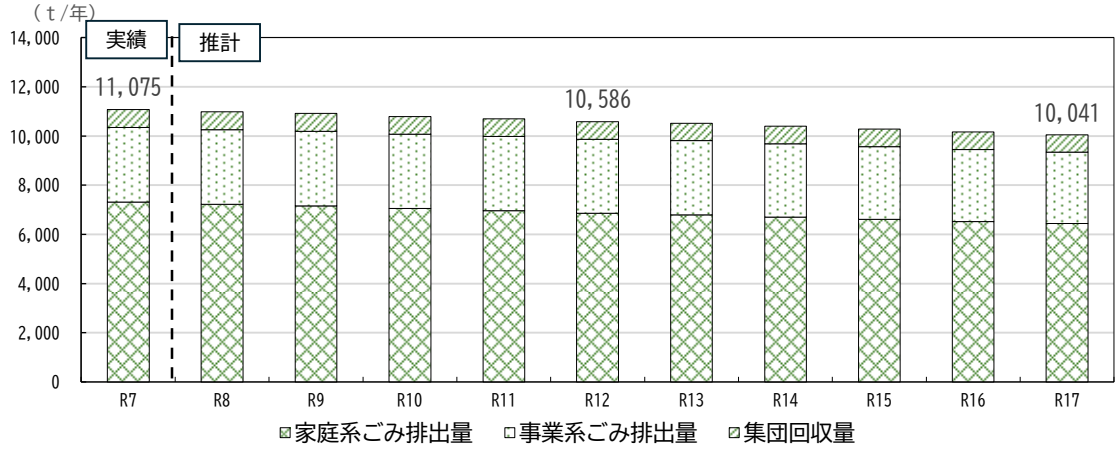

図 4-3-1　ごみ総排出量の見通し

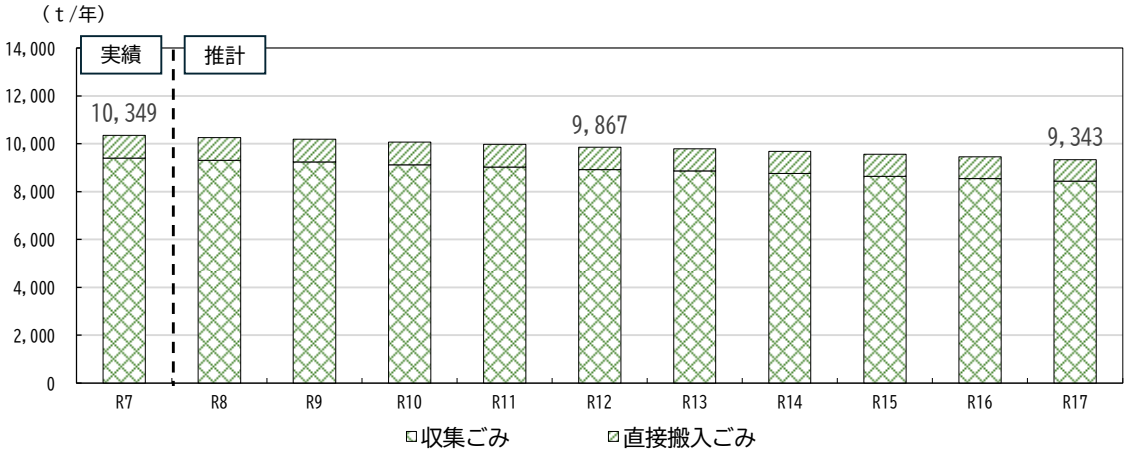

図 4-3-2　収集量の見通し

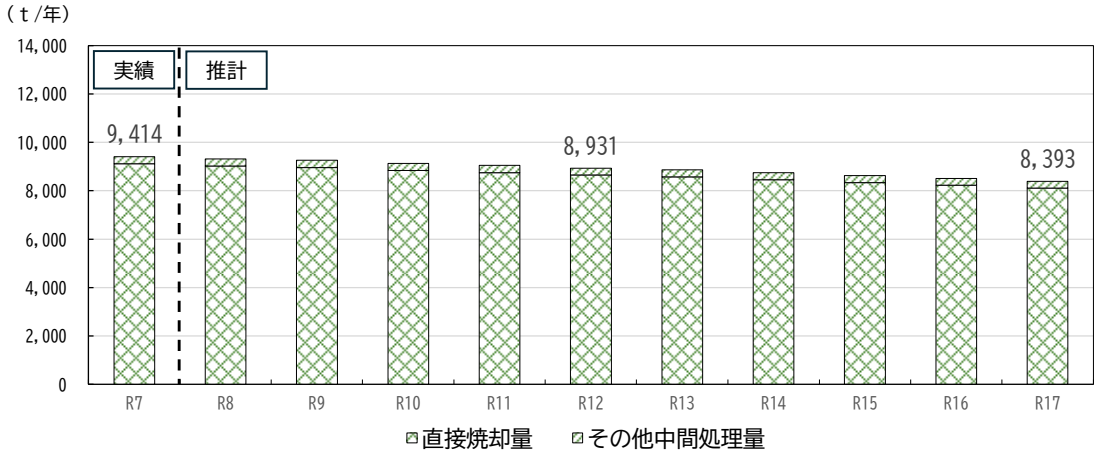

図 4-3-3　中間処理量の見通し

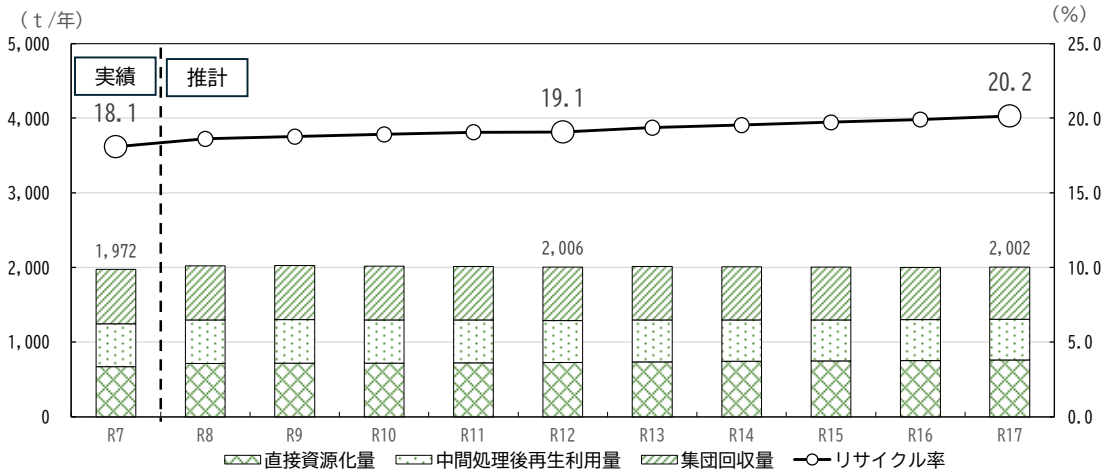

図 4-3-4　資源化量の見通し

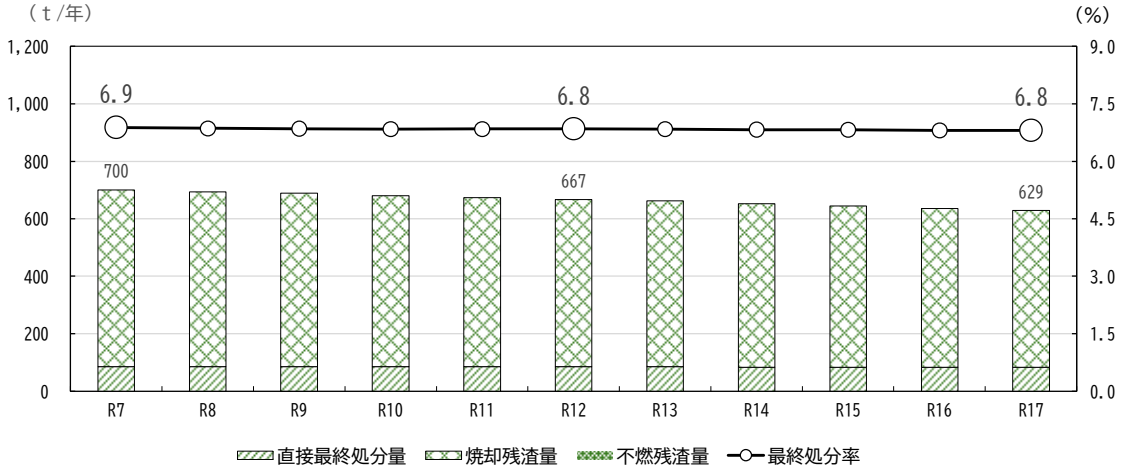

図 4-3-5　最終処分量の見通し

４-４ 目標値の設定

(1) 減量目標

本計画においては、発生・排出抑制に関する施策を継続的に取り組むことにより、計画目標年度までに達成を目指す減量目標を以下のとおり定めます。

○１人１日当たり家庭系ごみ排出量を 450g/人/日まで減量

○事業系ごみ排出量を 2,903t まで減量

○１人１日当たりごみ総排出量を約 700g/人/日まで減量（参考値）

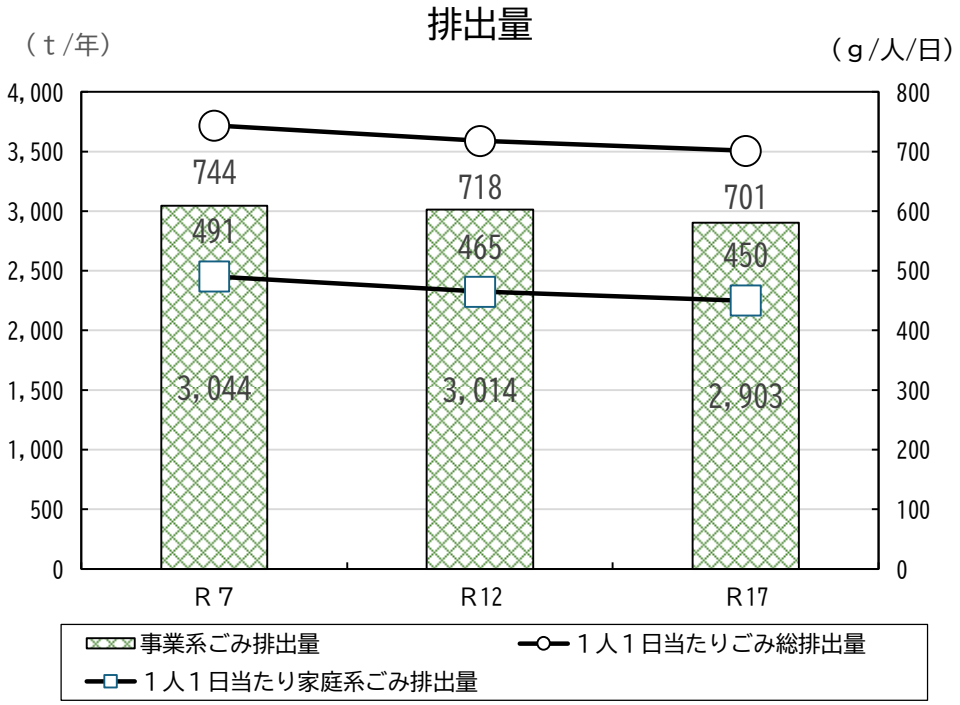

図 4-4-1 ごみ減量目標

(2) リサイクル目標

本計画においては、継続的な分別排出の徹底とセメント原料化等による資源化の推進を図ることで、ごみ減量と資源化に努め、リサイクル目標を以下のとおり定めます。

○リサイクル率 20.2%以上へ向上します。
○総資源化量は、リサイクル率達成のための指標（参考値）とします。

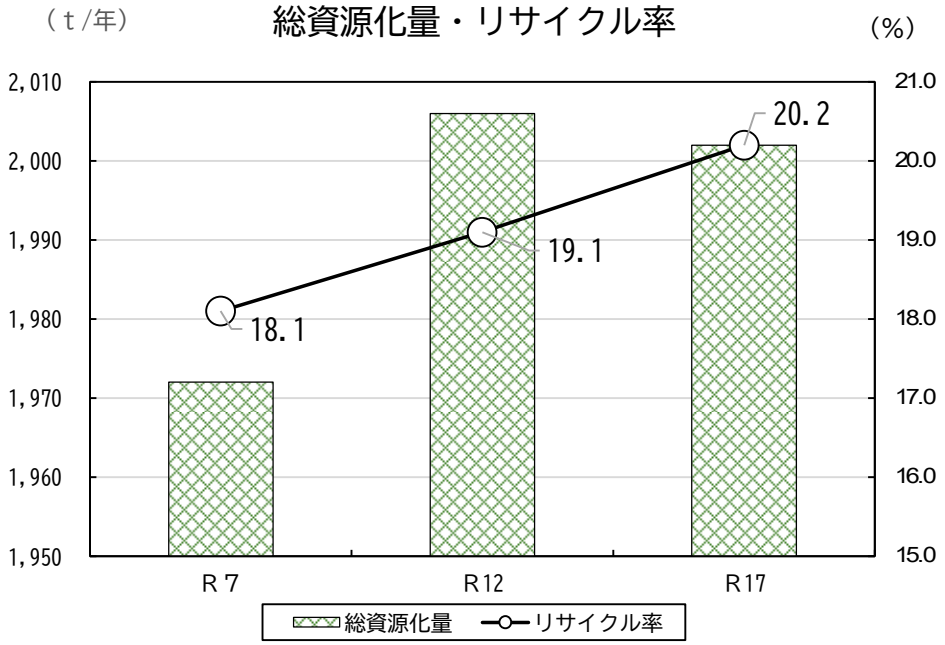

図 4-4-2 リサイクル目標

(3) 最終処分目標

本計画においては、ごみ減量やリサイクルに努め、最終的な処分量の減量を図り、最終処分目標を以下のとおり定めます。

○令和７年度実績を維持します。

・最終処分率は、現状の水準を維持します。

・その結果、最終処分率 6.8%、最終処分量は約 630t となります。

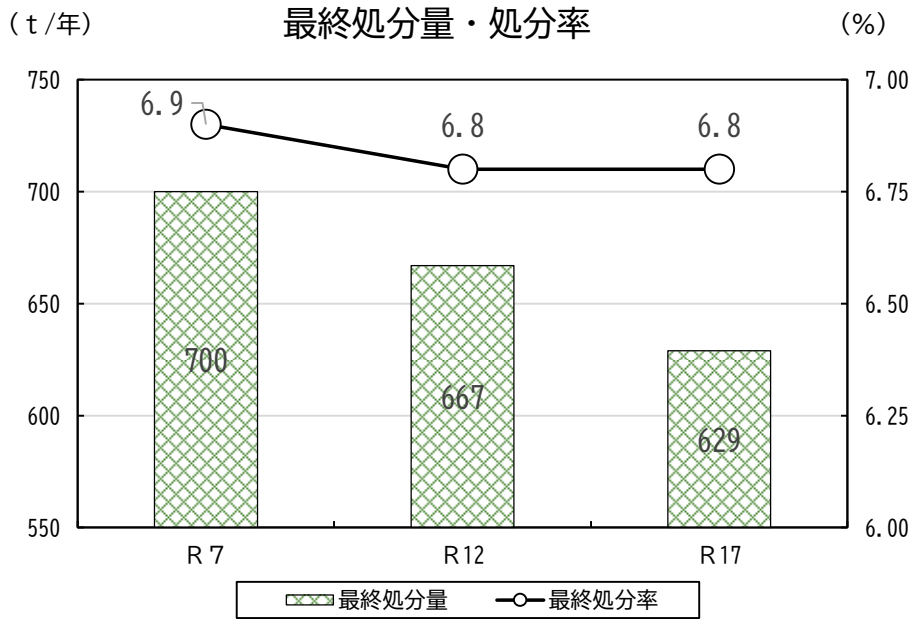

図 4-4-3　最終処分目標

第５章 ごみ処理基本計画

５-１ 基本理念及び基本方針

本市における循環型社会の構築に向けて、ごみ処理基本計画における基本方針を以下のとおり定めます。

【基本理念】

廃棄物処理の原則は自区内処理です。できるだけ市内で発生するごみを減らすとともに、リサイクルも進めることにより、最終処分量を少なくしていくことが重要です。そのためには、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化・資源化を推進し、持続可能な都市をつくることが必要です。このことより、基本理念は下記のとおりとします。

市民・事業者・行政で考え実行する持続可能な都市の形成

基本方針１　ごみの排出抑制の推進（３Ｒの推進）

市民の購買・消費・廃棄、事業者の生産・販売・廃棄といった一連の経済活動の中で、総合的にごみの発生抑制・再使用・再生利用（３Ｒ）を推進します。

また、市民・事業者が参加しやすく、円滑な資源回収が行える仕組みを構築します。

基本方針２　適正な処理・処分の推進

本市における循環型社会の構築を目指して、排出段階、収集運搬段階、中間処理段階、最終処分段階の各段階で、適正な収集運搬・処理処分が行える体制作りを推進します。

特に、最終処分は、適正な個別方針に基づいて施設整備を推進します。

基本方針３　市民協働の推進

本市において循環型社会を構築するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中、お互いに協力して発生抑制・減量化、再使用、再生利用が推進できる社会を目指します。

第５章　ごみ処理基本計画

5-2 施策の体系

本計画の施策体系を表 5-2-1 に示します。

表 5-2-1　計画の施策体系

基本理念	基本方針	実施施策		
市民・事業者・行政で考え実行する持続可能な都市の形成	１ごみの排出抑制の推進	家庭系での取組	① 助成、教育	
				①-1 環境教育の充実
				①-2 体験講座の実施
				①-3 食品ロス等の情報の提供
				①-4 生ごみ処理容器の設置助成
				①-5 厨芥類の減量化推進
			② ごみ排出抑制行動の取組	
				②-1 ごみ収集の有料化
				②-2 ごみを出さない生活スタイルの推進（ごみの減量）
			③ リユース・リサイクルの推進	
				③-1 資源ごみの分別収集・リサイクルの推進
				③-2 リユースの推進
				③-3 再生紙使用製品の利用促進
				③-4 フリーマーケット等のイベントの開催
		事業系での取組	④ 意識の向上	
				④-1 事業者によるリサイクルの推進
				④-2 事業系ごみの展開検査の実施と排出指導の実施
			⑤ ごみ排出抑制行動の取組	
				⑤-1 販売店への働きかけ(簡易包装、裸売り、詰め替え商品販売等)
				⑤-2 店頭回収等の協力要請
				⑤-3 多量排出事業所に対してごみ減量・資源化計画書の提出要請
			⑥ 食品廃棄物の削減	
				⑥-1 県と連携した食品ロス削減キャンペーン等の実施要請
		環境美化・不法投棄対策	⑦ 環境美化・不法投棄の防止	
				⑦-1 不法投棄監視パトロール
				⑦-2 郵便局、警察との連携による不法投棄の監視、巡回の実施
				⑦-3 環境美化活動の推進
				⑦-4 アダプト事業の推進
	２適正な処理・処分の推進	収集運搬	⑧ ごみ分別収集の推進	
				⑧-1 分別排出の強化
				⑧-2 環境にやさしい収集運搬車両の導入
				⑧-3 感染症等に対応する収集体制の構築
				⑧-4 処理危険物の回収体制の構築
				⑧-5 製品プラスチック類分別収集の促進
		中間処理	⑨ 中間処理施設の適正管理	
				⑨-1 廃棄物処理施設周辺の環境管理
				⑨-2 赤磐市環境センター(エコプラザあかいわ)の運転情報の公開
				⑨-3 感染症等に対応する処理体制の構築
			⑩ 資源化の推進	
				⑩-1 焼却灰のセメント原料利用の推進
				⑩-2 不燃残渣のリサイクルに関する調査・研究
				⑩-3 廃家電のリサイクルに関する普及啓発
				⑩-4 剪定枝・草木類等の資源化に向けての調査・研究
		最終処分	⑪ 最終処分量の適正管理	
				⑪-1 中間処理における減量化・資源化による最終処分量の削減
			⑫ 最終処分体制構築の検討	
				⑫-1 最終処分体制の検討
	３市民協働の推進	市民協働の推進	⑬ 協働による循環型社会の推進	
				⑬-1 自治会、市民団体等と協働したリサイクル推進活動の実施
				⑬-2 アダプト団体等と協働した各種活動の実施
				⑬-3 外国人市民への支援体制の構築
				⑬-4 高齢化社会への対応検討
				⑬-5 集団回収支援

５-３ 市民･事業者･行政の役割

循環型社会の形成を推進するため、市民･事業者･行政の三者が協力し、それぞれの役割と責任を持って実践していくことが不可欠です。

市民の役割

市民は、日常生活の中で常にごみ等を排出していることから、循環型社会の担い手であることを自覚し、行動することが必要です。

≪具体的な取組≫

① ごみの減量化・資源化のための徹底分別
② マイバッグの利用
③ 詰め替え製品の優先的な購入
④ 環境学習や環境活動への参加・協力
⑤ コンポストや生ごみ処理機による自家処理の取組

事業者の役割

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、自らの持続的発展に不可欠な「社会的責任」を果たし、とりわけ、法令遵守を徹底し、不法投棄等の不要な社会コストの発生を防止することが求められます。

≪具体的な取組≫

① 過剰包装の自粛や簡易包装の推進
② レジ袋配布の削減
③ 店頭回収等の実施
④ グリーン商品開発への取組

行政の役割

行政は、地域の循環型社会の形成を推進する上で中核的な役割を担っており、市民及び事業者のリサイクル活動を支援していくとともに、資源の分別回収及び中間処理施設での資源化と適正処理を図っていくことが必要です。

また、容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法等に基づいて分別収集を実施し、適正な処理が求められます。

≪具体的な取組≫

① 廃棄物の分別収集と適正な処理
② ごみ減量化・資源化に向けた施策の展開
③ ごみ処理施設の適正な運営管理
④ 災害時の処理体制の構築

５-４ 個別施策の内容

循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中、ごみの発生抑制を中心とした減量化・資源化の取組を展開します。
現在の分別区分を基に新たなごみの種類に応じた分別の見直しを適宜行います。

(1) ごみの排出抑制の推進

ア 家庭系での取組

① 助成、教育

各種助成、環境教育、普及啓発に対しては、表 5-4-1 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 5-4-1　各種助成、教育に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
①-1 環境教育の充実	小中学校向けの環境教育用機材の貸出しや、学校・自治会への出前教育の実施等により、環境教育の充実を図ります。	継続
①-2 体験講座の実施	リサイクル実験教室を活用して、環境やごみの減量・リサイクル等についての教育を実施します。	継続
①-3 食品ロス等の情報の提供	ホームページ・広報・イベント等により、食品ロス等に関する情報提供を行います。	継続
①-4 生ごみ処理容器の設置助成	生ごみ処理容器に関する設置補助を継続して実施します。	継続
①-5 厨芥類の減量化推進	リサイクル会議等により厨芥類の水切りをはじめとする減量化､堆肥化を推進します。	継続

② ごみ排出抑制行動の取組

ごみ排出抑制行動を後押しする取組に対しては、表 5-4-2 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 5-4-2　ごみ排出抑制行動に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
②-1 ごみ収集の有料化	指定袋や指定シールなどの方法により実施している有料化を継続していきます。	継続
②-2 ごみを出さない生活スタイルの推進（ごみの減量）	家庭でできる発生・排出抑制等を積極的に取り組む生活スタイルを推進することで、ごみそのものの減量や資源化を促進していきます。	継続

③ リユース･リサイクルの推進

リユース・リサイクルの推進に対しては、表 5-4-3 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 5-4-3　リユース・リサイクルに関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
③-1 資源ごみの分別収集･リサイクルの推進	現在実施している資源物の分別収集を継続すると共に、さらなるリサイクルを促進します。	継続
③-2 リユースの推進	市民から無償で提供されたリユース品を受け取り、展示を経て、必要とする人への譲渡を継続していきます。あわせて、リユース品を計量し、資源化の取組実績として評価していきます。	継続
③-3 再生紙使用製品の利用促進	貴重な資源を有効に利用する取組の一つとして、再生紙が配合された製品の利用促進を呼びかけていきます。	継続
③-4 フリーマーケット等のイベントの開催	リユース品等の交換を促進するため、フリーマーケット等のイベントの開催や情報提供を行います。	継続

イ 事業系での取組

④ 意識の向上

事業者のごみ減量・リサイクルに対する意識の向上を図るため、表 5-4-4 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 5-4-4　事業者のごみ減量・リサイクルに対する意識の向上に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
④-1 事業者によるリサイクルの推進	事業者の ISO14000 取得を推進すること等により、事業者自身によるリサイクルシステムの構築を要請します。	継続
④-2 事業系ごみの展開検査の実施と排出指導の実施	事業系ごみの展開検査を実施し、不適正排出について事業者に指導していきます。	継続

⑤ ごみ排出抑制行動の取組

ごみ排出抑制行動を後押しする取組に対して、表 5-4-5 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 5-4-5　ごみ排出抑制行動に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
⑤-1 販売店への働きかけ（簡易包装、裸売り、詰め替え商品販売等）	販売店による簡易包装や食品の裸売りの推進、リターナブル・詰め替え商品の販売など、ごみの減量化が図れる方策の実施を要請します。	継続
⑤-2 店頭回収等の協力要請	食品トレイや牛乳パック等の店頭回収、マイバッグ運動への協力を要請します。	継続
⑤-3 多量排出事業所に対してごみ減量・資源化計画書の提出要請	多量排出事業者に対する廃棄物排出削減計画の策定と実施の要請を行います。	継続

⑥ 食品廃棄物の削減

食品廃棄物の削減に対して、表 5-4-6 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 5-4-6　食品廃棄物の削減に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
⑥-1 県と連携した食品ロス削減キャンペーン等の実施要請	県が実施している食品ロスキャンペーンに合わせて市民や事業者に対して食品ロス関係の啓発を行い、食品ロスの削減に向けての行動を要請していきます。	継続

ウ 環境美化･不法投棄対策

⑦ 環境美化･不法投棄の防止

環境美化・不法投棄の防止に関する取組に対して、表 5-4-7 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 5-4-7　環境美化・不法投棄の防止に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
⑦-1 不法投棄監視パトロール	地域の町内会などと一体となった普及啓発により、分別の徹底を進めるとともに、パトロールの強化を行い、不法投棄防止対策を推進します。	継続
⑦-2 郵便局、警察との連携による不法投棄の監視、巡回の実施	市だけでなく郵便局と協定を結び不法投棄の監視に努めます。また、警察との連携により、原因者特定に努めます。	継続
⑦-3 環境美化活動の推進	清掃活動により市内の環境美化に努めるとともに、不法投棄防止の啓発も実施していきます。	継続
⑦-4 アダプト事業の推進	市のアダプト事業及びおかやまアダプト事業を連携し、地域の活力を高める取組を推進します。	継続

(2) 適正な処理･処分の推進

ア 収集運搬

⑧ ごみ分別収集の推進

ごみ分別収集の推進に関する取組に対して、表 5-4-8 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 5-4-8　ごみ分別収集に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
⑧-1 分別排出の強化	ごみや資源を適正に処理されるよう正しく分別し、ルールを守って排出することを強化します。	継続
⑧-2 環境にやさしい収集運搬車両の導入	収集車の環境対策を進めることなどにより、CO_2排出量を削減します。	継続
⑧-3 感染症等に対応する収集体制の構築	ごみ収集作業における安全性を確保し、強靭で持続可能な収集体制を構築します。	継続
⑧-4 処理危険物の回収体制の構築	リチウムイオン電池などの危険物を適正に回収し資源化を促進するために本市の分別方法を周知徹底するとともに、販売店等と連携した適正な回収体制を構築します。	新規
⑧-5 製品プラスチック類分別収集の促進	令和７年４月より開始した製品プラスチック類を含むプラスチック資源の回収を促進するため、本市の分別方法を周知徹底するとともに定期的に分別状況を調査し、市民に対して広報を行います。	新規

イ 中間処理

⑨ 中間処理施設の適正管理

中間処理施設の適正管理に関する取組に対して、表 5-4-9 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 5-4-9　中間処理施設の適正管理に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
⑨-1 廃棄物処理施設周辺の環境管理	赤磐市環境センター(エコプラザあかいわ)周辺地域の環境保全と公害防止のため、施設から発生する排出ガス中の有害物質の濃度測定等、環境調査を継続実施し、ホームページに公表していきます。	継続
⑨-2 赤磐市環境センター(エコプラザあかいわ)の運転情報の公開	エネルギー回収施設(焼却炉)やマテリアルリサイクル施設の運転実績などを公表し、中間処理施設を適正に運転管理していることを公表します。	継続
⑨-3 感染症等に対応する処理体制の構築	ごみ処理作業における安全性を確保し、強靭で持続可能な処理体制を構築します。	継続

⑩ 資源化の推進

資源化の推進に関する取組に対して、表 5-4-10 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 5-4-10　資源化の推進に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
⑩-1 焼却灰のセメント原料利用の推進	資源化向上と最終処分量の減量を図るため、民間事業者の協力を得ながら、焼却灰のセメント原料利用を推進していきます。	継続
⑩-2 不燃残渣のリサイクルに関する調査・研究	最終処分量の減量を図るため､不燃残渣(不燃ごみから「可燃ごみ」「資源物」を徹底的に除去した後の残渣)のリサイクルについての調査・研究を進めます。	継続
⑩-3 廃家電のリサイクルに関する普及啓発	廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法や資源の有効な利用の促進に関する法律、小型家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化、再資源化がなされるよう、引き続き関連団体や小売店などと協力し、普及啓発を行います。	継続
⑩-4 剪定枝・草木類等の資源化に向けての調査・研究	可燃ごみの減量を図るため、可燃ごみとして排出されている剪定枝・草木類の資源化に向けて調査研究を進めます。	継続

ウ 最終処分

⑪ 最終処分量の適正管理

最終処分量の適正管理に関する取組に対して、表 5-4-11 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 5-4-11　最終処分量の適正管理に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
⑪-1 中間処理における減量化・資源化による最終処分量の削減	最終処分量の減量を極力進めるため、中間処理における焼却残渣や不燃残渣の資源化を進めます。	継続

⑫ 最終処分体制構築の検討

本市の最終処分体制の構築に向けて、表 5-4-12 に示すような施策を検討します。

表 5-4-12　最終処分体制に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
⑫-1 最終処分体制の検討	民間委託による最終処分埋立とセメント原料化による多チャンネル化により、適正かつ安定的な処分体制を継続し、将来の焼却施設更新を見据えた処理体制の検討状況に応じ、最適な処分体制を検討します。	変更

ア 市民協働の推進

⑬ 協働による循環型社会の推進

協働による循環型社会の推進に関する取組に対して、表 5-4-13 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 5-4-13　協働による循環型社会の推進に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
⑬-1 自治会、市民団体等と協働したリサイクル推進活動の実施	区、町内会及び市民団体等と協働し、資源物の分別収集を推進することにより、ごみの減量及びリサイクル率の向上に努めます。	継続
⑬-2 アダプト団体等と協働した各種活動の実施	「アダプト・プログラム」※の手法を取り入れた各種活動を協働実施し、飲料容器等の散乱ごみの投棄防止を推進し、快適なまちづくりに努めます。	継続
⑬-3 外国人市民への支援体制の構築	翻訳アプリ等の活用を促進するとともに、受け入れ先企業等の連携を強化します。	新規
⑬-4 高齢化社会への対応検討	高齢化社会の進展に対応するため、関係部局と連携し、体制の構築を検討します。	新規
⑬-5 集団回収支援	集団回収実施団体からの要請に応じた対応を行います。	新規

※：アダプト・プログラム：市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム

第５章　ごみ処理基本計画

5-5 収集･運搬計画

脱炭素社会･自然共生社会に配慮した循環型社会を形成するために、積極的にごみの減量化･資源化を推進し、資源ごみ以外のごみを削減した上で、排出されたごみは適正かつ安定的に処理・処分します。

また、収集・運搬及び処理・処分のそれぞれの過程で、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷やコストの低減に配慮し、効果的・効率的にごみ処理を行います。

(1) 将来ごみ処理フロー

基本施策の実現に対応した将来ごみ処理フローを図 5-5-1 に示します。

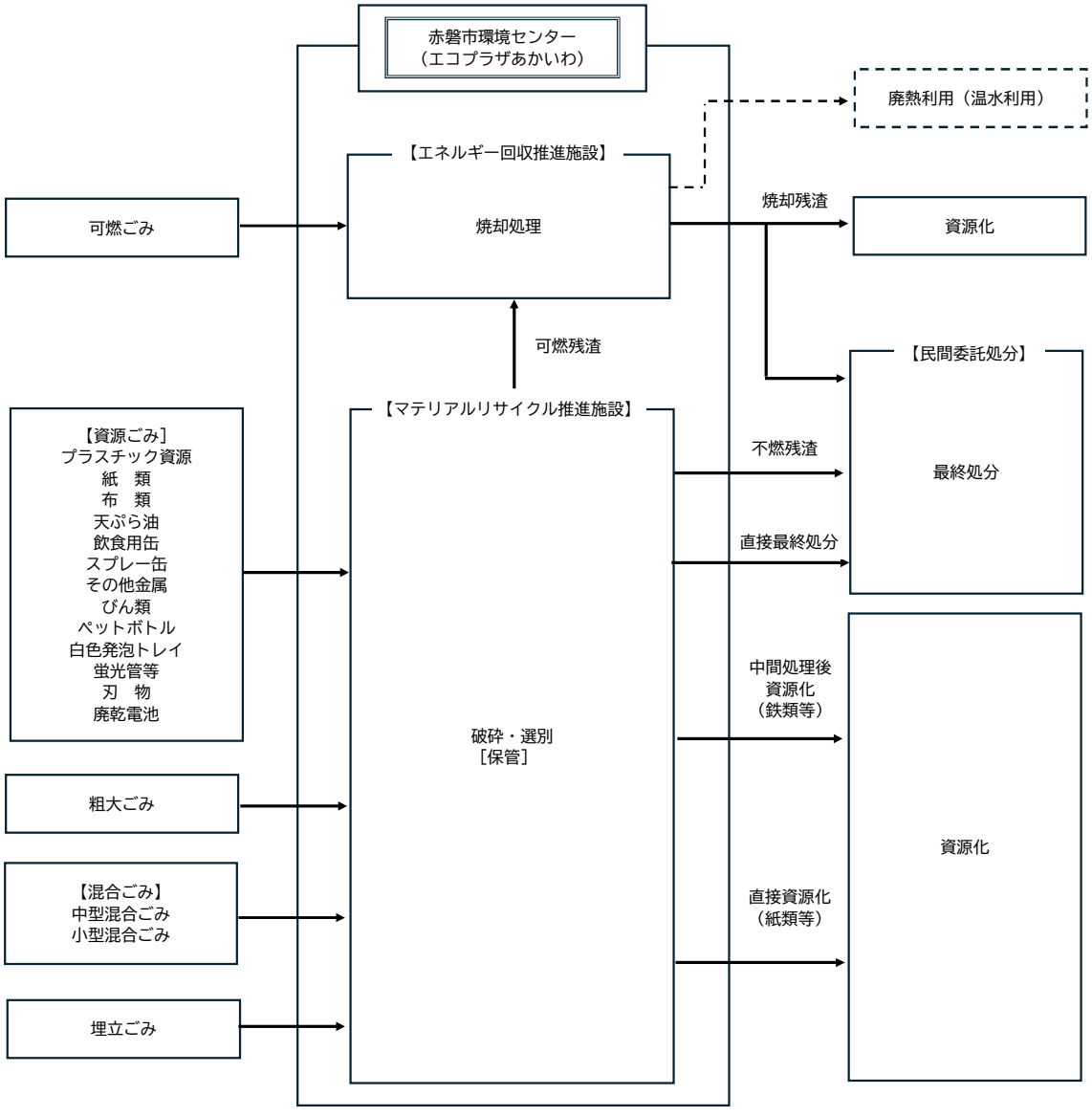

図 5-5-1　将来ごみ処理フロー

(2) 収集運搬体制

① ごみ排出量の見通し

区分別ごみ排出量の目標値は、表 5-5-1 と図 5-5-2 に示すとおりです。資源ごみ以外のごみは、「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」施策により減少していく見込みです。また、「資源循環の推進」施策により集団回収の大幅な減少傾向は抑制される見込みです。

表 5-5-1　ごみ排出量の予測

単位：ｔ/年

区分		実績値	中期目標	計画目標
		令和７年度	令和12年度	令和17年度
家庭系ごみ	収集ごみ	6,710	6,264	5,867
	直接搬入ごみ	595	589	572
	計	7,305	6,853	6,439
事業系ごみ	収集ごみ	2,692	2,666	2,577
	直接搬入ごみ	352	349	326
	計	3,044	3,014	2,903
ごみ排出量		10,349	9,867	9,343
集団回収量		726	719	698
ごみ総排出量		11,075	10,586	10,041

※端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

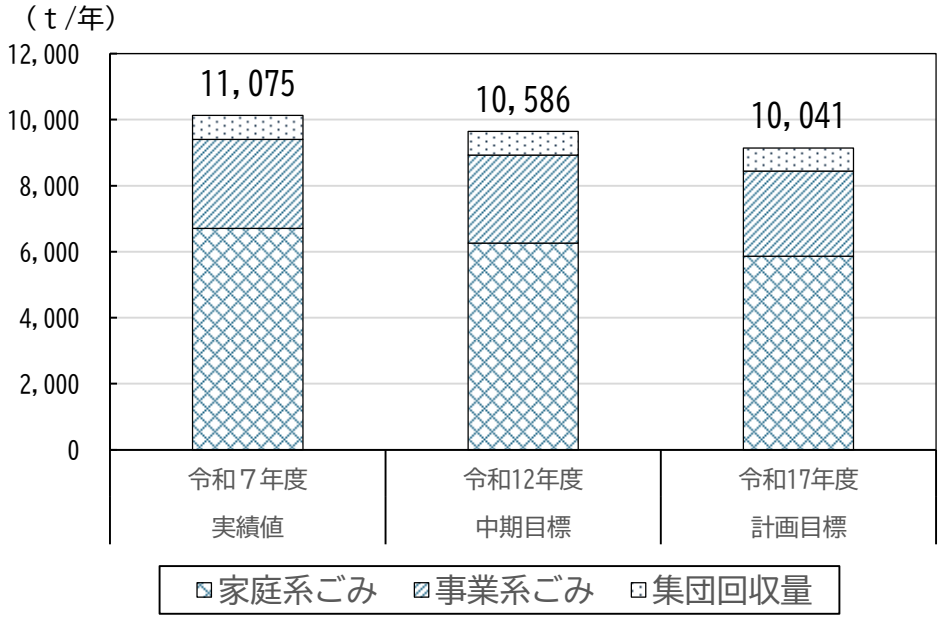

図 5-5-2　ごみ排出量の予測

② 収集･運搬体制

現状の分別収集区分の 23 分別を継続し現状を維持するものとします。

今後も現状の体制を維持しつつ、分別品目等に照らし合わせて随時見直しを行い、効率的かつ適正な収集・運搬体制の構築に努めます。

表 5-5-2　分別区分（現状維持）

分別区分			品目例
1	可燃ごみ		生ごみ、紙くず、くつ、かばん、カセットテープ、ビデオテープ、草、枯れ葉、ぬいぐるみ、紙おむつ、ゴム類、革製品、剪定くず（剪定枝、草、落ち葉）など
2	中型混合ごみ		ビデオカメラ、アイロン、炊飯器、ポット、電気スタンド（金属製とプラスチック製が混合している中型家電製品）
3	粗大ごみ		タンス、ソファー、ベッド、テーブル、布団、自転車など
4	プラスチック資源		食品パック、シャンプー容器、ペットボトルのキャップ 文具用品、おもちゃ、台所用品など （容器包装リサイクル法対象商品と100%プラスチック素材のもの）
5	紙類	新聞	新聞とチラシ類
6		雑誌・雑がみ	雑誌、カタログ、本、パンフレットなど
7		段ボール	段ボール
8		紙パック	牛乳、ジュース類
9	布類		布類
10	天ぷら油		植物性の廃食油
11	飲食用缶	スチール缶	スチール缶、アルミ缶
		アルミ缶	
12	スプレー缶		スプレー缶
13	その他金属		なべ、やかんなど （スチール缶・アルミ缶・スプレー缶以外の金属類）
14	びん類	無色びん	清涼飲料水、酒びん、調味料びんなど （容器包装リサイクル法対象品）
15		茶色びん	
16		その他の色びん	
17	ペットボトル		飲料用ペットボトル、しょうゆ用ペットボトルなど （容器包装リサイクル法対象品）
18	白色発泡トレイ		白色の発泡トレイ （容器包装リサイクル法対象品）
19	埋立ごみ		陶磁器、化粧びん、コップ等のガラスくずなど
20	小型混合ごみ		電気カミソリ、電卓、目覚まし時計、延長コードなど （金属製とプラスチック製が複合している小型家電）
21	蛍光管等		蛍光管、ＬＥＤ電球、電球、体温計、温度計など
22	刃物		包丁、ナイフ、カミソリ、釘、草刈機の刃など
23	廃電池		アルカリ電池、マンガン電池、ボタン電池、 リチウムイオン電池など

出典：赤磐市ごみ分別マニュアル

表 5-5-3　収集体制・収集頻度（現状維持）

分別区分			形態	方式	収集頻度
1	可燃ごみ		直営・委託	ステーション	２回/週
2	中型混合ごみ		直営・委託	ステーション	１回/月
3	粗大ごみ		直営・委託	ステーション	１回/月
4	プラスチック資源		委託	資源化物集積場所	３回/月
5	紙類	新聞	委託	資源化物集積場所	１回/月
6		雑誌・雑がみ			
7		段ボール			
8		紙パック			
9	布類		直営・委託	資源化物集積場所	１回/月
10	天ぷら油		直営・委託	資源化物集積場所	１回/月
11	飲食用缶	スチール缶	委託	資源化物集積場所	１回/月
		アルミ缶		資源化物集積場所	１回/月
12	スプレー缶		直営・委託	資源化物集積場所	１回/月
13	その他金属		直営・委託	資源化物集積場所	１回/月
14	びん類	無色びん	委託	資源化物集積場所	１回/月
15		茶色びん	委託	資源化物集積場所	
16		その他の色びん	直営・委託	資源化物集積場所	
17	ペットボトル		直営・委託	資源化物集積場所	１回/月
18	白色発泡トレイ		直営・委託	資源化物集積場所	１回/月
19	埋立ごみ		直営・委託	資源化物集積場所	１回/月
20	小型混合ごみ		直営・委託	資源化物集積場所	１回/月
21	蛍光管等		直営・委託	資源化物集積場所	１回/月
22	刃物		直営・委託	資源化物集積場所	１回/月
23	廃電池		直営・委託	資源化物集積場所	１回/月

5-6 中間処理体制

(1) 中間処理施設

現状のごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設を中心とした処理体制を継続していきます。

本市のごみ処理の基幹的設備である赤磐市環境センターは、稼働開始後 12 年（令和８年度時点）が経過するため、岡山県が策定する広域化・集約化計画を考慮しつつ、今後の施設整備の在り方を検討します。

表 5-6-1　中間処理施設の概要（再掲：抜粋）

焼却処理施設

表2-2-18_赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）の概要

施設の名称	赤磐市環境センターエネルギー回収推進施設
施設の所管	赤磐市
所在地	赤磐市津崎197-１
稼動開始年	平成 26 年４月
処理能力	44 ｔ /日 （ 22ｔ / 16 時間×２炉）
炉形式	准連続式ストーカ炉
燃焼ガス冷却方式	水噴射式
搬入物	収集可燃ごみ・直接搬入可燃ごみ・可燃性粗大ごみ・破砕後選別可燃残さ
敷地面積	31,145 m^2（ マテリアルリサイクル施設等含む全体）

資源化施設

表2-2-19_赤磐市環境センター（マテリアルリサイクル推進施設）の概要

施設の名称	赤磐市環境センターマテリアルリサイクル推進施設
施設の所管	赤磐市
所在地	赤磐市津崎197- 1
稼動開始年	平成 26 年４月
処理能力	４ ｔ / ５ 時間
	１.不燃・粗大ごみ・缶処理設備　2.5 ｔ / ５ 時間
	２.ペットボトル処理設備　0.5ｔ / ５ 時間
	３.プラスチック製容器包装処理設備 1.0ｔ / ５ 時間
搬入物	金属・埋立ごみ・てんぷら油等 全22 種類

(2) 中間処理量の見通し

中間処理量の見通しは、表 5-6-2 と図 5-6-1 に示すとおりです。

焼却処理施設と粗大ごみ処理施設は、ごみの減量化によって、処理量は徐々に減少していきますが、資源化施設は資源ごみ量の増加に伴い処理量は微増する予測です。

表 5-6-2　中間処理量の見通し

単位：t/年

区分	実績値	中期目標	計画目標
	令和７年度	令和12年度	令和17年度
焼却処理施設	9,121	8,646	8,107
粗大ごみ処理施設	158	149	148
その他資源化施設	135	136	138
計	9,414	8,931	8,393

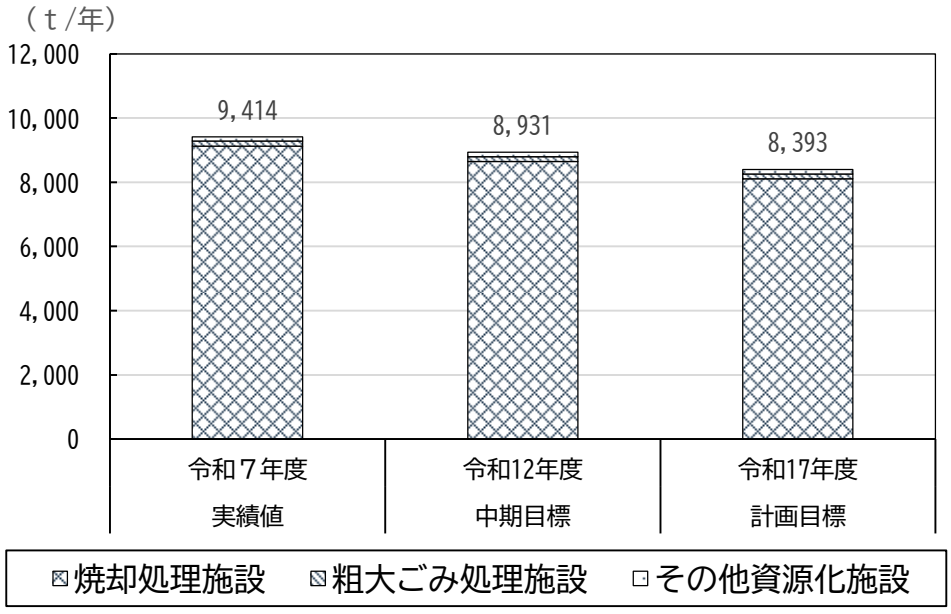

図 5-6-1　中間処理量の見通し

5-7 最終処分計画

(1) 最終処分場

最終処分場については、市内にある最終処分場は既に埋立てを完了し、現在では県外の民間事業者に委託処理しています。今後は、現行処理体制も含めて、また、岡山県が作成する広域化・集約化計画も考慮しつつ、「適正かつ安定的な処分方法の複数チャンネル化の推進」を継続します。

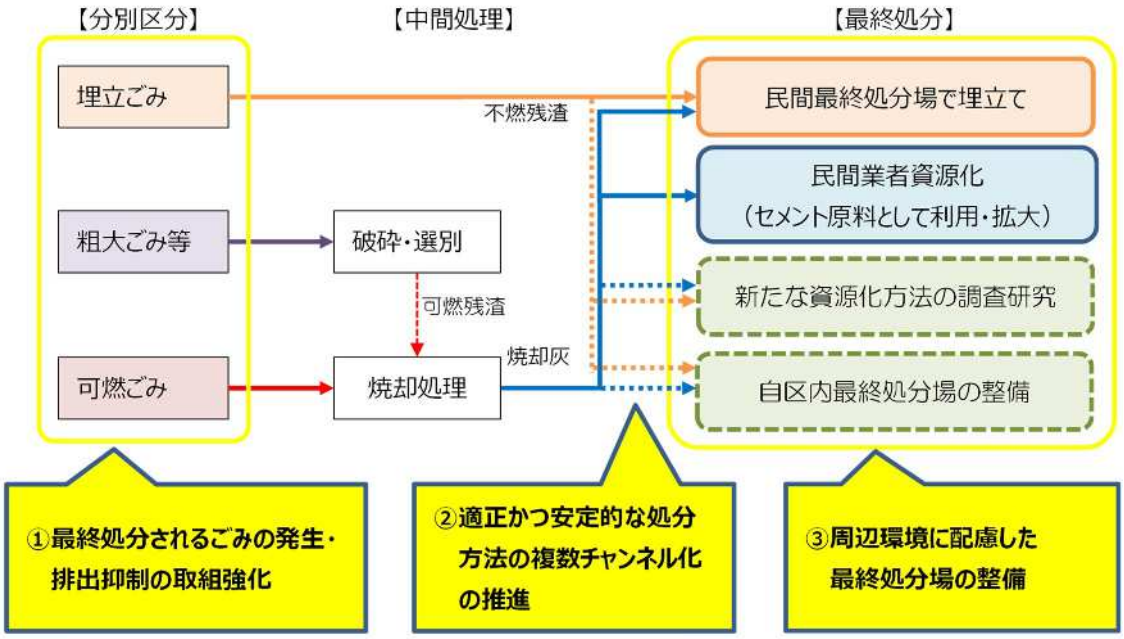

図 5-7-1　最終処分場に係る基本方針のイメージ

(2) 最終処分量の見通し

最終処分量の見込みは、表 5-7-1 と図 5-7-2 に示すとおりです。
最終処分量は、ごみの減量化に伴い少しずつ減少する見込みです。

表 5-7-1　最終処分量の見通し

項目		単位	実績値	中期目標	計画目標
			令和７年度	令和12年度	令和17年度
最終処分量		t/年	700	667	629
	直接最終処分量	t/年	86	85	83
	焼却残渣量	t/年	614	582	546
最終処分率		%	6.9	6.8	6.8

最終処分率　　最終処分量÷ごみ処理量×100

ごみ処理量＝直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量

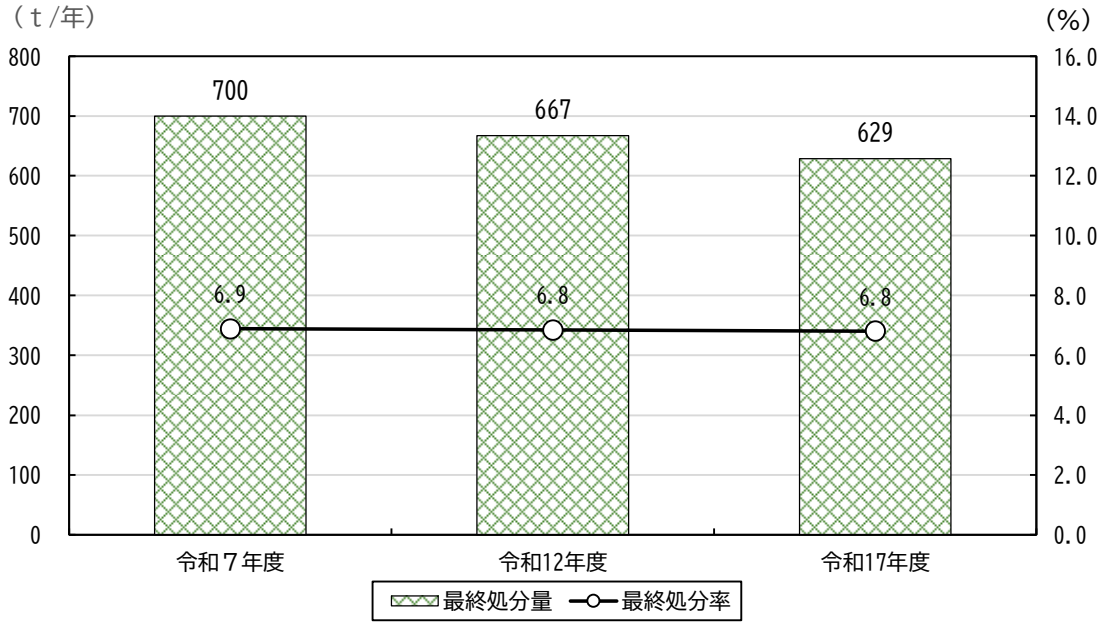

図 5-7-2　最終処分量の見通し

５-８ 災害廃棄物の処理に関する事項

災害時には、多種多量の災害廃棄物が発生するため、平常時に災害の発生に備えた体制を事前に整える必要があります。

本市では、令和２年３月に「赤磐市災害廃棄物処理計画」を策定しています。

災害時には、災害廃棄物処理計画に基づき迅速な対応を行うとともに、大規模災害により発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、自治体及び事業者との連携・協力を強化する必要があります。隣接する市町村で同様の被害が出た場合は、速やかに連絡を取って、災害廃棄物処理に関する協力を行うとともに、また、本市で被害が出た場合は、被害状況や必要とする人的・物的数量を明示し、応援要請を行います。県内における協力・支援体制については「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」に基づき県内市町村間の協力・支援の調整を行います。また、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会との「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」、岡山県環境整備事業協同組合との「災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定」及び一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会との「災害時における浄化槽の点検等の協力に関する協定」に基づいて協力・支援の調整を行います。

第３編　生活排水処理基本計画

第１章 基本的事項の整理..... 96
１−１ 生活排水処理基本計画策定の背景・目的..... 96
１−２ 生活排水処理基本計画の位置づけ..... 97
第２章 生活排水処理の現状及び課題..... 98
２−１ 生活排水処理のフロー..... 98
２−２ 生活排水処理体制..... 99
２−３ 生活排水処理の実績..... 103
２−４ し尿処理経費..... 105
２−５ 前計画目標の達成状況..... 106
２−６ 課題の抽出..... 107
第３章 生活排水の排出量の予測..... 108
３−１ 処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の予測手順..... 108
３−２ 処理形態別人口の予測..... 109
第４章 生活排水処理基本計画..... 111
４−１ 基本理念及び基本方針..... 111
４−２ 数値目標..... 112
４−３ 処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の目標..... 112
４−４ 収集・運搬計画..... 113
４−５ 中間処理計画..... 113
４−６ 最終処分計画..... 113

第１章 基本的事項の整理

１-１ 生活排水処理基本計画策定の背景･目的

日常生活で発生する生活排水は、し尿や水洗便所排水と台所、風呂、洗濯から排水される生活雑排水から構成されます。これら生活排水を処理する施設は、公衆衛生の向上を図るとともに、快適な生活環境の確保や河川･湖沼･海域などの公共用水域の水質保全を果たすための重要な役割を担っています。

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970(昭和 45)年 12 月 25 日法律第 137 号)」第６条第１項の規定に基づき、2021(令和３)年３月に長期的かつ計画的な生活排水対策を行うため、「赤磐市一般廃棄物処理基本計画（以下この章において「当初計画」と言う。)」を策定しました。

国の廃棄物政策においては、市町村による一般廃棄物処理基本計画の策定は、「目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね５年ごとに改定する必要がある」（生活排水処理基本計画策定指針　平成２年 10 月）という方針が示されており、一般廃棄物処理基本計画の定期的な見直しが求められています。

本計画は、短期目標年度における中間見直しであり、当初計画策定以降の本市の生活排水処理の状況を整理・評価し、残る 10 年間の計画期間における生活排水処理に係る基本的な取組を整理するものです。

１-２ 生活排水処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第６条第１項の規定に基づいて、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、本市の区域内の生活排水処理に関する計画を定めるもので、本計画の位置づけは図 1-2-1 に示すとおりです。

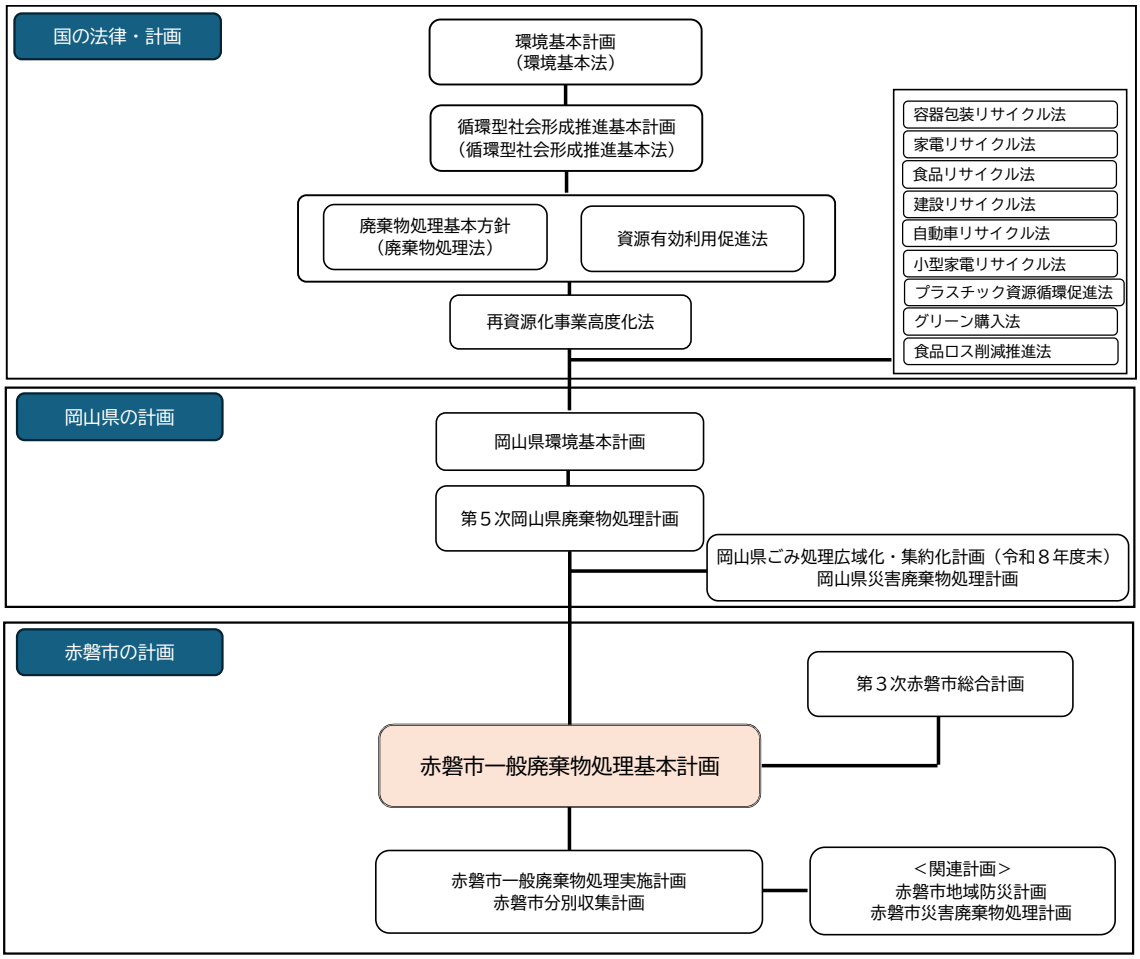

図 1-2-1　一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の位置づけ

注）一般廃棄物処理計画は、長期的・総合的な視点に立ち廃棄物処理の基本的事項を定める「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「一般廃棄物処理実施計画」により構成されます。

第２章 生活排水処理の現状及び課題

２-１ 生活排水処理のフロー

本市の生活排水処理フローは図 2-1-1 に示すとおりです。生活排水は、し尿とし尿以外の生活雑排水（台所、風呂、洗濯などからの排水）に分けられます。

公共下水道や合併処理浄化槽が整備されている世帯の生活排水は、し尿も生活雑排水も処理されて公共用水域に放流されています。

しかし、単独処理浄化槽やくみ取り世帯の生活雑排水は、未処理のまま公共用水域に放流される状況となっています。

合併処理浄化槽や単独処理浄化槽及び農業集落排水施設から発生する浄化槽汚泥やくみ取りし尿は、１市１町で構成する和気・赤磐環境衛生施設組合のし尿処理施設（和気赤磐衛生センター）で適切に処理しています。

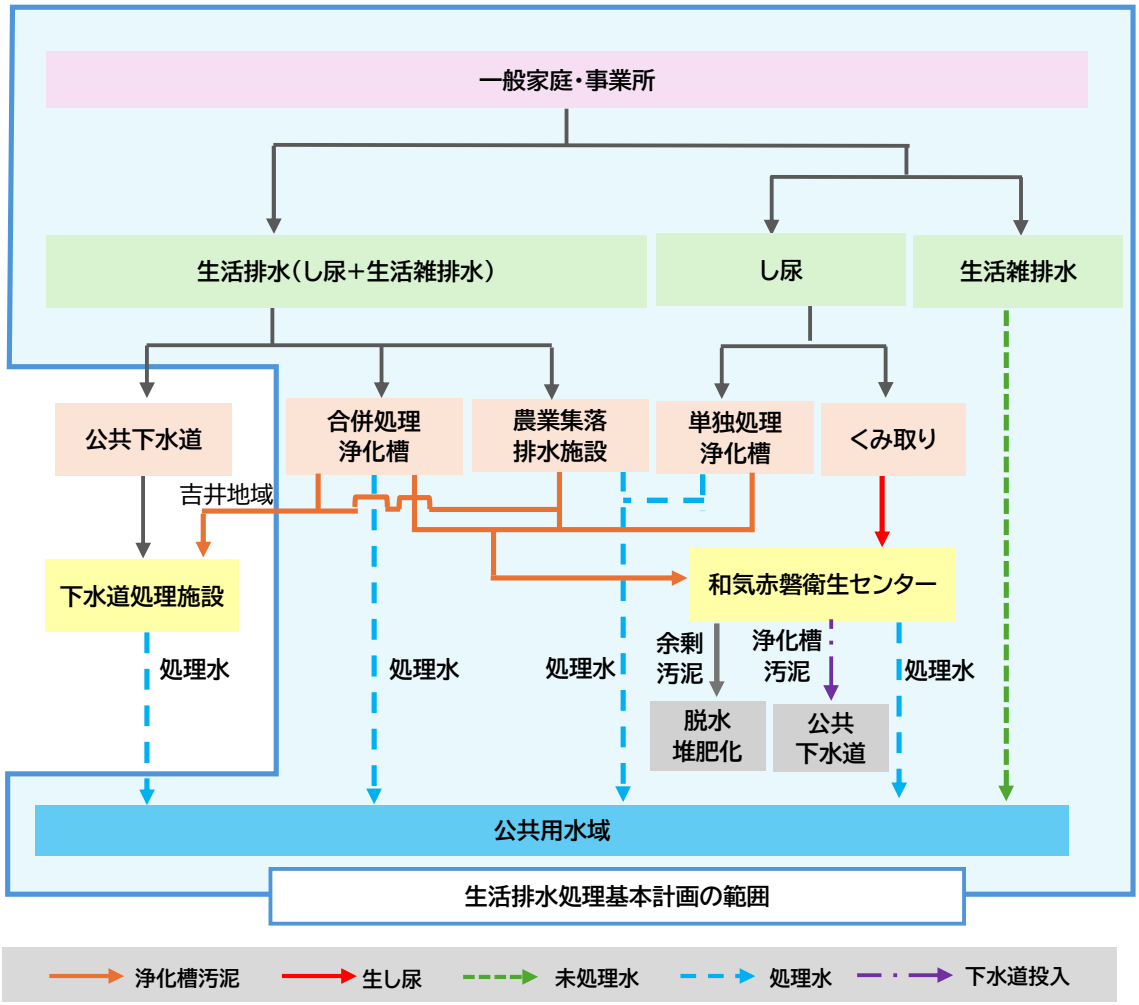

図 2-1-1　生活排水処理フロー

2-2 生活排水処理体制

(1) 処理主体

生活排水の処理施設及び設備は、公共下水道、農業集落排水施設及びし尿処理施設、合併処理浄化槽などの設備があります。各施設や設備で処理の対象とする生活排水と処理主体は、表 2-2-1 に示すとおりです。

なお、公共下水道及び農業集落排水施設については、処理施設及び下水を流す管渠を本市が整備して維持管理を行っています。

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽は、個人が設置して維持管理を行っています。

し尿・浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設は、和気・赤磐環境衛生施設組合が維持管理しています。

表 2-2-1　生活排水と処理主体

処理施設の種類		対象となる生活排水の種類	処理主体
（1） コミュニティ・プラント		し尿及び生活雑排水	該当なし
（2） 合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人
（3） 公共下水道	単独公共	し尿及び生活雑排水	赤磐市
	流域関連	し尿及び生活雑排水	該当なし
（4） 農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	赤磐市
（5） 単独処理浄化槽		し尿	個人
（6） し尿処理施設（和気赤磐衛生センター）		し尿及び浄化槽汚泥	和気・赤磐環境衛生施設組合

(2) 収集･運搬

本市のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制は、表 2-2-2 に示すとおりです。

表 2-2-2　収集・運搬体制

区分	体制
し尿	許可業者
浄化槽汚泥	許可業者

(3) 生活排水処理施設の状況

① し尿処理施設

本市で発生するし尿・浄化槽汚泥は、和気赤磐衛生センター（し尿処理施設）で処理しています（吉井地域の合併処理浄化槽汚泥は、本市の吉井浄化センター(特定環境保全公共下水道)で処理しています)。和気赤磐衛生センターの概要は表 2-2-3 に示すとおりです。

搬入された浄化槽汚泥は公共下水道に放流、し尿は脱水汚泥と処理水に分離され、処理後の処理水は公共用水域に放流しています。

表 2-2-3　和気赤磐衛生センターの概要

項目	内容	
所在地	岡山県和気郡和気町本２番地	
供用開始	平成 14 年４月	
敷地面積 / 延床面積	10,661.34m^2 / 1,970m^2	
処理能力	72kL/日（し尿：50 kL/日、浄化槽汚泥：22 kL/日）	
処理方法	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理設備	
	主処理設備	ＲＵ式し尿分離
	高度処理設備	凝集膜分離＋活性炭吸着
	汚泥処理	脱水＋し渣焼却
	脱臭設備	高濃度脱臭：燃焼脱臭、生物脱臭
		中濃度脱臭：薬液洗浄＋活性炭吸着
		低濃度脱臭：活性炭吸着

注）浄化槽汚泥は、前処理・希釈・下水道放流

② 公共下水道

本市では、市民生活の環境整備と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備を進めてきており、山陽処理区・桜が丘東処理区・熊山処理区・吉井処理区の４処理区において、公共下水道事業を実施しています。

公共下水道事業の概要は、表 2-2-4 に示すとおりです。

表 2-2-4　公共下水道事業の概要

項目	山陽処理区 （公共・特環）	桜が丘東処理区 （公共）
処理場名	山陽浄化センター	桜が丘東浄化センター
敷地面積	約54,900m^2	約9,400m^2
全体計画区域面積	985.0ha	157.6ha
全体計画処理人口	23,610 人	7,200 人
排除方式	分流式	分流式
位置	立川373-1	桜が丘東３丁目3-641
供用開始	平成 18 年 10 月	平成 20 年３月
現有処理能力	11,280m^3/日	2,800m^3/日
処理方式	凝集剤併用型ステップ流入式 多段硝化脱窒法＋急速ろ過法	長時間エアレーション法

項目	熊山処理区 （公共・特環）	吉井処理区 （特環）
処理場名	熊山浄化センター	吉井浄化センター
敷地面積	約10,500m^2	約7,200m^2
全体計画区域面積	229.2ha	182.7ha
全体計画処理人口	3,730 人	1,600 人
排除方式	分流式	分流式
位置	松木410	稲蒔417-1
供用開始	平成 14 年４月	平成 14 年３月
現有処理能力	2,800m^3/日	1,600m^3/日
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

③ 農業集落排水施設

本市では、農業用水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するため、勢力地区・奥吉原地区・仁堀地区の３地区において、農業集落排水事業を実施しています。

農業集落排水事業の概要は、表 2-2-5 に示すとおりです。

表 2-2-5　農業集落排水事業の概要

項目	勢力地区	奥吉原地区	仁堀地区
処理場名	勢力浄化センター	奥吉原浄化センター	仁堀浄化センター
全体計画区域面積	3ha	7ha	19.8ha
全体計画処理人口	120 人	340 人	1,180 人
位置	勢力300番地	奥吉原80番地	仁堀西１番地
供用開始	平成９年	平成14年	平成22年
現有処理能力	32m^3/日	91m^3/日	319m^3/日

2-3 生活排水処理の実績

(1) 生活排水処理形態別人口

本市の生活排水処理形態別人口は、表 2-3-1 及び図 2-3-1 に示すとおりで、令和７年度では、公共下水道の接続率が 96.9%、農業集落排水施設の接続率が 82.1%となっています。

また、公共下水道整備の進展に伴い、浄化槽人口（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽）やし尿収集人口は減少傾向となっています。

生活排水処理率（＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100）は、おおむね増加傾向を示しており、令和７年度で 90.2%となっています。

表 2-3-1　処理形態別人口の推移

区分/年度					R3	R4	R5	R6	R7
年間日数				日	365	365	366	365	365
総人口（計画処理区域内人口）				人	43,559	43,244	42,753	42,283	41,922
	水洗化・生活雑排水処理人口			人	38,515	38,454	38,420	38,285	37,833
		公共下水道	整備人口	人	34,532	34,325	34,842	34,112	34,135
			接続人口	人	33,333	33,237	33,128	32,976	33,064
			接続率	%	96.5	96.8	95.1	96.7	96.9
		農業集落排水	整備人口	人	757	730	717	674	681
			接続人口	人	620	593	593	568	559
			接続率	%	81.9	81.2	82.7	84.3	82.1
		合併処理浄化槽		人	4,562	4,624	4,699	4,741	4,210
		生活排水処理率		%	88.4	88.9	89.9	90.5	90.2
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）			人	1,482	1,482	1,442	1,395	691
	非水洗化人口			人	3,562	3,308	2,891	2,603	3,398
		し尿収集人口		人	3,562	3,308	2,891	2,603	3,398
		自家処理人口		人	0	0	0	0	0

注）人口は各年度末実績

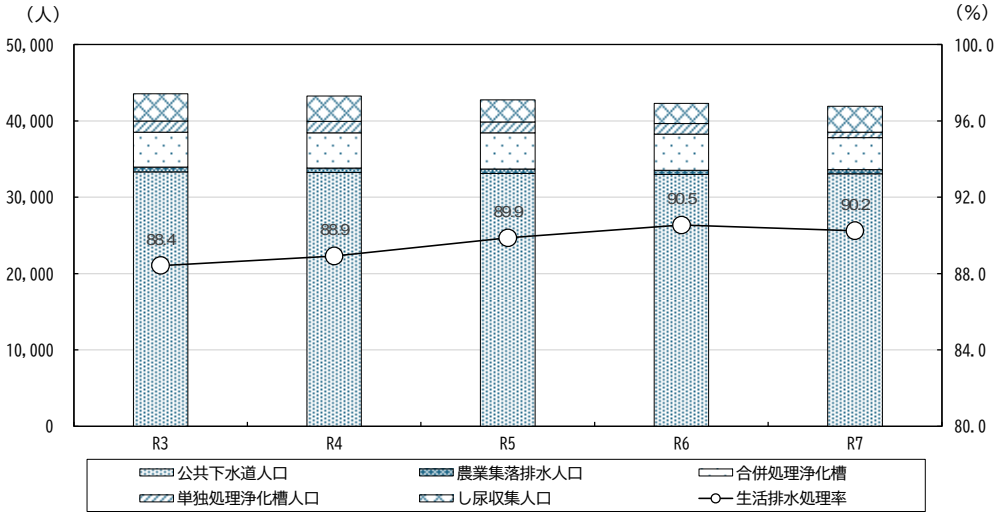

図 2-3-1　処理形態別人口の推移

(2) 収集･運搬量

本市のし尿・浄化槽汚泥排出量の推移は、表 2-3-2 及び図 2-3-2 に示すとおりです。

し尿･浄化槽汚泥排出量は、し尿収集人口や浄化槽人口と同様に、年々減少傾向となっていますが、１人１日当たりし尿･浄化槽汚泥排出量は、横ばい傾向を示しています。

表 2-3-2　し尿・浄化槽汚泥排出量の推移

項目/年度				R3	R4	R5	R6	R7
収集搬入量			kL	11,190.9	11,537.5	10,702.6	10,918.7	10,221.0
	し尿排出量		kL	5,442	5,558	5,147	5,385	4,952
	浄化槽汚泥排出量		kL	5,748	5,979	5,556	5,534	5,269
		浄化槽汚泥（合併+単独）	kL	5,410	5,641	5,288	5,266	5,001
		農業集落排水汚泥	kL	338	338	268	268	268
１人１日当たりし尿収集量			L/人/日	4.19	4.60	4.86	5.67	3.99
１人１日当たり浄化槽汚泥排出量			L/人/日	2.36	2.45	2.25	2.26	2.64

注）合併浄化槽汚泥には、農業集落排水汚泥も含む。

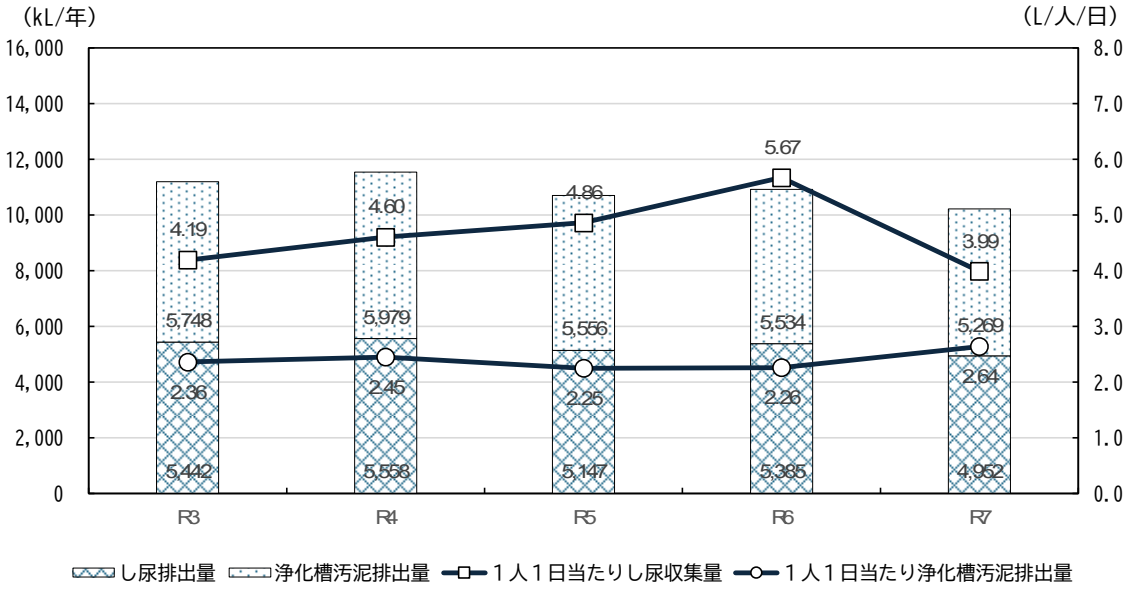

図 2-3-2　し尿・浄化槽汚泥排出量の推移

２-４ し尿処理経費

本市のし尿処理（浄化槽汚泥含む）の経費は、表 2-4-1 及び図 2-4-1 に示すとおりです。

し尿処理は、組合に委託している関係から、組合分担金として支出していますが、処理経費は横ばい傾向を示しているものの、１kL 当たりの処理経費は、増加傾向となっています。

表 2-4-1　し尿処理経費の推移

項目	単位	R3	R4	R5	R6	R7
総人口（計画処理区域内人口）	人	43,559	43,244	42,753	42,283	41,922
し尿・浄化槽汚泥排出量	kL	11,191	11,538	10,703	10,919	10,221
し尿・浄化槽汚泥処理事業経費	千円	106,977	107,494	122,132	115,751	108,106
市民１人当たりの処理及び維持管理費	円/人	2,456	2,486	2,857	2,738	2,579
し尿等排出量当たりの処理及び維持管理費	円/kL	9,559	9,317	11,411	10,601	10,577

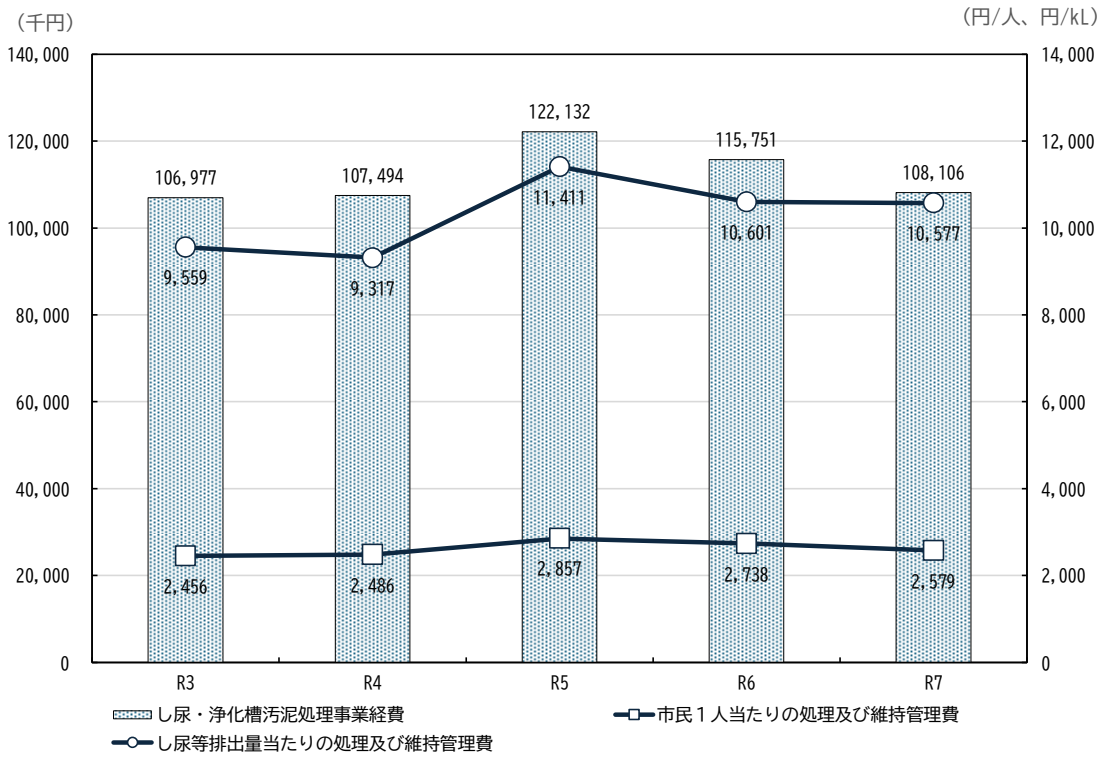

図 2-4-1　し尿処理経費の推移

２-５ 前計画目標の達成状況

当初計画目標のうち、短期目標（令和７年度）と最新実績（令和７年度）の処理形態別人口及び生活排水処理率を比較すると、当初計画の短期目標に比べて、合併処理浄化槽及び農業集落排水施設の処理人口は目標値を下回ったものの、公共下水道の処理人口は目標値を上回っています。その結果、生活排水処理率は短期目標 90.5%に対して、令和７年度では90.2%となっており、概ね目標を達成しています。

表 2-5-1　当初計画目標の達成状況

区分/年度				実績	短期目標
				令和７年度	令和７年度
年間日数			日	365	365
１.計画処理区域内人口			人	41,922	41,584
２.水洗化・生活雑排水処理人口			人	37,833	37,630
	(1) コミュニティ・プラント		人	0	0
	(2) 合併処理浄化槽		人	4,210	4,632
	(3) 公共下水道	単独公共	人	33,064	32,333
		流域関連	人	0	0
	(4) 農業集落排水施設		人	559	665
３.水洗化・生活雑排水未処理人口			人	691	640
４.非水洗化人口			人	3,398	3,314
		し尿収集人口	人	3,398	3,314
		自家処理人口	人	0	0
５.計画処理区域外人口			人	0	0
生活排水処理率			%	90.2	90.5

２-６ 課題の抽出

本市の生活排水処理率は令和７年度では 90.2%に達していますが、内訳をみると公共下水道が 78.9%、合併処理浄化槽は 10.0%、農業集落排水施設が 1.3%となっており、公共下水道が占める割合が高くなっています。今後、生活排水処理率を向上させるためには、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）及び非水洗化人口（し尿収集）からの転換を促す取組が必要となります。

(1) 公共下水道の推進

本市の公共下水道のうち、桜が丘東処理区（公共下水道）は整備済みです。また、吉井処理区（特定環境保全公共下水道）と熊山処理区（公共下水道・特定環境保全公共下水道）については概ね整備済みであるため、残る山陽処理区の整備を進めていく必要があります。

(2) 合併処理浄化槽の設置の推進

公共下水道事業計画区域以外では、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿くみ取りで処理されていますが、生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽及びし尿くみ取りの世帯に対して、合併処理浄化槽への転換を推進していく必要があります。

第３章　生活排水の排出量の予測

３-１ 処理形態別人口及びし尿･浄化槽汚泥排出量の予測手順

将来のし尿及び浄化槽汚泥の排出量を予測するには、実績をもとに将来の生活排水処理形態別人口を予測し、さらに、その形態別人口に排出原単位（１人１日当たりの排出量）を乗じて求める方法が一般的であり、本計画でも基本的にはこの方法によって予測を行うものとします。

処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の予測手順は、図 3-1-1 に示すとおりです。

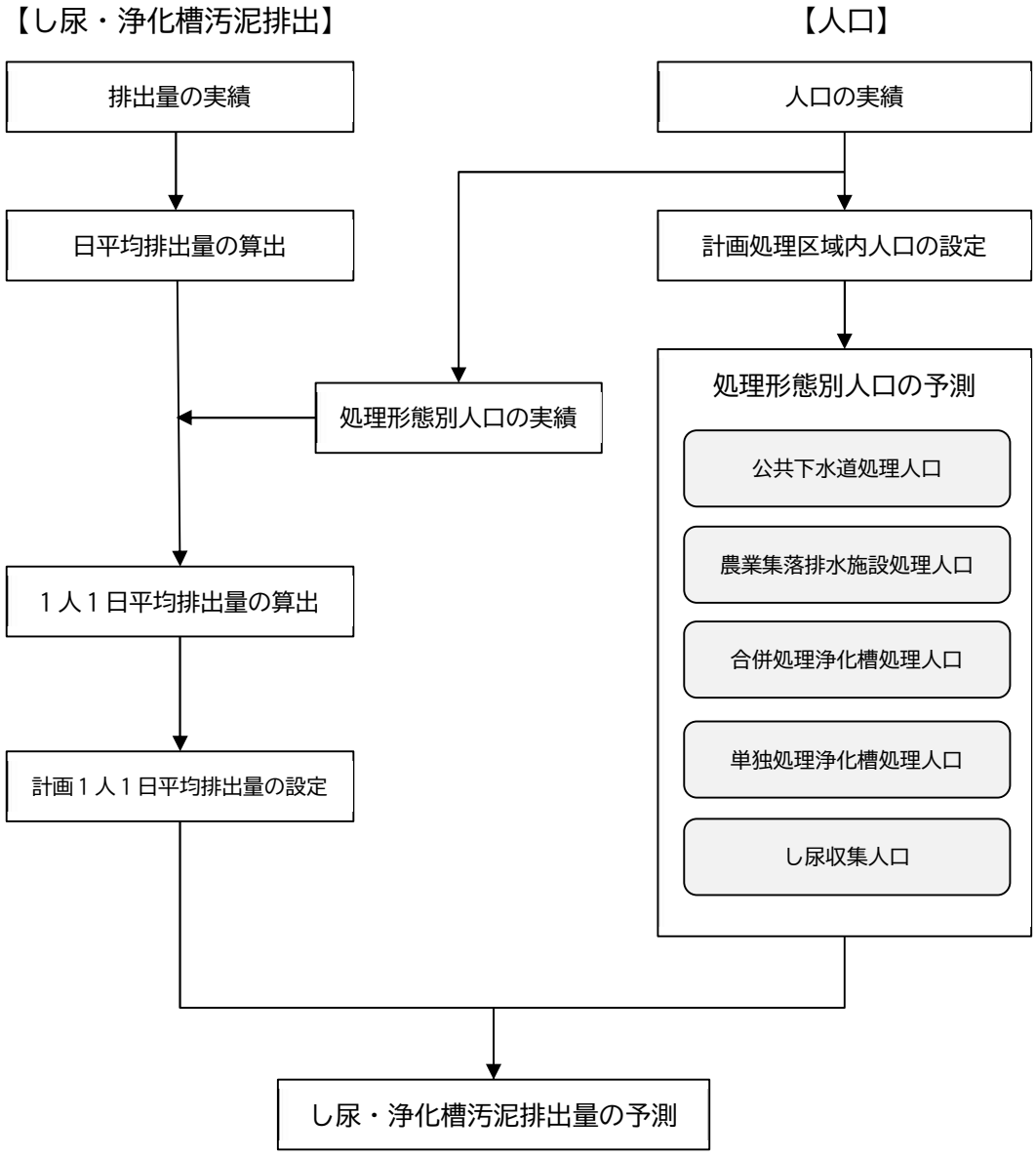

図 3-1-1　処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の予測手順

3-2 処理形態別人口の予測

(1) 計画処理区域内人口の設定

人口予測結果は、表 3-2-1 に示すとおりです。将来人口は、ごみ処理基本計画と整合性を図って設定しました。

令和７年度の実績値は 41,922 人であり、計画期間中、減少していくことが推定され、計画目標年度（令和 17 年度）では、39,113 人になることが見込まれています。

表 3-2-1　人口予測結果

項目	実績値	目標	
	Ｒ７年度	R12年度 （中期目標）	R17年度 （計画目標）
人口（人）	41,922	40,394	39,113

注）実績値は令和７年度末人口

(2) 処理形態別人口の予測の考え方

処理形態別人口は実績値と「赤磐市下水道事業経営戦略（改訂版）（2025 年赤磐市）（以下、「経営戦略」という）」を参考に設定しています。整備計画等の明らかでない処理形態別人口の予測は、過去の人口の実績比率をもとに設定します。処理形態別人口の予測手順は、図 3-2-1 に示すとおりです。

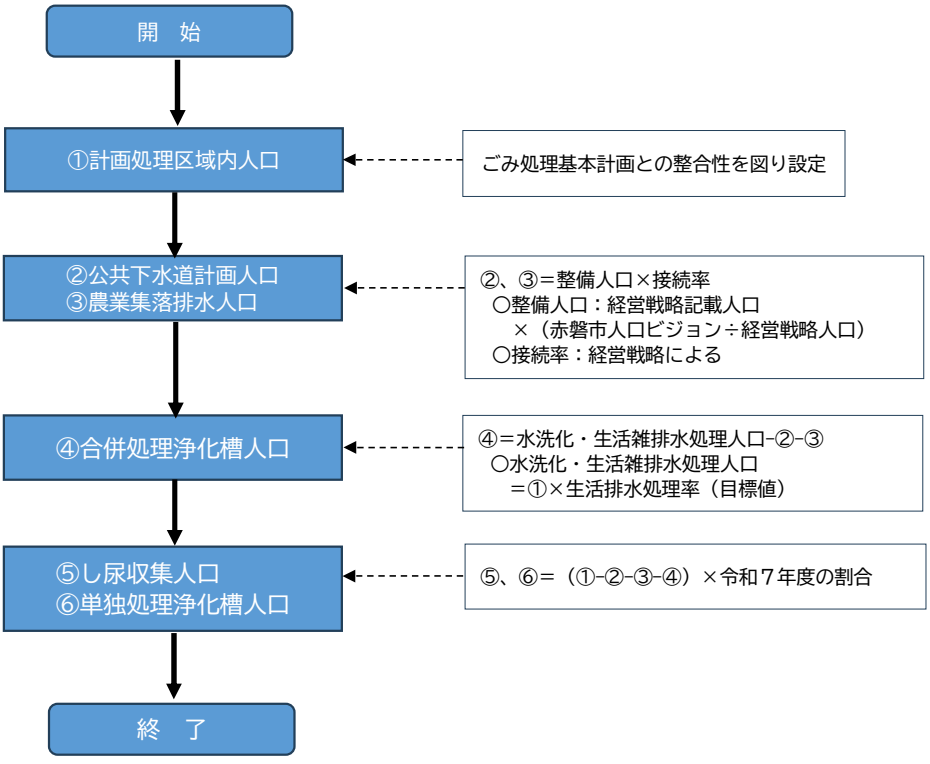

図 3-2-1　処理形態別人口の予測

(3) し尿･浄化槽汚泥排出量の予測の考え方

将来のし尿・浄化槽汚泥排出量は、各年度の処理形態別人口の予測値に１人１日当たりし尿・浄化槽汚泥排出量の計画値を乗じて算出しました。1人1日当たりし尿・浄化槽汚泥排出量の計画値は、表 3-2-2 に示すとおり、最新年となる令和７年度の実績値を採用しています。

将来のし尿・浄化槽汚泥排出量（kL/年）

＝処理形態別人口×1人１日当たりし尿・浄化槽汚泥排出量×年間日数÷1000

表 3-2-2　１人１日当たりし尿・浄化槽汚泥排出量の計画値

項目/年度		R3	R4	R5	R6	R7	計画値
１人１日当たりし尿収集量	L/人/日	4.19	4.60	4.86	5.67	3.99	3.99
１人１日当たり浄化槽汚泥排出量	L/人/日	2.36	2.45	2.25	2.26	2.64	2.64

(4) 処理形態別人口の予測結果

本市における生活排水処理形態別人口及びし尿･浄化槽汚泥排出量の予測結果は、表 3-2-3 に示すとおり、計画目標の令和 17 年度には生活排水処理率 98.9%に達する見込みです。

し尿排出量は、し尿収集人口の推移と同様に減少傾向を示します。浄化槽汚泥排出量は、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）が大きく減少するため、全体として減少傾向を示しています。

その結果、し尿・浄化槽汚泥の年間排出量は年々減少すると見込まれます。

表 3-2-3　処理形態別人口の予測結果

区分/年度				実績	中期目標	計画目標
				令和７年度	令和12年度	令和17年度
年間日数			日	365	365	366
1.計画処理区域内人口			人	41,922	40,394	39,113
2.水洗化・生活雑排水処理人口			人	37,833	38,172	38,683
	(1)	コミュニティ・プラント	人	0	0	0
	(2)	合併処理浄化槽	人	4,210	4,036	4,222
	(3)	公共下水道 単独公共	人	33,064	33,566	33,875
		公共下水道 流域関連	人	0	0	0
	(4)	農業集落排水施設	人	559	570	586
3.水洗化・生活雑排水未処理人口			人	691	375	73
4.非水洗化人口			人	3,398	1,847	357
		し尿収集人口	人	3,398	1,847	357
		自家処理人口	人	0	0	0
5.計画処理区域外人口			人	0	0	0
生活排水処理率			%	90.2	94.5	98.9
年間排出量			kL	10,221	7,478	5,231
	し尿収集量		kL	4,952	2,684	520
	浄化槽汚泥排出量		kL	5,269	4,794	4,710

※端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

第４章　生活排水処理基本計画

４-１ 基本理念及び基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

瀬戸内海の水質は、そこに流入する河川の水質に左右されるため、その流域市町村の責務は重大なものです。特に最近は工業排水のみならず、家庭から出る生活雑排水が、水質汚濁の大きな原因であることが明らかになっており、生活排水を適切に処理することが、水質管理の条件となってきています。

本市では、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備促進により、市民一体となって河川の水質を適正に管理し、水辺で遊べる快適な生活環境の創出を目指します。

(2) 生活排水処理の基本方針

生活排水処理の基本方針は下記のとおりとします。

①公共下水道整備の推進

市の推進体制、財政状況等を勘案して、山陽処理区の公共下水道の整備を推進するとともに、供用開始区域内の接続を促進します。

②合併処理浄化槽の普及

公共下水道及び農業集落排水施設以外の地域は、合併処理浄化槽の一層の促進を図ります。

③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

公共下水道及び農業集落排水施設等の集合処理区域では、各集合処理施設への接続を促進し、集合処理の対象区域以外では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

④浄化槽の適正管理に対する指導の強化

単独処理浄化槽、合併処理浄化槽の設置者に対しては、浄化槽法に従い、定期的に適正な点検・清掃がなされ、かつ、法定検査についても実施されるよう指導を強化します。

⑤水環境の保全に対する意識の高揚

水環境の回復・保全に関する教育や広報・啓発活動を通じて、市民の生活排水に関する意識を高揚させる取組を充実させていきます。

４-２ 数値目標

(1) 処理の目標

本計画における生活排水処理の目標は、表 4-2-1 に示すとおり、生活排水処理率を現状の約 90.2%から計画目標年度までに 98.9%にすることを目指します。

表 4-2-1　生活排水処理の目標

区分		実績	中期目標	計画目標
		令和７年度	令和12年度	令和17年度
計画処理区域内人口	人	41,922	40,394	39,113
水洗化・生活雑排水処理人口	人	37,833	38,172	38,683
生活排水処理率	%	90.2	94.5	98.9

４-３ 処理形態別人口及びし尿･浄化槽汚泥排出量の目標

本計画における処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の目標は、表 4-3-1 に示すとおりです。

表 4-3-1　処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の目標

区分/年度				実績	中期目標	計画目標
				令和７年度	令和12年度	令和17年度
年間日数			日	365	365	366
1.計画処理区域内人口			人	41,922	40,394	39,113
2.水洗化・生活雑排水処理人口			人	37,833	38,172	38,683
	(1)	コミュニティ・プラント	人	0	0	0
	(2)	合併処理浄化槽	人	4,210	4,036	4,222
	(3)	公共下水道 単独公共	人	33,064	33,566	33,875
		公共下水道 流域関連	人	0	0	0
	(4)	農業集落排水施設	人	559	570	586
3.水洗化・生活雑排水未処理人口			人	691	375	73
4.非水洗化人口			人	3,398	1,847	357
		し尿収集人口	人	3,398	1,847	357
		自家処理人口	人	0	0	0
5.計画処理区域外人口			人	0	0	0
生活排水処理率			%	90.2	94.5	98.9
年間排出量			kL	10,221	7,478	5,231
	し尿収集量		kL	4,952	2,684	520
	浄化槽汚泥排出量		kL	5,269	4,794	4,710

※端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

４-４ 収集･運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については表 4-4-1 のとおり、当面は現在の形態を維持します。

表 4-4-1　収集・運搬計画

区分		処理主体	対象	収集回数
し尿	定期収集	許可業者	一般家庭・事務所	申し込みにより随時
	臨時収集	許可業者	定期収集以外に便所・家屋改造等に伴う要請があった場合	申し込みにより随時
	災害収集	許可業者	大雨等で災害・伝染病等が発生し、市町が災害を認定した場合	市の要請
浄化槽汚泥		許可業者	市内における浄化槽設置区域	搬入を認めた者について年１回収集

４-５ 中間処理計画

生活排水処理は、現状と同様に、各主体が生活排水処理を適切に維持管理することで、処理を継続していきます。また、市内で発生するし尿・浄化槽汚泥は、引き続き、和気赤磐衛生センターにおいて適正処理を継続していきます。

４-６ 最終処分計画

し尿処理施設（和気赤磐衛生センター）の処理により発生する余剰汚泥については、引き続き、脱水した後、民間業者へ委託し堆肥化します。

赤磐市　一般廃棄物処理基本計画　令和９年３月

岡山県　赤磐市
市民生活部　環境課
〒709-0898　岡山県赤磐市下市 344 番地
TEL：086-955-5374　FAX：086-956-3016